

令和 5 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 5 年 3 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 14 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期14日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 1	水	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 2	木	休 会		議案調査
第3日	3. 3	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	3. 4	土	休 日		
第5日	3. 5	日	休 日		
第6日	3. 6	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	3. 7	火	予算審査 特別委員会	午前9時	令和5年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（個別説明）
第8日	3. 8	水	休 会		議案調査
第9日	3. 9	木	予算審査 特別委員会	午前10時	令和5年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第10日	3. 10	金	予算審査 特別委員会	午前10時	令和5年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第11日	3. 11	土	休 日		
第12日	3. 12	日	休 日		
第13日	3. 13	月	休 会		議案調査
第14日	3. 14	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和5年3月1日

令和5年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和5年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年3月1日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和5年3月1日 午前10時00分				
	閉議	令和5年3月1日 午前11時58分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	3番 花井 茂		4番 飯畑 秀夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員 書記会長	村山 宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月1日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件12件、条例案件10件、その他案件2件、計24件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が1月18日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。1月23日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会並びに広報編集特別委員会が開催されております。1月27日の東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の現状を視察しております。2月6日から7日の東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会においては、大震災から学ぶべき防災について、石巻市へ視察を行うとともに、復興のまちづくり並びに移住・定住対策について女川町に行政視察を行っております。

次に、議会運営委員会が2月22日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和5年1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって3番 花井 茂君、4番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月14日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの14日間と決定します。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(佐藤一郎君) 日程第3、村長提出の議案第6号から議案第29号を一括して、村長の提案理由の説明並びに令和5年度の所信表明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日ここに、令和5年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和5年度村政運営の所信と、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて申し上げます。

まず、令和5年度当初予算についてです。

令和5年度一般会計当初予算は、150億1,800万円で、対前年度比33.0%、金額にして37億3,000万円の増となりました。

令和5年度予算は「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現に向かって3回目の当初予算となります。また、国が定める第2期復興・創生期間の中間年に当たります。

このことから、予算の編成に当たっては、令和4年度に引き続いて、村民の今を支える取組、村の将来への布石となる取組の2つの力点の下、次世代継承、なりわい、10年後を見据える、帰還困難区域という4つの指標を設けて、事業の組立てを行っております。

特に人口減少、少子高齢化という被災地にとどまらない大きな社会的課題に対応する施策展開が、村の将来への布石となることから、令和5年度は、昼間人口、すなわち日中に村内で働く人や活動する人、交流する人をこれまで以上に増加させる取組を全庁的に進めることとしております。

また、令和5年度は新たに子供の誕生を祝い、子育てするご家庭や、就学・進学する児童生徒を応援する赤ちゃん誕生祝金、出産・子育て支援事業、子育て応援支援金、また奨学金返還支援事業補助金などを新設するほか、村単独奨学金の返済免除の対象者に、村内で就業する方、起業する方を加えるなど、村の将来への布石として、村の希望であり宝である子供たちや次世代人材を、内外の隔てなく強力に支援することとしております。

なお、復興・創生期以降も継続すべき事業、民間活力や新たな担い手に移行すべき事業、復興・創生期終了とともに縮小廃止していく事業など、将来予測を踏まえた事業の組立てにも注視して、予算、財源の検討を行っております。

詳細については、予定されている予算審査特別委員会等でご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の各課の主な動きについて報告いたします。

まず、総務課関係です。

1月8日、飯舘村消防団、女性消防隊、役場消防隊の観閲式並びに令和5年出初め式を

いいたて希望の里学園体育館で挙行いたしました。出初め式には、佐藤一郎議長をはじめ、村議会議員の皆様、飯舘分署長、女性消防隊長をご来賓にお迎えし、村内外から参集した約90名の消防団員、消防隊員と共に、火災が1件もなく災害がない年になることを期して、新型コロナウイルス感染予防対策の継続と、防火防災への備えなど、さらなる努力を重ねられるようお願いいたしました。また、赤石澤傳消防団長から、新年を迎え心を新たにしていって、村民の安心安全の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員は、村民の生命と財産を守る決意を新たにしていたところです。

次に、1月31日に第4回行政区長・副区長会議を開催しております。会議では、各課長から主な事業の内容や進捗状況の説明があり、区長、副区長からは、事業等に対する質問や要望などが寄せられました。また、昨年11月に実施した行政区ヒアリングの内容確認と回答書も配付したところであります。なお、いただいた要望等については、実現可能なものから速やかに対応してまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住係関係です。

まず、村の10大ニュースについてです。昨年の年末から今年1月上旬までの投票の結果、第1位は、応募総数511票で、福島県沖地震発生でありました。令和4年3月16日23時36分に福島県沖を震源とするマグニチュード7.4、震度6強の地震が発生し、村内にも家屋の損壊や瓦の崩落など、多くの被害がありました。なお、地震発生直後から、各種事業を設け早期復旧に努めたところであり、多くの方々の記憶に残ったことがうかがえる結果となりました。また、10大ニュースの結果発表につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、新春村民の集いを中止とし、広報いいたての紙面上及び村ホームページでの動画公開による発表としたところであります。また、金賞をはじめ各賞の当選者につきましてはそれぞれ商品を郵送にてお送りいたしました。この事業は、村の歴史を記録するという観点でも意義ある事業と考えておりますので、来年度以降も続けてまいりたいと考えております。

次に、第68回福島県市町村広報協会コンクールについてであります。去る1月18日に実施された審査会にて、福島県から、広報誌部門にて本村の広報いいたて6月号が入選、同号の表紙が佳作を受賞したとの通知をいただきました。これもひとえにコロナ禍にもかかわらず、村民の皆様にご協力いただき、各種取材を快く応じていただいた成果であり、関係各位に心から御礼を申し上げます。今後とも、読みやすく親しめる、村民が主役の広報紙作りに努めてまいります。

次に、商工観光係関係です。

まず、村内事業者に対し5万円を給付する村独自の補助金、物価高騰対策事業者支援金であります。1月末までに94件、470万円の交付を行いました。

次に、県の事業再開・帰還促進事業によるいいたてプレミアム付商品券についてですが、販売最終日の1月31日までに、1万6,222冊を販売いたしました。今年度は、昨年度の販売予定総数に2,000冊を追加し、1万7,000冊としたことで、希望者については漏れなくご購入いただいたものと思っております。さらには、この交付金を活用して10月23日に、道の駅までい館において、村商工会の主催でいいたて秋まつりを開催いたしました。多くの

ステージイベントやミニSLの運行、お楽しみ抽せん会などが行われ、多くのご来場の皆様に秋まつりを楽しんでいただいたところです。また、同交付金を活用したいいたて冬まつりは、本年は11月26日に開催し、道の駅までい館、ふかや風の子広場の周辺が美しいイルミネーションで彩られる中、多くの来場者でにぎわいました。なお、イルミネーションの点灯式においては、昨年度に引き続き、ジャズの演奏や、子供たちによるキャンドルの点灯、村商工会による花火の打ち上げなどが行われ、来場者の皆様に大変ご好評をいただき、飯館の冬を盛り上げるイベントとなりました。

次に、宿泊体験館きこりであります。平成29年5月に素泊まりによる宿泊の営業を再開し、運営してまいりましたが、昨年8月から、福島県沖地震による被害箇所の改修工事を進めており、工事の安全管理のため、昨年10月から浴室利用を休止し、現在はコテージのみの営業となっているところです。なお、昨年4月から本年1月末までの全体利用者数は1,425人で、このうち宿泊利用者は342人となっております。今後宿泊体験館きこりにつきましては今年の春の再オープンを予定しており、村の宿泊施設として交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、村民の森あいの沢についてですが、昨年4月よりオートキャンプ場のモニター利用を開始し、11月末までに1,820人の利用がありました。ご利用いただいた多くの皆様方には、次もまた利用したいとお声をいただいておりますので、今後も、きこり、あいの沢ともに、村の観光交流の拠点として、村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況です。昨年4月から1月末現在までのレジ客数は、道の駅までい館が11万6,109人、セブンイレブンが20万4,517人となっております。道の駅では、精肉販売の開始や、牛肉等の注文販売、レストランメニューの見直しを行うなどの経営努力により、安定した運営を行っているとの報告を受けております。今後も株式会社までいガーデンビレッジによる村の復興拠点施設を活用した交流人口の拡大と地域の活性化が進展するよう努めてまいります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、昨年4月から1月末までに5,916人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても、昨年4月から1月末までに601件、756頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評をいただいておりますので、今後も村の復興拠点として、地域活性化を図るとともに、村内外に広くPRし、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民課関係です。

初めに、価格高騰による家計への負担増を踏まえた国の経済対策、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。基準日の9月30日において、村に住民登録がある令和4年度住民税の非課税世帯514世帯に対して、2月上旬までに1世帯5万円の給付金を振り込んでおります。

次に、マイナンバーカードの交付についてであります。国では、令和5年3月末までにほぼ全ての国民が保有するよう目指しており、さらに令和6年秋頃に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針が示されております。1月末現在の申請率は約6割とな

っているものの、交付率は46.4%となっており、広報紙や全戸チラシによる広報、土日の臨時窓口開設に加え、地域サロンや企業等を訪問しての周知活動、飯館村社会福祉協議会にご協力をいただいていた戸別訪問、さらに職員による村内出張申請の受付を行うなど、マイナンバーカード取得の推進に向けて取り組んでいるところであります。

次に、村民の帰還状況です。2月1日現在の村への帰還者は639世帯、1,226人で、帰還率は約25.5%となっております。これに震災後の転入者225人と、いいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は791世帯で1,502人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に159人、県内は福島市に2,074人、南相馬市に290人、伊達市に254人、川俣町に243人、相馬市に121人など、合わせて3,138人となっております。

次に、高速道路のふるさと帰還通行カードです。1月31日に国土交通省より、無料措置の期間が令和6年3月末まで1年間延長、さらに制度趣旨に合った適切な利用となるように、更新時の申請手続において、利用目的を確認する旨の公表がありました。なお、更新手続の時期や詳細については、具体的な内容が決定次第、改めてお知らせいたします。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。2回目まで終了した初回接種者は、2月1日現在、4,153人で86.5%の接種率となっております。また、現在国が進めているオミクロン株対応2価ワクチンにつきましては、62.3%となっており、国の接種率より20%、福島県の接種率より10%高い接種率となっております。なお、昨年当初からいちばん館で集団接種を進めてまいりましたが、村内接種希望者の接種が完了したことから、1月26日の集団接種で、村内の接種は終了したところであります。なお、いちばん館での接種は、初回接種と合わせ延べ件数で4,986人でありました。

次に、令和4年度の乳がん、子宮がんの集団検診を1月17日、いちばん館で行い、乳がん検診は119人の方が、子宮がん検診は103人の方が受診されました。今年度は、コロナ禍により、県内に医療逼迫警報が発令される中でも、感染防止対策を徹底して実施する体制を取り、例年より多くの方が受診されているところであります。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてであります。申請期限が令和6年4月10日まで1年延長されました。現在までに998件の申請となっており、うち997件が給付済みとなっております。

次に、高齢者の通いの場の一つとして、村内8地区で地域サロンが運営されております。8つのサロンを合わせた会員数も213人となり、十分な新型コロナウイルス感染予防を行いながら、身近な地区集会所での交流などを、徐々に実施いただいております。

次に、昨年村民の健康福祉に関する取組を推進することを目的に、福島県立医科大学と締結した包括連携協定に基づく、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生の村内での実習についてであります。昨年12月までに、いいたてホームやいちばん館で計12回開催し、延べ約100人が参加しております。なお令和5年度についても、今年度同様に実習を実施する方向で協議を進めているところであります。

次に、産業振興課関係です。

まず、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてです。令和6年春の運転開始を目指し、工事が進められているところではありますが、昨年12月中には、建物を支えるくいを打ち込む工事が終了し、現在は基礎工事を行っており、おおむね順調に工事が進んでいる状況であります。引き続き、工事の安全、また、工事に伴う車両の通行に関する安全対策などに努めていただきながら、工事の進捗を見守ってまいります。

次に、畜産関係です。昨年12月28日に交流センターふれ愛館において、村内及び避難先で畜産を営む畜産農家9件と、村の家畜飼料高騰緊急支援や今後の飯舘牛復活へ向けての説明をしながら意見交換を行いました。今後いただいたご意見を参考に、引き続き担い手確保や経営安定化に向けた畜産業支援策を検討してまいります。

次に、鳥獣被害対策関係です。今年度も、村鳥獣被害対策実施隊により、有害鳥獣の捕獲、パトロールを継続して実施していただいておりますが、今年1月31日現在の捕獲数は、主なもので、イノシシ77頭、サル93匹となっております。また、今年も昨年度に引き続き、サル駆除プロジェクトチームを編成し、サル用の大型囲いわな2基による捕獲を実施しておりますが、このわなによる捕獲数は、同じく、1月31日時点で53頭となっております。成果が現れてきているところでもあります。今後、整備中の有害鳥獣減容化施設の活用と併せて対策を進めてまいります。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係関係では、田尻浄水場の管理棟において、セメント瓦の屋根が風化し、雨漏りの心配があることから、鋼板の屋根にふき替えをして、室内の水道監視装置等を保全するための工事を進めており、年度内完成に向けて取り組んでおります。

次に、土木係関係では、村道の除雪について、2月6日時点で、1次路線を1回、2次路線を1回、拡幅、吹きだまりの除雪を2回実施し、冬季間の交通の安全に努めてまいりました。今後も、冬季間の交通の安全に努めてまいります。

次に、河川の除草事業においては、村で管理している普通河川17路線、延長18.5キロメートルにおいて、除草作業が完了しております。

次に、農業基盤再生係関係では、営農再開支援水利施設等保全事業によるため池施設の補修等については、8か所のため池の施設補修を進めており、年度内に完成する予定です。

また、農業基盤整備促進事業につきましては、村内15行政区において、今年度から行政区の工事の調整役として工事協議担当者を選任していただき、地元と密に協議をしながら進めております。なお、基盤整備の測量設計業務委託における3件の委託については、年度内に完了する予定となっております。また基盤整備工事の36件の工事については、20件の工事が完成しており、残りの工事についても、早期完成に鋭意努めてまいります。また、ため池の放射性物質対策工事については今年度8か所のため池で対策が完了いたしました。農業基盤整備の早期完了に向けてさらに取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係です。

まず、教育課関係です。去る2月21日に、総合教育会議を開催いたしました。会議では、今後の村における教育の方向性について、各教育委員から様々なご意見をいただいたところであります。

次に、令和5年度の就園・就学見込数ですが、までのりのこども園は5歳児10名の卒園児を含む13名の減少に対し、新入園児4名であり、現在より11名減の33名、いいたて希望の里学園は卒業生5名の減少に対し、新入生6名を含む10名の増加であり、現在より6名増の83名となり、園児・児童・生徒の合計人数は、現在の119名より3名減の116名となる見込みであります。

次に、次年度に向けた教育方針についてであります。いいたて希望の里学園においては、義務教育学校として開校してから2年が経過し、新型コロナウイルス感染症の対応のために計画どおりにできないこともありました。次年度はこれまで以上に、義務教育学校のメリットを生かしながら、充実を図ってまいります。具体的には、令和4年度より、全国で本格導入された小学校高学年における教科担任制です。本村では、令和2年度から導入していますが、昨年度は、国語科、算数科、外国語科、音楽科、体育科で実施し、さらに、中学年にも拡大しているところであります。また、後期課程においては引き続き、数学科において複数の教師による習熟度別の指導、外国語科においては教師とALTの2人体制での授業を実施してまいります。また小中一貫教育を行うに当たって編成可能な独自の教科として、いいたて学を設定しており、各学年の発達段階に応じて学習をしているところであります。前期課程では、村の第6次総合振興計画で策定したしみじみマスタープロジェクトを実現し、ごんぼっぱの育成から凍み餅づくりまでを体験学習しております。後期課程においても、毎年、興味深い成果物を製作しており、学習の成果を映像や冊子にしたり、凍み餅を販売するための包装袋をデザインしたりと工夫を凝らした取組を行っております。までのりのこども園においても、特色を生かした実践を行っており、読書活動の充実としてこども園と家庭とが一体となって、絵本の読み聞かせに力を入れているなど、幼児期から本へなれ親しむ仕組みを行っております。さらに学校でも、こども園でも、ICT教育の充実を図っております。学校では、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒に1人1台配付しているタブレット端末が順調に活用されており、こども園では、スクールバス利用時の安全確認や保護者との連絡などのために活用しております。次年度につきましても、このような本村の教育環境を十分に生かしながら、引き続き教育の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習課関係です。

12月3日にクリスマスジャズコンサートを開催しております。クリスマスソングやスタンダードナンバーが演奏され、上品なサウンドと心にしみる歌声に満たされたひとときとなりました。

次に、1月8日に村成人式を挙行いたしました。今年度も、新型コロナウイルス感染症予防のために、参加者全員の抗原検査、体温測定、手指消毒、マスク着用を実施し、式典のみの開催といたしました。震災を乗り越えた新成人たちは頼もしく、しっかりと成長した姿を見せてくれました。

次に、2月5日にスキー・スノーボード教室を、あだたら高原スキー場で開催いたしました。当日はご家族やグループなど50人の参加があり、ウィンタースポーツを楽しんでいただいたところでした。

次に、2月19日に芸能発表祭を開催いたしました。9団体が出演し、踊りや歌、伝統芸能など、日頃の成果を披露していただく中、移住されてこられた村民によるバイオリンやバンド演奏の披露や、ゲストのマジシャンや夫婦漫才による演芸もあり、参加者全員が懐かしさとともに真新しさを感じつつ、笑顔に包まれました。なお、特に八木沢の田植踊りについては、震災後初めての披露・復活となり、全国放送でも取り上げられたところであります。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

毎年のように、各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。

今年度においては昨年度に引き続き、地域防災を担う地区自主防災組織について協議を進め、村内に平行展開できるように努めてまいります。あわせて、昨年村内事業所の協力により、火災など有事の際に初期対応を担う企業消防組織を新設しましたので、令和5年度はさらなる協力企業の拡大に努めてまいります。

次に、財政関係であります。令和3年度から施行された第2期復興・創生期間に係る各種事業については、中間年度となるため、当該年度においても精力的に取り組むとともに、精度の高い財源の担保及び確保に努め、効果のある予算の執行に努めてまいります。また将来を見据えた長期的に対応できる骨太の財政力が確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住係関係です。

初めに、村の交流・移住・定住対策についてです。本議会に上程している令和5年度予算において、福島再生加速化交付金を活用した交流・移住・定住に係る窓口を、令和4年度に引き続き設置することとしております。県内外からの交流人口の増加を図るとともに、移住を希望される方への対応を丁寧に進めることにより、定住人口の増加を図ってまいります。

次に、情報発信についてです。令和4年度については、農産物を中心とした対外的な情報発信を、マルシェ型のイベントとして開催したところではありますが、令和5年度については、より村外に村産農産物をはじめ、村製品の品質のよさをアピールしていく場の創出に努めてまいります。またあわせて、飯舘産牛肉等の産品開発も進めてまいります。

次に、長泥地区における特定復興再生拠点等における避難指示の解除についてです。本年5月の大型連休あたりに、長泥地区特定復興再生拠点区域及び区域外の公園用地において、帰還困難区域の避難指示の解除を見込んでおりますが、なお避難指示解除後も引き続き、住民の方の意向を丁寧にお聞きしながら、必要な各種事業を進めてまいります。

次に、商工観光係関係です。

まず、商工業者の事業再開及び帰還促進を図ることを目的とした事業再開・帰還促進事業交付金を活用した各種イベントを開催し、村のにぎわいを創出するとともに、村内商工業の活性化を図ってまいります。

次に、新規就農者技術習得管理施設についてであります。宿泊体験館きこりに隣接す

る敷地に施設を建設することにより、新規就農希望者や移住希望者をはじめ新たな交流人口の拡大につながるものと期待しております。また、村民の森あいの沢については、昨年4月にプレオープンしたオートキャンプ場のエリアを部分的に拡張するとともに、新規建設施設や宿泊体験館きこりと連携しながら、村の観光拠点として、より村内外の皆様楽しんでいただける施設となるよう努めてまいります。

このほか、スタートアップ補助金やベンチャー企業創出支援事業、企業立地支援事業等のPRを行い、積極的に企業支援、企業誘致に取り組み、雇用の確保、創出拡大を推進してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税収納対策についてです。令和3年度から固定資産税の土地家屋の課税が始まるなど、帰還困難区域を除いて、税の課税が段階的に再開していますので、引き続き、適正な課税事務を行ってまいります。また、納付忘れがなく、金融機関やコンビニに行く必要がない上、期限内納付につながる口座振替の登録を引き続き推進しながら、滞納額が増えないよう収納対策に努めてまいります。

次に、交通安全、防犯対策についてです。必要な交通安全施設の新設や修繕、防犯カメラによる監視、さらに南相馬警察署、防犯指導隊、交通安全団体等との連携を図りながら、村内の交通事故防止や防犯対策を図ってまいります。

次に、ごみ処理対策についてです。一般廃棄物については引き続き南相馬市のクリーン原町センターへ焼却処理を委託してまいります。また村民の皆様、事業者の皆様に、分別の徹底やごみ減量化にご協力をいただきながら、併せて不法投棄防止対策や環境美化に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係です。

村民の今を支える取組である医療、介護、生活支援は、村民が暮らしていく上で欠かせないものであることから、さらに力を入れてまいります。このうち、医療については、いたてクリニックでの診療に加え、在宅での診療が受けられる体制の充実を図る上で、医師及びクリニック、訪問看護ステーションが連携した体制を進展させ、村民の安心につなげてまいります。また新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在、オミクロン株による新規陽性者は減少傾向にあり、大きな変動がない場合5類への変更が予定されております。村としましては、感染防止に係る基本対策や注意点など、広報やホームページ等で周知を図ってきたところですが、今後につきましても、感染防止に係る村民へのお願い等分かりやすく周知を図ってまいります。また、村民の生活状況と健康状態を把握するため、訪問活動を引き続き継続し、老人クラブ連合会や地域サロン、お茶会等での健康教室の開催や、生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の内容の拡充を図ります。また、在宅介護サービスを村内で受けられるよう村外事業者に対する在宅サービス提供加算や、村外のデイサービス等を利用される方に対して、施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業も引き続き行ってまいります。また、村内を拠点とした健康づくり、介護予防事業については、サポートセンターや8つの行政区で実施している地域サロンにて事業を展開してまいります。

次に、令和5年度は新たに、村の将来への布石となる取組として、次世代を担う子供の誕生を祝い、お祝い金を支給する赤ちゃん誕生祝金事業、妊娠・出産・子育てを応援する出産・子育て支援事業、小学校、中学校、高等学校に進学する児童に進学準備支援金を支給する子育て応援支援金を新設するほか、子供家庭総合支援拠点を設けて、子供の健やかな成長を促すための子育て教室や遊びの教室などを実施してまいります。これらの取組のほか、各課で分掌する事務・事業との連携を図りつつ、総合的な妊娠・出産・子育て支援を実施してまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係ですが、これまで村は、農用地の管理を担い手に任せたいという農家の意向を踏まえながら、農地バンクを活用した農用地利用集積を進めてまいりました。これにより、令和元年度から令和4年度までに9つの行政区で約405.5ヘクタールの農用地利用集積を実現しましたが、令和5年度は、環境省仮々置場の地権者への返還が進むことなどもあり、さらに約91ヘクタールの農用地集積が進む見込みです。今後も、地権者、担い手、行政区に丁寧に説明し、相談の上、集積面積の拡大を図ってまいります。

次に、なりわい農業に従事する農家に対しては、水稻に係る病虫害防除支援をはじめ、栽培・生産技術の指導研修や、省力化、効率化のための先進技術導入、技術継承、次世代育成のための取組など、安定経営、収入増のため、村独自の支援制度のほか、国県等の各種事業を活用して支援を行ってまいります。

また、福島県営農再開支援事業の農地の保全管理事業については、令和5年度も、県特認の10アール当たり1万2,000円は引き続き活用できますことと加えて、他の支援メニューである農用地の反転耕や均平化作業、電気牧柵等の設置、堆肥の配布、畦畔修復等を引き続き活用し、営農のための環境づくりを進めてまいります。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業です。令和5年度は、プラント本体の建築工事をはじめ、主要な工事が実施される予定であります。本事業は村にとって非常に重要な事業であり、また注目度の高い事業ですので、事業内容及び進捗等の正確性、妥当性、安全性をしっかりと確認しながら、村民、議会をはじめ周辺自治体等へも、機会を捉えて説明するなどし、令和6年春の運転開始に向けて取組を進めてまいります。

次に、畜産関係です。令和5年度も継続して、和牛遺伝子評価支援事業を実施し、遺伝子評価による優良個体を判別する仕組みを利用する農家に対する支援を行うことで、優良個体選抜の確実性の向上、繁殖、肥育の効率化、経営の安定と牛の品質向上を図り、飯舘牛ブランド再生に向けた取組を進めてまいります。また、畜産分野においても、スマート農業用設備導入支援など、省力化、効率化に向けた事業や、技術継承、次世代育成などの事業を進めてまいります。

次に、森林関係です。平成29年度から取り組んでおりますふくしま森林再生事業計画では、令和5年度から森林整備面積を約100ヘクタール規模に拡大し、里山の再生、林業の活性化を加速させてまいります。また、地域住民等による森林保全管理等の取組を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業についても、対象地の拡大を進めてまいります。

次に、除染、放射線対策関係です。除染に対する住民からの問合せについては引き続き、線量測定、必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを、環境省との協議で確約を得ておりますので、国に対応を求めてまいります。さらに、放射線への不安に対しては引き続き個人線量計の貸出しを行い、専門家による定期的な読み取りと説明、相談など、国と連携して実施してまいります。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出についてです。環境省からは、令和5年度は約16万立方メートルの輸送を計画していると伺っておりますが、除染廃棄物等が搬出された仮々置場等の農用地については、地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して、農家の方へ引渡しを円滑に行うよう引き続き国に求めてまいります。

次に、食品等の安心安全についてです。村では、食品放射性物質測定業務として、平成29年度までに導入した非破壊式の食品放射性物質測定器10台を活用して、測定を実施し、食品等の安全安心につなげる取組を行っておりますが、現在、3つの行政区において、村民自らが測定を実施しております。今後、同様の取組を推進するために、希望する地区に対して支援を進めます。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和5年度も、鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策を推進してまいります。特に、令和3年度より発足したサル駆除プロジェクトチームによる対策を引き続き実施し、サル駆除に力を入れてまいります。また新しく整備されます有害鳥獣減容化施設の活用を進め、捕獲した鳥獣の処分を行ってまいります。

次に、建設課関係です。

初めに、村道河川関係の維持管理や整備計画です。村道の草刈り等の維持管理については、復興庁の住民参加型地域の課題解決加速事業を活用し、15行政区で延長133.9キロメートルを実施する計画としております。また村道の舗装機能回復工事については、令和5年度は10路線で延長1.4キロメートルを計画しております。また、今年春の避難指示解除を見込む長泥地区においては、引き続き飲料水安全確保対策事業、いわゆる井戸掘削を進めてまいります。また、普通河川の草刈りについても、引き続き17の河川の草刈りを実施してまいります。

次に、村営住宅等関係です。村内111戸と飯野団地の23戸について、管理運営を引き続き行い、安心安全な住宅環境の管理運営に努めてまいります。

次に、農林業施設整備関係です。早期の営農再開に向けて、農業用施設の整備について地元と密に調整をしながら、事業採択を受けた18行政区において、各種工事を引き続き迅速に進めてまいります。

次に、教育課関係です。

令和2年4月の開校から4年目を迎えます義務教育学校いいたて希望の里学園では、9年間を通した系統的な学習、独自教科のいいたて学によるふるさと学習、3学年からの教科担任による授業、後期課程数学科での習熟度別学習、英語専門教室の設置など、今年度に引き続き、義務教育学校のメリットを生かした、本村の学校ならではの取組を実践してまいります。特にICT機器を活用した教育については、授業や家庭学習での活用、常勤ICT支援員の配置、コロナ禍で学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン

授業を実践するなど、ICT機器を最大限活用し、学びの環境、また規則正しい生活環境を維持するよう努めてまいります。

次に、開園から6年目を迎える幼保連携型認定こども園までの里のこども園です。ゼロ歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児の以上児、それぞれの年齢に合ったきめ細やかな保育・教育、幼児期からの英語活動や、本に親しむ取組などの特色ある保育・教育を行ってまいります。また、こども園の状況や情報を発信することにより、村の教育への関心を高め、乳幼児期から一定の子供の数を確保し、1人でも多くの子供たちが村の学校へ入学を希望していただけるよう努めてまいります。こども園、学校が目指す子供の姿を共有し、ゼロ歳から15歳まで一貫した教育を目指す本村においては、保育教諭と教職員の連携を密にした教育課程の構築や合同行事の実施による一体感の醸成を図るとともに、地域の関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習関係です。生涯学習関係では様々な事業を行っておりますが、事業の実施に当たっては、村民の安全安心を第一に考え、必要な新型コロナウイルス感染防止対策等を実施してまいります。まず、10年後を見据えた子供たちの体験学習事業として、昨年に引き続き、いきいきわくわく学びの旅事業を、5、6年生を対象として、夏休み中に実施してまいります。研修先は、震災以降、北海道栗山町で農業を営んでいる村民を訪ね、開拓の精神が息づく本村と栗山町のよいところを学び合い交流する予定です。また、歴史や自然、郷土の食文化、伝承芸能など、飯舘村の様々な魅力を村外へ発信し、次世代へ継承する事業として、いいたてYOITOKO発見！ツアーを実施してまいります。

また、村外に住む村民で、なかなか村に訪れる機会が少なくなってしまった方を主な対象とした、村内1日留学事業を新たに実施してまいります。内容としては、村の歴史や自然、グルメなど、飯舘村の様々な魅力に触れる機会を設けるものとし、村のよさを再発見してもらうバスツアーを計画してまいります。

また、5年目を迎えるスポーツ公園では、昨年初めて実施し好評を得ました「いいたてスポーツ公園ナイター駅伝」を8月上旬に実施し、駅伝チームの選手育成と、村民の交流及びいいたてスポーツ公園の利用促進、交流人口の増加などを図ってまいります。

なお、文化祭、芸能発表祭、自主文化事業「時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業」「いいたてYOITOKO発見！事業」、成人式などの企画実施に当たっては、実行委員会を組織したり、世話人をお願いすることなどによって、住民参加型で実施してまいります。

これらの事業を通して、村民同士の交流を進め、帰村者、移住者の生活安定につながる新たなコミュニティの形成や、帰村促進を進めてまいりたいと考えております。さらに、村商工会、道の駅までい館、希望の里学園などと連携、協力しながら事業を実施することで、村のにぎわいづくりや、移住・定住促進にも貢献してまいりたいと考えております。

それでは、提出しました議案につきましてその概要をご説明いたします。

議案第6号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）です。

既定予算総額に3億5,466万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を129億9,152万3,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に10億2,914万5,000円の増、徴税费から1,316万9,000円の減、民生費の児童福祉費から2,884万1,000円の減、衛生費の保健衛生費から4,202万7,000円の減、農林水産業費の農業費から4億6,835万円の減、土木費の道路橋梁費から1億2,729万1,000円の減、消防費の消防費から1,931万円の減、教育費の教育総務費に8,083万7,000円の増、諸支出金の普通財産取得費に4,154万3,000円の増などを計上したところです。

歳入ではこの増額に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費と地方債に係る限度額の追加及び変更を行っております。

議案第7号から議案第11号までは、各特別会計の整理予算です。

議案第12号は、令和5年度飯舘村一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を150億1,800万円といたしました。これは前年度に比べて37億3,000万円、率にして33.0%の増となります。当初予算としては、平成29年度に次いで村政施行2番目に大きい予算規模となっております。うち、復旧・復興関連予算は111億1,178万円で、歳出予算総額の74.0%を占めております。

それでは、令和5年度の重点事業について申し上げます。

まず、村政方針である「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」に沿った5つに区分される各種事業について申し上げます。

1つ目の「生きがいとなりわいの力強い再生と発展」では、1番目に新規就農者技術習得管理施設整備事業に3億3,565万9,000円、2番目に未来へつなぐ農業支援事業に4,300万円、3番目に福島県営農再開支援事業に7億7,449万4,000円、4番目にふくしま森林再生事業に4億1,668万9,000円、5番目に木質バイオマス施設等緊急整備事業に44億903万1,000円であります。

2番目の「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、1つ目に子育て応援支援金事業に1,350万円、2番目に出産・子育て支援事業に250万円、3番目に赤ちゃん誕生祝金事業に500万円、4番目に不妊治療支援事業に100万円、5番目に地域活動支援センター運営事業に205万8,000円、6番目に総合健診事業に3,530万3,000円、7番目に予防接種事業に2,322万6,000円、8番目にサポートセンター運営事業に4,521万円、9番目に村外介護サービス送迎事業に4,835万円、10番目に敬老会事業に654万3,000円となっております。

3の「情報通信技術（ICT）による新しい村づくり」では、1つ目に学校ICT活用事業に1,284万5,000円、2番目の村民コミュニティ構築支援ICT事業に3,396万8,000円となっております。

4点目の「ふるさと資源のフル活用」では、1番目に地域おこし協力隊活動事業に3,719万1,000円、2番目のいいたて魅力向上発信事業に2,996万円、3番目にみがきあげよう！ふるさと補助金に1,494万8,000円、4番目の交流・移住・定住等促進事業に8,149万5,000円、5番目に空き家・空地バンク登録推進事業に2,023万4,000円となっております。

5点目の「生き生きとした学びの場を育む」では、1つ目にいきいきわくわく学びの旅事業に723万1,000円、2番目にいいたてYOITOKO発見！ツアー事業に676万6,000円、

3番目にスクールバス運営事業に1億524万円、4番目に被災児童生徒等就学支援事業に870万3,000円となっております。

以上、5つの村政方針に沿って計上したところであります。

次に、歳入の概要を申し上げます。

地方交付税は、35億2,971万2,000円で、前年度に比べ30.2%の増です。

次に村債は、1億2,158万9,000円で、前年度に比べ20.3%の減です。

歳入のうち、自主財源は65億4,341万1,000円で、前年度に比べ27億5,160万1,000円、率にして72.6%の増です。この主な要因は、国県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金などの基金繰入金が増となったことなどによるものであります。

議案第13号は、令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ7億9,460万6,000円としました。前年度に比べ2.7%の減です。

議案第14号は、令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ1億5,719万4,000円としました。前年度に比べ8.8%の増です。

議案第15号は、令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,275万9,000円としました。前年度に比べ0.1%の増です。

議案第16号は、令和5年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定及びサービス事業勘定を合わせた歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,296万2,000円としました。前年度に比べ8.2%の減です。

議案第17号は、令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,685万2,000円としました。前年度に比べ0.1%の増です。

議案第18号は、飯舘村個人情報保護法施行条例です。これは、個人情報保護法の改正に伴い、所要の整備を行うものです。

議案第19号は、飯舘村議会の個人情報の保護に関する条例です。これは、個人情報保護法の改正に伴い、議会における個人情報の保護について、所要の整備を行うものです。

議案第20号は、飯舘村個人情報保護審査会条例です。これは、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の適切な取扱いを確保するため、諮問機関として個人情報保護審査会を設置することとされており、所要の整備を行うものです。

議案第21号は、飯舘村債権管理条例です。村の債権に関して、事務処理や処理基準など、必要な事項を一体的に定め、債権管理の適正化を図るため、制定するものであります。

議案第22号は、飯舘村長泥公園設置条例です。飯舘村長泥曲田地内に整備した公園について、条例に位置づけるものであります。

議案第23号は、長泥コミュニティーセンター設置条例です。飯舘村長泥字長泥地内に整備した長泥コミュニティーセンターについて、条例に位置づけるものであります。

議案第24号は、飯舘村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、消防団員の処遇改善が国の指導によりうたわれており、勧告に基づき、消防団員報酬を引き上げるものです。

議案第25号は、飯舘村奨学金貸与条例の一部を改正する条例です。これは、奨学金の貸

付けに関し、返還を免除される対象者の拡大を図るとともに、免除する額の基準を定めるものです。

議案第26号は、飯舘村民家園ふるさと設置条例の一部を改正する条例です。この改正は、民家園ふるさとの利用に関し、多様な施設利用に対応するため、料金の改定を行うものです。

議案第27号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、被災者に対する令和5年度の固定資産税及び軽自動車税について、帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正をするものです。

議案第28号は、令和元年災第911号小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更についてです。令和3年10月5日付で、後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工法の変更等により、当初の工事請負額から1億3,416万7,000円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の請負金額は4億8,623万3,000円です。

議案第29号は、佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてです。飯舘村佐須地内の整備に関し、辺地債を活用するため、必要な計画の変更について議会の承認をお願いするものであります。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時59分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時55分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤一郎君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

お諮りします。

議案第12号令和5年度飯舘村一般会計予算について、議案第13号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、議案第14号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、議案第15号令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、議案第16号令和5年度飯舘村介護保険特別会計予算について、議案第17号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（佐藤一郎君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤真弘君、2番 横山秀人君、3番 花井茂君、4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君、以上の9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月1日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

令和5年3月3日

令和5年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和5年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和5年3月3日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年3月3日 午前10時00分				
	閉議	令和5年3月3日 午後 3時39分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	5番 佐藤健太		6番 菅野新一			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高橋萌育	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明の した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農事委員 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理 委員会 書記 会長	村山宏行	○
	選挙管理 委員会 会長	伊東 利	○	代表監査 委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月3日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

3月1日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤健太委員、副委員長に佐藤眞弘委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会及び特別委員会の活動状況であります。3月1日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 菅野新一君。

6番（菅野新一君） おはようございます。6番 菅野新一であります。

令和5年第2回3月定例議会において、一般質問を行うものであります。

まず最初に、世界を揺るがした新型コロナウイルス感染症対策に、村長をはじめ職員の皆さんご苦労さまでございました。

そして、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎ世界情勢は不安定の中で、最近では天災であります。トルコ、シリアの大地震での多くの犠牲者を出しました。私たちを取り巻く生活環境も大きく変化しています。燃料高騰、物価高など、私たちの生活に大きく影響を及ぼしております。そんな中であります。村長も安心安全を最優先で行政執行をしなければなりません。

それでは、2項目4点を質問をいたします。

1項目めは、村内の道路状況であります。

1点目の豊栄佐須線は、現在道路改良工事が継続中であり。この道路は、一級村道であります。道路幅が狭く曲がりが多い坂の急勾配があるため、大型自動車またはバスなどは非常に危険な状況であります。そのため利用者や地元住民からは道路改良の要望がありますが、今後の計画を伺うものであります。

1－2番目といたしまして、東北中央自動車道、相馬市を起点に山形県を經由し、秋田県横手市で秋田自動車道と接続する高速道路があります。この高速道路は、飯舘村の北の玄関口であり、震災後の復興に向けて大きな役割を担う道路ではありますが、アクセス道路は主要地方道路浪江国見線と林道堤入線となっております。大型自動車等の通行が困難となっております。この現状を打破するために、霊山飯舘並びに玉野インターからのアクセス道が復興に欠かすことのできない道路であります。村、そして議会からもこの要望を出しておりますが、その後の進捗状況を伺うものであります。

項目の2点目として、農業の振興と対策、それを取り巻く課題についてをお伺いいたします。

2－1番といたしまして、現在、農畜産業を営む農家の方々は、物価高騰により多大な損害を受けており、農家に対する支援が必要であります。令和5年度当初予算には村独自の生産資材等の支援策が盛り込んでいるのか伺うものであります。

2つ目といたしまして、飯舘村ライスセンターの稼働状況と処理の能力を伺うものであります。

以上、2項目をお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 6番 菅野新一議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1－1点目、豊栄佐須線についてであります。これまで村道豊栄佐須線は2次改築として豊栄地内、虎捕地内において危険箇所を解消するため工事を進めてまいりました。現在は、令和元年度より佐須地内で工事を進めております。また、この箇所は勾配とカーブを一体的に緩くする改良工事となっており、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく、佐須辺地に係る総合計画の見直しを進めながら計画区間の完成に努めてまいります。

次に、2点目の霊山飯舘インター並びに玉野インターから直接村に出入りできる道路の要望については、令和5年度の相馬地方市町村会の国県要望にて国道115号線から県道浪江国見線までのインターアクセス道路としての位置づけとして要望しているほか、復興大臣、復興副大臣が来村の折の要望活動、福島県町村会を通じたの県知事との意見交換など、あらゆる機会を通じて要望活動を行ってきております。

また、昨年7月に福島河川国道事務所長による現地踏査にも同行して意見を交わしているほか、福島県相双建設事務所へも説明をしているところであります。

次に、ご質問2－1点目、農畜産業における物価高騰対策については、令和4年度は6月、9月、12月補正予算分で7,568万5,000円の事業の中で支援を実施しているところであります。また、令和5年度当初予算では、農業振興費として3,300万円、畜産振興費で1,000万円の予算を未来へつなぐ農業支援事業補助金として計上しており、この中で農畜産農家の技術向上や収量、収入増加に資する取組やスマート農業の先端技術の導入支援、技術継承や次世代の担い手育成の取組への支援を盛り込むこととしているところであります。

なお、今後も国、県、近隣市町村の動向を注視し、必要な支援を検討してまいります。

次に、2点目の飯舘村ライスセンターの稼働状況、処理能力についてであります。ま

ず処理能力としては総処理量1万6,000俵分の960トン、水稻作付面積で200ヘクタール分であり、乾燥、もみすり、計量、出荷までをライスセンター1か所で行うことが可能です。また、自動ラック式低温倉庫を備え、フレコンバッグ960個分の保管が可能となっております。

稼働状況につきましては、令和3年産米は764.8トン、面積にして128.7ヘクタール分で稼働率は63.7%。令和4年産米は744.7トン、面積にして141.7ヘクタール分で稼働率は62.1%です。

以上です。

6番（菅野新一君） では、再質問をいたします。

豊栄佐須線は1級村道であります。距離的にいつも改良工事の距離が短い。そして、通称八郎坂という今、工事中途中で中断しておりますが、そこから非常に悪い距離は1,500メートルぐらい。その分が非常に狭い道路でありまして、支障木も非常にかぶっていて大型車の通行が非常に困難であります。そのために、この部分は速急に改良を望みますが、その計画を伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 議員おただしの1級村道豊栄佐須線でございますが、現在工事を進めている箇所は坂が急勾配であり、冬季間は日陰によって路面凍結が起きるなど、通行に支障を来しております。今回の全体計画としては、延長730メートルの2次改築工事として令和元年度より進めております。今年度から来年度に向けて、頂上部を下げカーブを緩くする工事を進めており、この区間に関しましては令和6年度の完成を目標に進めてまいります。

また、併せて虎捕地内等では側溝の入替えをして、蓋がけをすることによって道路の幅員を確保するような工事も併せて行っているところでございます。

6番（菅野新一君） 730メートル今回やるということですが、現在工事やっている距離が頂上まで200メートルぐらい。それで、このり面工事を掘削やったんですけども、非常にこの残土というか山砂が遠い距離に搬出されて、そして現在ストックされている。そういうことをさっと見て、我々道路を2メートル拡幅するために、山砂が佐須は特に土質の質は悪いんですけども、たまたまあその土質は路盤材に非常に向く1級品の山砂が非常に出たんです。実際2キロぐらいの距離で搬送されて、今ストックされているんですけども。ああいうものを使って拡幅するという工事を考えられなかったのか。その辺、あと今後その残土についてどのような計画があるのか。建設会社の関係もあるのかと思いますけれども、その辺はどうお考えになりますか。

建設課長（高橋栄二君） 頂上部を下げる工事ということで、どうしても残土が一定程度出てしまうのかなというふうに思っております。その良質な土に関しましては、極力利用のほうも考えていきたいというふうには思いますけれども、今回の工事ではその先、730メートル全体計画でございますが、盛土するエリアがちょっとなくて、なかなかこの今回の工事で盛土の再生利用というのが少し困難であったという状況でございます。

6番（菅野新一君） 今、建設課長よりお答えがございましたが、実際2年前ぐらいの計画があったときには、区長が山津見神社のほうに下ったところ、300メートルぐらいのところも

もう道路をその地元の受益者が、ここは真っすぐにするために了解するという話があったんです。そこで、例えば1,500メートルぐらいある立派なこの土砂、山砂があるのに、2キロも先に運んで今現在、山にしてストックしているという事態が、計画がどういう計画で見たのかなと私は感じるんですけども。この中断されている道路であります、500メートルや700メートル、立派に盛土する土量が実際はあったんです。私は個人的に目測で見ても。だからそれが使われないで多分、建設会社はその山にした、いい立派な山砂をどこかに盛土しているんだか分からないけれども、別な工事現場で。そういう無駄があるのではないかと私は思っております。だから、そういうことのないように今後あの1,500メートルぐらいの距離の長さはやっぱり速急に、ちょっとだけでなく一気にやって、片方は国有林が少しはありますけれども、ほとんど個人の所有地ですから幅を広げるにはそんなに問題がないのかなと思っておりますけれども、その辺をよろしく願います。

そして、あと来年度にこの行政区は農地の大型基盤整備が予定され、調査、着工の計画があります。だから佐須集落のほうについての距離が500メートル、700メートルぐらい。我々やっぱり地元との話合いで、ぜひ改良するときは土地をこれだけ拡張するからこれだけは削るという計画で、ぜひやってもらいたいと思っておりますが、その辺もよろしく願います。

建設課長（高橋栄二君） 佐須地区の県営圃場整備の部分で、今、改良から佐須線に抜けるまでの道路に、区間についての用地の確保がされるということでございますので、なお県のほうともよくよく協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

6番（菅野新一君） 質問を1-2に入らせていただきます。

この道路の構想は飯舘村に入る北の玄関口であり、飯舘村の復興・再生にはなくてはならない道路と私は思います。飯舘の産業振興そして、本日も新聞に出ておりましたけれども、何町村かのブランドをして、市長が集まって相談したって新聞に載っておりますけれども、ぜひこの周辺市町村に、阿武隈高地の隣接する周辺市町村にはぜひ必要でありますので、周辺市町村の連携、協力をいただき村の将来への、村長が本日説明しました村の将来の布石になる取組の一環としてぜひ実現できるよう、村長の考えを伺うものであります。

建設課長（高橋栄二君） 東北中央道へのアクセス道路ということで答弁させていただきましたけれども、これまでの要望活動としましては、令和4年の5月17日付で相馬地方市町村会へ国県要望として浪江国見線からのインターアクセスということでの要望をしております。さらには、復興大臣、復興副大臣が来庁された際に、産業創出、企業誘致のための東北中央道へのアクセス道路としての要望も併せて行っております。

さらには、今年の2月3日に県知事との意見交換の際にも東北中央道へのアクセス道路の重要性を訴えてお願いをしております。今後は相双建設事務所とも協議をしながら現地踏査等も行い進めてまいりたいと、あらゆる機会を通じて要望していきたいというふうに考えております。

6番（菅野新一君） この阿武隈高地の発展のためには、日本列島を横断する道路は113号か

ら115号線、そして114号線、288号線、そして縦に走るのは6号線浜通り、中央を走るのは4号線。その中に3、4級がありますけれども、この阿武隈高地のこの道路が、未来に向かう道路が非常にアクセスが悪い。今朝の新聞でも読みましたが、やはりこの阿武隈高地の発展のためにはぜひ必要な道路と思いますから、その辺を、私たちもですけれども議長はじめ村長、いろんな機会があるたびにそういう構想がありますという協力をしながら話を前に進めていただきたいと思います。

質問を変えます。

農業振興、2番目に入りますけれども、農畜産業者は限らずであります、新規農業者、なりわい農業、生きがい農業を問わず、生産資材等の国・県の支援はもちろんであります、村独自の支援策も必要であります。その点をお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問であります、村独自の支援策も必要だというふうにお考えということでもあります。昨今、物価高騰、資材高騰、かなり大きなものがありまして、先ほど村長の答弁にもありましたように、令和4年度におきましては、その内容で支援をしてきたところがございます。令和5年度につきましては、ただいまその農業振興費と畜産振興費の中でそうした必要予算を今計上しているところでありますので、その中でそうした支援策を今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

6番（菅野新一君） ぜひ、この農畜産に限らずで、商工業でもありますけれども、今後の経済情勢を照らし合わせながら、ぜひ農業が続けられるように支援策を考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

ライスセンターの件をお聞きしましたが、このライスセンターというのは所有権がどこにあって、どこが管理しているという状況なんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問はライスセンターについて所有権がどこにあって、どこが管理運営しているのかというご質問であります。ライスセンターにつきましては村が所有をいたしまして、JAふくしま未来が管理運営をするというような仕組みになっております。このことにつきましては、ライスセンター完成の折に令和3年4月1日付で村有施設等使用貸借管理運営委託契約書というものをJAふくしま未来の代表理事組合長名で村長名と取り交わしております、これに基づいて運営を行っていたというところであります。

以上です。

6番（菅野新一君） これは何で今回聞いたかという、飯舘村になくはない施設であります、非常に加工賃というか、もみすり料とかなんかが高い。加速化交付金を使って、国の金を使って造った施設自体が、それで管理料というか、加工料というかそれが非常に高いという声があるんです。そのために私はこのライスセンターという話を出したんですけれども、やはり今、取り巻く情勢は稲作農家なんか非常に厳しい状況なんです。それに対して国で造ってもらった施設が、人件費や管理運営費もあるとは思いますが、やはりもう少し下げて農家に使いやすい、そういう施設づくりにならなくては、

これ何のために何十億円の施設を造って稲作農家に高い加工賃を出してもらって、管理しなければならないのかという事態が私はちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、もう一度。

産業振興課長（三瓶 真君） ライスセンターの使用料について料金が低いのではないかとこのようなことであります。確かに言われるように米農家を取り巻く情勢につきましても、昨年的大幅な米価下落をはじめ、最近の物価高騰、非常に厳しい状況があるということはおっしゃるとおりかなというふうに思っております。その料金のお話であります、確かにこの施設自体は国の交付金を使って、それで村が施設を建設いたしましてできるというような立てつけになっておりますが、その中での管理運営という中でJAふくしま未来側といたしましても、やはりその施設に係るその電気代であるとか、燃料費であるとか、そういうものが高騰しているという中で決めているものかなというふうに思っております。その村のほうの契約の中の流れといたしましては、やはりこの施設を健全に管理運営していただくというものがございますので、そこを覆ってしまうようなお願いというものは私どものほうからはできないわけでありまして、そうした価格設定につきまして現在は農協のほうに聞きますと、その運営委員会というものを組織しながらそこで広域的に、実はこの施設というものがJAふくしま未来の中では飯館村のみならず、新地、相馬、南相馬それぞれに建設されておりますライスセンター、あるいはカントリーエレベーター、こうしたものの総合的な広域的な観点から定められているというお話もありますので、なかなかすぐの改定というものも難しいのかなとは思いますが、なおこの設定についての状況を確認しながら相談をすることはできるかなというふうに思いますので、そうした対応は取っていききたいというふうに思います。

以上です。

6番（菅野新一君） 今、浜通りの地域と加工料、代金はそろえないといけないと言うけれども、やはり飯館村は米、田んぼが多い地域なんだから、ぜひやはり村が支援をするというような補正予算を組んでも1俵60キロが3,000円なら3000円、その3分の1にするというような方法を考えるような状況でなければ、飯館村の農業は本当に大変な状況でありますから、今後そのようなことも考えて進めていただきたいと思います。

私の質問は終わります。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） 以上で菅野新一君の質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議席番号3番 花井 茂です。

令和5年第2回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症も、政府は来る5月8日より、感染症法の位置づけを現在の2類相当からインフルエンザの5類へ移行する方針を発表いたしました。2020年1月頃から世界を席卷した新型コロナウイルス感染症の大流行から約3年が過ぎ、ワクチンの普及やウイルスの弱体化、新薬の開発が進んで、まだ一部の制限はあるもののイベントや旅行といったレジャーが楽しめるようになることは喜ばしいことです。しかし、この3年間で根づいたもの、マスクやソーシャルディスタンスなど一朝一夕に以前のように

なるとは考えにくく、コロナ禍前の日常を早く取り戻せることを願うばかりであります。それでは、通告いたしました2項目4点について質問をいたします。

1項目めは、空き家対策についてであります。

1点目は、村内の空き家について適切な管理がなされているもの、さらに保安上危険となるおそれのある空き家等についてどの程度の調査把握がなされているか現状を伺うものであります。

2点目は、保安上危険となり得る空き家に対し、国は空家等対策の推進に関する特別措置法、空家等対策特別措置法を改正し特定空家等を定義していますが、本村においてこの定義に該当し得る空き家があるのかを伺います。

3点目は、現在適切な管理が行われていない所有者、また所在不明な空き家、いわゆる特定空家等について該当する空き家に対し、速やかな緊急安全措置または行政執行の対応が必要と思われますが、その体制が整えられているかを伺います。災害対応としては、点在する空き家の位置等を消防警察などの関係機関と情報を共有し、特定空家等の指定について国から求められた場合の指定、そして通知等の迅速な行政執行についてであります。

2項目めは、あいの沢の活性化についてであります。

村民の森あいの沢の活性化に向けてはコンサルタント業者に委託し、総合的なあいの沢の基本構想が今年度内にできるものと承知しておりますが、現時点での内容を伺うものであります。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1、空き家対策についてであります。1-1及び1-2については関連がありますので一括してお答えいたします。

1点目の村内の空き家調査についてですが、村内の空き家の状況については、令和4年4月から令和5年2月にかけて、転入者が住める住宅の確保対策として、空き家・空き地バンク登録推進のための調査をしており、1月末時点では登録の可能性のある空き家として80件の確認をしたところであります。また、現在、空き家・空き地バンクに登録されている空き家は2件となっております。

これら以外の空き家状況につきましては、環境省より家屋解体の際に集約された状況報告を提供いただいているところであります。

2点目の特定空家等の定義に該当し得る空き家につきましては、行政区ヒアリングや個別にいただいている情報により、当該定義に該当する可能性のある住宅が存在しているものと認識しているところであります。

次に、3点目の特定空家等に対する対応についてであります。村としては美しい村づくり条例に基づく景観保全のため、建物所有者に対し適正な管理をお願いし、また、環境省による家屋解体事業等の際には解体の意向などについて伺ってまいりましたが、ご理解が得られない、あるいは所有者個々の事情があるなど、なかなか改善までは至っていない状況であります。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、空き家等の所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとして規定されており、第一義的には建物の解体、あるいは改善策については財産の所有者にその権利、責任がありますので、行政代執行による対処は非常に難しく、福島県によりますと県内で空き家についての行政代執行による解体といった事例は今のところないとのことでもあります。

空き家問題は全国的な問題であり、引き続き所有者に対する指導、助言等の対策を行ってまいります。

次に、ご質問2、あいの沢の活性化に向けた検討についてであります。令和4年11月から令和5年3月末までの期間、あいの沢の活性化に向けた調査業務を発注しており、検討を続けているところであります。

これまで現地視察を行った上で、あいの沢のオートキャンプ場利用者に対するアンケート調査や、わくわく推進協議会内での意見、さらには運営に協力をいただけた企業へのアンケート調査などを基に、あいの沢でのにぎわい創出に向けた検討を行ってきたところであり、現在まで利用してきたあいの沢の敷地に加え、今後活用することが望ましいと思われる範囲、必要な施設の建設、活用方法や遊歩道、散策路等、広範にわたって検討を重ねているところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） それでは、再質問させていただきます。

2点目の、特定空家等の定義に該当する空き家についてであります。行政区ヒアリングや、個別にボトムアップされていると思えますけれども、村として今後、調査する意向があるのかどうか所見を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村としての調査というようなことであります。個別に1軒1軒回っての調査ということまでは考えておりませんが、今までと同じように行政区からのそういった情報を提供していただく、あるいは個別にそういった情報を提供していただく、そういったことに常に心がけ、またそういったご意見をいただきたいということを周知してまいりたいと思っております。

3番（花井 茂君） この空き家に対しては、防災の観点からも空家等対策の指定をして速やかに調査をし、改善をするべきところは改善をしてもらうというのが重要になるかと思うんですけれども、そういったところでこの空き家について、その所有者が把握されていない空き家もあるのかどうかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 所有者がはっきりしていない空き家はということですが、そういった空き家はないものと思っております。今までもそういった空き家等については助言、あるいは指導、そういったものは進めてきたところでございます。

3番（花井 茂君） この空き家については防災の観点からも、今後台風やら大雪、そういったことで倒壊のおそれがあったりする空き家も、もう何件か見受けられるんですけれども、そういったところでもし万が一、その外壁等が飛散するおそれがある場合とか、飛散してしまった、道路に、村道に倒壊してしまった場合に、村としてまず最初にどのよ

うな対応が考えられるかお伺いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今議員からおただしのありましたそういった非常に危険な空き家の状態になってしまっているもの、そういった部分については最終的には行政代執行ということも考えられるということではあります。ただ、今までも指導助言等を行ってまいりましたが、基本的に、先ほど申し上げたとおり第一義的には所有者がしっかり管理をしてという責任の部分もありますし、所有者の個別の所有物件だということで、なかなか行政のほうが出すというのは状況はどうかというような部分もあるところです。また、行政代執行という前に、その特定空家等に本当に該当するというような物件、該当定義ですね、可能性のある物件ということではあります。まずは指導助言、その後に段階的には勧告というふうなことで次の手続ということになってまいります。勧告をした段階で、もう既にその物件については特定空家だと位置づけられてしまうということで、その際にはその特定空家になってしまいますと住宅用地の課税標準の特例措置、そういったものも受けられなくなってしまうということで、空家等所有者については、その人の生活能力とかそういった財政的にも厳しい方が多いのかなというような部分もあります。空き家になってその課税が、その軽減措置が税の6分の1の軽減とかそういったものが受けられなくなると、そういった部分でその本人にまた金銭面でもかなりのご負担になって、余計になかなか空き家の解消が難しくなるというようなことも考えられるということで、なかなかそこまでは今村の中では踏み出せていないのかなと思っております。最終的にそういった法的な部分も含めて行政代執行も考えられるところでありますので、状況も見ながら所有者への、一番はそういった指導なりそういった部分、あとは行政区等からもお声がけをいただいて、行政と住民と一体になってそういった部分の改善に努めていかなければならないのかなと思っております。

3番（花井 茂君） なかなか行政代執行というのも難しいものではあると思うんですけども、この村での条例の中で、歴史をちょっと見たんですけれども、私はちょっと見つけられなかったんですけれども、空き家等に対して緊急に安全を確保するための必要最小限の措置をするような条例というのは、あるのかどうか。村として条例があるのかお伺いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 条例としましては、いいたて美しい村づくり推進条例、その中で管理不全住宅等に関する指導等というようなことで、指導はしていかなければならないということで、そういった部分も含めて村としては今まで指導なり助言なりをしてきたということになっております。

3番（花井 茂君） そういった条例等で対応できるのであれば、特定空家等の定義に該当してそれをしてしまうというのは、どうしてもなんかあまり違和感があるので、そういった条例で適切に対応していただければなと思います。ただ、私の確認しているところでも、もう既に倒壊のおそれのあるような状況の建物があります。昔の建築基準法で建てていたのかどうかは分からないんですけれども、もうほぼほぼ道路との境がないぐらいのところ建物があるので、もし万が一、今後台風とかで倒壊、倒壊というか外壁等、

今断熱材ももうむき出しになって飛散しているような状況なんですけれども、そういったところに対して村として対応していただけるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました、例えば道路まで出て散乱してしまったといった部分につきましては、日頃からの村の村道のパトロール等でそういったものを確認し、または情報をいただいて適宜対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3番（花井 茂君） 空き家等のその倒壊のおそれのあるようなものに対しては、今後、消防とか警察とかとも情報を共有しながら、不審火とかのおそれも考えられますので、そういった関係機関との情報共有もしっかりしながら対応していただければと思います。

次に、あいの沢の活性化について再質問をさせていただきます。

あいの沢の活性化に向けてコンサルタント業者に発注し検討しているのですが、現在の方向性、3月末までの期間となりますけれども、現在、大枠でどのようなコンセプトになっているのかというのが分かる範囲でお答えいただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今までの業者との打合せ等の中で聞いている部分では、村の昔からあいの沢を知っている方のご意見と活用していただいた方のご意見、そういったものを聞きますと、やはり村はその主要道路から少し入っただけですばらしい景観の中でのキャンプなり、そういった活用ができるということでもとても好評をいただいていると同時に、昔からの村民もこういった景観を守りながら、より一層誘客に努めていかなければならないという話を聞いているというようなことであります。また、企業等にぜひ協力していただけるような企業、例えば、キャンプ用品を取り扱うようなそういった企業に協力なり、ご意見をいただくという、そういった今後の活動についてどうかというようなアンケート等もしているところでありますが、中にはぜひそういった部分に加わって一緒に考えていきたいという業者もいそうだというふうな話も聞いているところであります。今までのあいの沢の魅力、そういった部分を十分に生かしながら、なおかつ使いやすい、あるいは求められる、そういった施設に整備していかなければならないと思っておりますし、先ほど答弁で申し上げましたように、今の範囲のみならず今後、範囲を広げて活用するような策も計画、基本構想の中に多分盛り込まれてくるのかなと思っておりますので、そういった部分を含めて今後の計画づくりに活用してまいりたいと思っております。

3番（花井 茂君） 活性化について大枠に検討されているとは思いますが、今後あいの沢のその再生に向けたスケジュールみたいなのがあればお伺いしておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今年度、基本構想を業者から策定いただいたもの、それをさらに村民の皆さんからブラッシュアップといいますか、ご意見をまたいただきながらというようなことも進めてまいりたいと思っておりますし、その後に基本計画、あるいは実施設計、そういったものに進んでいくということになってまいりますが、若干あいの沢のため池につきましても今後、除染等も入ってくるというようなことを聞いておりますので、そういった除染計画等も加味しながらしっかりと時間をかけてといいますか、しっかりと内容を濃くしながら今後の整備について協議、検討してまいりたいと思っております。

いるところであります。

3番（花井 茂君） あいの沢の活性化について、今後その大枠の中でトレッキングコースとかそういったものの案というのはあるのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまありましたトレッキング計画というようなことであります。そういった部分も視野に入れながら、ぜひ構想の中で盛り込むというか、検討していただきたいという話はさせていただいているところでありますので、そういった部分も多分に盛り込まれるのかなと思っております。先ほど、あいの沢ため池除染と申し上げましたが、線量の低減というような作業ということでありますので訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

3番（花井 茂君） トレッキングコースについては、昨年の一般質問でも提案をさせていただきましたけれども、前田地区、白石地区の、前田地区の明神岳、白井地区の八石山、この辺はすばらしい稜線で、巨岩、奇岩がたくさんありますので、あいの沢のその目玉になり得るものだと思っています。先ほど課長のほうからもありましたけれども、民間の力を借りるということでは、そういった多くのキャンプ用品メーカーのモンベルとかフレンドリーエリアに指定していただければ、そのメンバーに対してキャンプ料金の10%オフ、15%オフで多分、モンベルが全国に配信してくれると思っておりますので、そういったところも考えていただければなと思ひます。

そのトレッキングコースで前田地区、白石地区のこの巨岩、奇岩を巡るコース開拓整備については、その巨岩はすばらしいんですけれども、奇岩がちょっとブランディングしづらい奇岩でありますので、その辺慎重に、そこは担当課長の腕の見せどころだと思いますのでよろしくお願ひします。

そういったところを要望と期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 今、あいの沢の件、非常に具体的に前回は含めながらご提案をいただいておりますので、今調査の中にはそういった視点も含めての調査を進めさせていただいております。なお、調査はあくまで調査ですので、その後住民の皆様のご意見を聞く機会を設けたり、あるいはその後いろいろな、先ほど言った線量低減措置とかいろいろなことがありますので、そういったことを踏まえたスケジュール感とかをまた進めていきたいなど。それが基本計画というような話になるかと思ひますので、今年度の話が終わってすぐに、じゃあ新年度からばたばたということではないかなというふうに思ひますので、その点のみご回答させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 議員番号2番 横山秀人です。

令和5年3月定例会の一般質問において、6つの質問をいたします。

1つ目は、村民からの意見、要望、提案等の見える化についてであります。

質問理由は、村民から役場に要望を提案した内容について、「その後、経過の説明、検討結果の報告がない」との声があったからです。ほかの方にも聞き取り調査したところ、

同様な感想を持っていらっしゃる方がいらっしゃいましたので質問いたします。

意見、要望、提案等の見える化について真っ先に思い浮かぶのがスーパーマーケット等の入り口付近にある掲示板です。皆さんも何度か体験したと思います。拝見していると思います。お客様からの意見、要望、提案等の内容と、そのお店側の対応について記載された用紙が貼られています。対応できる要望等については、いつから可能かとも書いてあります。また、対応できないものについては、その理由が記載されています。質問された方だけでなく、訪れたお客様も一連のやり取りを確認することによって、お店への信頼感が増していると思います。この方法を飯館村役場でも試してみたいかでしょうか。掲示場所は村民が訪れることが多い公共施設の入り口、役場であればホットコーナーや交流センターであればふれ愛館のラウンジ、いちばん館ホールは検診等が多いのでホールなどがよいと思います。また、避難している方にも伝えるためホームページ、広報いいたてでの紹介も必要と思います。村民からの意見、要望、提案等の内容とそれに対する役場の対応が記載されて掲示されていれば、質問提案した方だけでなく多くの村民が一連のやり取りを見ることが出来ます。このことによって、飯館村役場への信頼感がさらに増すと思います。村長のお考えを伺います。

続きまして、2つ目、交流センターふれ愛館の鍵の開閉、セコムの設定解除についてであります。

質問理由は、交流センターふれ愛館を土日等借りる際、相馬地方広域消防本部の飯館分署より自分で鍵を借りて、鍵の開閉や防犯システムであるセコムの設定解除を行わなければならないことは、村民にとって全ての管理責任を感じ、とても不安であるという感想があります。また、会議イベント中、誰が玄関から入ってきたかを見ることができず、高額な彫刻などの盗難、破損が不安であるとの声が村民からあったので質問いたします。

令和4年11月から試験的に交流センターふれ愛館の休館日及び閉館時間中に会議室等を借りる団体等がいる場合は、役場が管理業務を委託した管理人が鍵の開閉、セコムの設定解除を行っています。

1つ目、その試験的に行った実績と利用団体の感想を伺います。

2つ目、令和5年4月以降の休館日及び閉館時間中の会議室等の利用方法、本の貸出し返却方法を伺います。

続いて、3点目、地域活動団体サポートセンター等の設置についてであります。

質問理由は、広報いいたて11月号を読んだ際、飯館村までいな心の復興事業にて村民交流の場や村民の生きがいを創出している6つの団体を知りました。また、お知らせ版を見てみると様々な団体が村民のための交流会、また、健康づくり講座等を行っていることも知りました。幾つかの団体に活動状況を伺った際、村内の地域活動団体との情報交換の場や補助金、助成金の情報を教えてくれる仕組みがあるとより効果的に村民支援活動が行われるとの声をお聞きしましたので、質問いたします。

1、村内において公益的な活動をしている団体、NPO法人、ボランティアグループ、企業等の団体等の名称及び活動内容等を調査把握しているか伺います。

2点目、行政だけで飯館村の社会課題を解決することは困難であります。行政区も含

めた公益的な活動を行っている地域活動団体等との連携があつてこそ社会課題が1つずつ解決に向けて進むと思います。地域活動団体がより活動しやすくなる相談窓口、地域活動団体サポートセンター等の設置について伺います。

続きまして、4つ目、新規就農者及び営農再開農家、農業法人等への支援等についてであります。

質問理由は、今年に入って1つの農家、1つの法人予定団体より、農家の事業承継、また、農業法人化についての相談がありました。飯舘村の新規就農、また、農業承継等の農業経営支援メニューが十分に分からないとの感想があつたため、飯舘村の農業支援全般について質問いたします。

1点目、新規就農希望者からの主な相談内容とその支援策及び実績について伺います。

2点目、新規就農者及び営農再開農家・農業法人等の経営課題等の調査実績と支援策及び実績について伺います。

3点目、農業経営の事業承継に関する支援策及び実績について伺います。

4点目、国に要望している水田活用直接支払交付金に関する課題の対策状況について伺います。

5点目、飯舘村の農業全般に関する現在の課題も含め、令和5年度以降に予想される営農再開及び営農経費等に関する課題とその対策について伺います。

続きまして、5つ目、村税等の滞納対策についてであります。

質問理由は、9月に行われた令和3年度決算審査特別委員会において、村税等の滞納額が数百万円あることを知りました。以前、役場税務係の職員だったときに亡くなった方の滞納税を相続人から徴収したことがありました。とても悲しく、またつらい仕事だとそのときは感じました。そのとき、どうしてこれほどまでの滞納額になるまで役場は徴収等をしなかったのか。どうして滞納初期の段階で、その方に合わせた徴収計画を立て継続的に徴収しなかったのだろうかとの疑問に思いました。滞納額が大きくなる前に、どのような滞納対策を行うのかとても心配であるので質問いたします。

1点目、令和3年度以前及び令和4年度の村税等の滞納状況、滞納額、人数、件数等と令和4年度に実施した滞納対策について伺います。

2点目、村税等の滞納対策方針及び具体的な徴収計画を伺います。

最後、6つ目、復興・再生に向けた国への要望書等のお知らせについてであります。

質問理由について説明します。昨年11月に飯舘村議会の議会だよりにおいて、災害復興対策特別委員会で行った飯舘村の復興に関する各大臣に対しての要望書の全文と東京電力ホールディングスに対しての要求書の全文を、また、東京電力からの回答全文を議会だよりに掲載いたしました。村民から、このような具体的な活動内容が知りたかったと感想をいただきました。飯舘村役場も各大臣への要望書、東京電力ホールディングスへの要求書を提出していますが、村人への広報はとても消極的であると考えます。感じています。それについて次のとおり質問いたします。

令和5年1月12日に来村した復興大臣に飯舘村の復興・再生に向けた要望書を手渡ししたとお聞きしました。その内容、要望内容について広報いたて2月号では概要も含め記

載されていませんでした。令和4年9月定例会においても一般質問をしましたが、飯館村長名で行う国等への要望書の内容は福島第一原子力発電所事故による避難を余儀なくされた飯館村民にとってとても関心のあるところであります。国等に提出する要望書、東京電力ホールディングスに提出する要求書については全部印刷の上、全戸に配付すべきと思いますが村長の考えを伺います。

以上、6つの質問をいたします。回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1、村民からの意見、要望提案等の見える化についてお答えいたします。

現在まで、村のホームページ内の飯館村役場へのお問合せにおいて、個人からの要望、意見等をお受けし、各担当部署から直接ご本人に回答しているところでもあります。また、昨年の行政区ヒアリングの内容や村としての回答については、他行政区の内容を含めて、区長の皆様に配付をさせていただいております。

まずは、今あるツールをご活用いただき、ご意見等をいただくとともに、役場にお呼びいただいた際には気軽に気づいた点をお声がけいただき、開かれた行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2、交流センターふれ愛館の鍵の開閉等についてお答えいたします。

利用の実績といたしましては、試行開始から先月2月16日までの間、13団体で延べ20回、436人の利用があったところです。このうち複数回の利用があったのは2団体でありました。なお、13団体への聞き取りを行った結果、鍵の開閉や機械設備のセットの仕方が分からないと回答した方はおりませんでしたが、6団体からはこれまでの自主管理について機械警備のセットなどに不安を感じている。10団体からは管理人がいてくれると心強い、安心して利用できるとの声をいただいたところでもあります。

これらの結果を踏まえ、利用者の不安解消に努めるとともに、交流人口を増やすことを目的に加えた適切な運用を進めてまいります。また、本の貸出し及び返却につきましても利便性の向上を図ってまいります。

次に、ご質問3、地域活動団体サポートセンター等の設置についてであります。3-1及び3-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

1点目の村内における公益的な活動をしている団体等につきましては、これまで継続的に行政に関わってこられました団体等については把握しているものの、それ以外の団体等、いわゆる終始、独自の活動のみを行っておられる団体等を含めての活動調査は実施しておりません。

2点目の地域活動団体サポートセンター等の設置については、防災、あるいは災害時には社会福祉協議会が窓口となりボランティア団体を受け入れておりますが、また、活動の内容いかんにより、各課が随時連携したりマッチングを担っているものもあり、別途の相談窓口の設置は現時点では考えておりません。

次に、ご質問4の1点目、新規就農希望者からの主な相談内容とその支援策等についてお答えいたします。

まず、相談内容としては、利用できる農用地があるか、どのような品目がよいかという

相談が多いものと認識しております。村といたしましては、希望者の要望を丁寧に聞き取りし、内容によってはJAや県の農業振興普及部を交えた相談も行い、利用可能な支援事業の紹介や地域の協力者などのあっせんを行っております。現在、継続して相談に応じている方もおりますが、就農された実績としては、移住し、花卉栽培を行っている農家が3件、畜産が1件、野菜などの園芸作物の生産に取り組んでいる企業が2件、水稻が1件であります。

次に、2点目の新規就農者及び営農再開農家・農業法人等の経営課題等の調査実績と支援策及び実績についてお答えいたします。

村では、農業経営課題の把握のため各農家を訪問しての聞き取りをはじめ、農業者懇談会等での意見聴取、JAへの聞き取り、アンケートなどを行っております。加えて、今年度実施の園芸作物等の産地づくりモデル事業においては、補助金の実績報告で今年度の販売実績等が記載されますので、それらを整理して実態把握に努めたいと考えております。

なお、生産資材高騰や担い手不足に加え、各経営者が目指す将来像や所得目標達成度が様々である点が大きな課題と捉えております。

次に、支援策の実績としては、園芸作物と産地づくりモデル事業で41件、家畜飼料緊急支援事業で19件などとなっております。

次に、3点目の農業経営の事業承継に関する支援策及び実績についてお答えいたします。

東日本大震災後、村は避難先での営農再開、村内での営農再開、新規就農支援など段階を追って施策を進めておりますが、農業経営の継承は次の段階として必要なものと考えております。このため、令和5年度当初予算に技術継承、次世代育成支援を目的とした未来へつなぐ農業支援事業補助金を計上しております。

次に、4点目の水田活用直接支払交付金についてお答えいたします。

村では、このたびの制度改正の内容を受け、令和3年12月よりあらゆる機会を通じて国、県に従来どおりの制度とするよう求めてきました。その結果、国からは先般5年水張りルール具体化の中で、災害復旧や基盤整備に関連する事業が実施されている場合には交付対象水田から除外しないこととしたことなどについて説明を受けたところであります。なお、詳細な内容は今後、県と協議し決定されるとのことであり、村からの聞き取りのほか地域の実情をよく踏まえた上で決めていただくよう改めて要請したところであります。

この制度改正は、村の農業経営者に非常に大きな影響を及ぼすことから、引き続き動向を注視し対応してまいります。

次に、5点目の農業全般に関する現在の課題も含め、令和5年度以降に予想される営農再開及び農業経営等に関する課題とその対策についてお答えいたします。

農業全般の課題としては、担い手の確保、経営安定のための生産力向上や販路の拡大、ブランド化、物価高騰などの社会情勢に関するもの、国策への対応、営農面積の拡大と条件不利地の荒廃問題など多岐にわたるものと認識しております。

これらへの対策としましては、地域に担い手を増やし、農用地を有効活用する農地集積や既存農業者の経営安定・発展のための支援、移住・定住者、企業参入による新規就農者の増加、村振興公社農業部門の担い手育成のほか、物価高騰対策としての効率化、低コス

ト化のための技術設備導入支援、高騰分の補填、飼料の自給率向上など対策も様々と考えております。また、木質バイオマス発電所の排熱を利用した未来志向型農業の展開、長泥に整備する予定の堆肥製造施設への燃料となる資源作物の可能性など対応を検討してまいります。

次に、ご質問5、村税等の滞納対策については2点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

令和4年度における滞納繰越しは889万2,204円、88人、761件となっております。また、令和4年度課税現年度分の滞納は2月20日現在で1,319万4,300円、409人、649件となっております。今年度を実施した主な滞納対策は、催告書発送2回をはじめ、滞納者対策検討会議での協議により勤務先への給与照会及び金融機関への預金調査を20件、給与差押え1件、預金差押え1件を実施しております。

滞納対策の基本的な方針は、地方税法等の関係法令に基づく適正な執行を図ることではありますが、納期限の周知や口座振替の推進などにより納期内自主納付・完納の指導徹底や滞納者には財産調査と差押えを優先とした厳正な滞納整理を実施してまいります。今後とも、滞納者対策検討会議での協議を踏まえて、差押えを実施するなど地方税法等に基づき公正公平な徴収事務を進めてまいります。

次に、ご質問6、復興・再生に向けた国への要望書等のお知らせについてお答えいたします。

令和5年1月12日の復興大臣来村につきましては、2月号広報いいたての村の動きと主な出来事にてお知らせしたところでありますが、その際の要望内容につきましては、1月20日に情報更新データとして村のホームページ上で公開しているところであります。

要望書等につきましては、これまで同様、村のホームページに掲載することでの公表を継続してまいります。

以上であります。

2番（横山秀人君） ただいまの回答について再質問いたします。

まず、1つ目、村民からの意見要望、提案等の見える化についてであります。

まず最初に、この質問自体は2週間ほど前に役場に通告するわけですがけれども、この質問が届いてから、「村議からこのような質問があったけれど職員のみなどどう思う」という役場職員への調査、検討はされましたでしょうか。村民と多く接する機会の多い職員に聞くことはされましたでしょうか。質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 質問を受けてから庁議の中でこの議題についてはお話をしております。幹部職員の間では協議をされているということでもあります。ただ、一般の職員までにはお話ししておりません。

2番（横山秀人君） なぜこのような質問をしたかといいますと、やはりこの回答についてどこまで真剣に庁内で検討されて、そして回答されたのかということ疑問に思ったからであります。結論は、今までのとおりですという回答です。回答について1点ずつ質問いたします。

まず、ホームページを通しての問合せは年に何件程度あり、その中でも多い要望等は何

でしょうか。

総務課長（村山宏行君） ホームページの件数、各課に当たってメールという形で送られてきますので、ちょっと集計まではしておりません。内容につきましても各個人の部分で寄せられているというところがありますので、いわゆる該当課、担当する課のほうにおつなぎをして、それで回答をいただいているというような状況でございます。

2番（横山秀人君） 役場としていろんな様々なツールなり、方法を利用して村民に意見を聞くということは、村長が住民懇談会とか様々な会議でお話しされていますので、もちろんこのホームページを通してというのも有効な方法だと思うんですけども、ただ、そこに対してできる方は本当に限られているということはやはり認識しなければならないのかなと思っております。今回の質問の趣旨は、村民の声をどのようにしたら見える化できるか。そしてその声に対してどのような解決策があるか。実現するためには、どのようにすればよいかなど、その方向を庁内で検討して、そして村民に伝えることをもっと多くしませんかということが質問の趣旨であります。このようなことが、まず、村民と一緒に新しい飯館村をつくり上げることのまず第一歩と思っています。

回答の中に、行政区ヒアリングの回答については区長に配付されるとあります。今回の質問において、まさにその点、村民から要望もありました。村民からは、「質問、要望等についての経過説明がない、回答がない」とのご相談があったので今回質問したわけですが、「ただできないのであれば、そのできない理由をお聞かせいただければ、その無理難題を役場に言うわけではないんだ、だから質問に対して、要望に対しての対応経過とその回答をまず欲しいんだ」というお話がございました。これを聞いて思う、感じることは、この一職員に対してあった要望等について、役場の中でスムーズにその要望等が回っていないのではないか。また、回答するその仕組みが整っていないのではないか、そのように感じましたので、現在どのような流れで村民からの要望に対して検討を回答しているのか手順をお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 村で震災以降、そういった村民からの要望、意見そういったことにつきましては様式を定めて、そこに記載いただいて、それを各係、担当課が受けた場合には係長を通じて課長へ、そして村長まで上がるというそういうシステムが出来上がっております。ですので、上がってきたものについて村長まで回さないということとはございません。全て把握をされている、何らかの形で見ているということでもあります。

それで、回答はどうしても遅れるということはあるのかもしれませんが、おただしのように回答期限を設けるとか、この質問については公表してほしいという、そういったところの確認ということは様式上していなかったものですから、おただしのように今後、ホームページの中にメールをいただいたもの、このメールについては公表してほしいのか、公表してほしくないのか、そういったことも記載というか意見を、その部分も確認をしながら対応できるのかなというふうに思っております。

2番（横山秀人君） ちょっと具体的などころになりますが、先日2月28日に飯樋4区連絡協議会が防災センターで行われました。飯樋行政区の区長、副区長、役員そして役場コミュニティ担当が集まったの会議でした。その中で村民の方より、「防災センターをどのよ

うに活用したらよいか聞かれても、ここのメンバーだけでは限界がある。防災センターだけではなく、多くの村民の声を聞ける目安箱の設置をお願いしたい」との質問がありました。そこで役場担当も回答はすぐできず、できずというか、もちろんできないですね。目安箱を設置してほしいから、はい分かりましたってできないと思うんですけども、この村民の要望等が現時点で今どこまで上がっているか。総務課長、村長、お聞きしたことはありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 会議の内容は担当から復命書という形で上がってきておりますし、また今回のご質問のところ目安箱という話も出ました。その中で、今後の検討課題かなということで話は上がっているところでございます。

2番（横山秀人君） はい、分かりました。役場内のこの要望、質問に対する回答までの一連の流れが職員にきちんと浸透していれば、あの場面で分かりましたと、皆さんの要望は役場に持って帰っていついつまでに回答しますねと。回答については、皆さん関心のあることでしょうし、避難している方も多くいますのでホームページで公開します。また、質問があった方はもちろんあの場面になれば分かりますので、質問した方にも回答しますということが言えると思うんですね。だから、まだそこまでの体制、仕組みがまだできていないということだと思います。ですので、今回提案という形ですが、もちろん今も一生懸命やっています。分かりますけれども、まだ村民にとってはそれがまた不十分であると。ですので、この一連の要望、提案等に対しての対応とその回答の流れを再度、現場を知る職員も含め、検討をした上で村民の皆さんにご提示いただきたい、紹介いただきたい。そして、多くの提案をくださいと、そして皆さんと一緒に新しい飯舘村をつくっていきましょうということであれば、皆さん快く提案等を出されると思いますので、それをよろしくお願いいたします。まずその件で、村長に回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） ご質問の趣旨は、その住民の方からいただいたご要望、提案の見える化、共有というお話かと思っておりますので、今、最後にいただいた住民の方々からいただいたご要望、提案にしっかり応えるべきだという話とはちょっと切り離すべきかなというふうに思っております。それは住民懇談会でお話ししたとおり、しっかりいろんなチャンネルというふうに私は言葉を使いましたけれども、インターネットだけでなく、私が村長室を毎日戸を開けているのと同じように、住民に対する窓口を持つ職場においては、職員皆がいつでも実は話をお聞きするという姿勢を持っているものですから、そういった中でお話を聞くということができるかなと思っております。その中で、また足りないという部分での目安箱のような具体的な提案については、これは受け取らせていただいてどのような形がいいのかということは検討させていただきますが、住民の方から行政がそのいただく窓口は広く、大きく、いろんなチャンネルはつくるべきだと思いますが、いただいた内容の見える化するという言葉の中で共有すべきかどうかについては、総務課長が話したように、ご提案をいただいた方、要望いただいた方が公表すべきかどうかという意思表示をなされた場合にはそういったことは考えますけれども、全村民の様々なお話を全て共有化する、見える化するということは、行政的には個人情報観点からもなかなかしかなるものがありますから、それは相手との対話の中で公表してほしいというものについては対応を考え

ていきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 村長のほうからきちんとした回答いただきましてありがとうございます。この1項目めについて最後の質問なんですけれども、この回答文の中で役場にお寄りいただいた際には気軽に気づいた点をお声がけいただきたいと。この文については村民の方は、それはもうできないよと。だってあのカウンターの中に入っているし、呼んでもなかなか忙しそうだし、だからすぐ帰ってくるんだという声が多いです。もし、役場に来た方についてそのような、お話ししてほしいということであれば、昔でありますが一職員が階段の脇にいて村の方を案内する、そういう役割の方がいらっしゃいました。そして、そこで窓口でここ案内しますよ、行きますよと言って各課にご案内していたという制度もあります。ですので、そういう方がいらっしゃれば、じゃあこの方は私たちの声を聞いてくれるんだと、じゃあ役場に行ったらこの方に話そうとかということでのきっかけにもなると思うんですね。ですので、この回答はちょっと現場の考えと離れているのかなという認識がありますので工夫を、村民の方が役場に来たときに話していただけるような工夫を再度、庁内で検討いただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 例えば、役場にお越しいただいた方が、あるいはそれ以外の施設にもお越しいただいた方が、相談がしづらい、話がしづらいということは非常に課題だというふうに思いますから、それは工夫が必要だというご指摘のとおり、庁内的にもこれまでも検討はしてきたと思いますけれども、なお検討は進めるべきだなというふうに思うところで。なお、例えば住民の方が来て、どうも忙しそうだと、声がかげづらいというのは、多分見たとおりに忙しい、忙しくしている、あるいはその仕事に没頭するあまり、住民の方がいらしたことに気づかないようなことがもしかしたらあるのかもしれないので、そこはやはりお客様対応をしっかりとしなければならない、そういうことがあるがゆえのオープンスペースでの役場の席の配置ということがコンセプトの中にあってこの役場ありますから、ちょっとそこはしっかり重視をさせていただきたいと思います。なお、どうしても窓口専門の人間という形の配置は、なかなか役場の組織の中では非常に難しい。今、膨大な業務の中でやっておりますから、その人の配置という部分はかなり難しいかと思っておりますので、雰囲気とか、あるいはコミュニティ担当制度、そういったものの中でいろんなチャンネルという言葉が再度使わせていただきますが、いろんな形で声をお寄せいただけるような、そんなことに努力をしてまいりたいというふうに考えるところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

では、2つ目について再質問をいたします。

2点目の質問は、交流センターふれ愛館の鍵の開閉、セコムの設定解除についてであります。

まず、この管理人を置いている試行期間はいつからいつまでだったのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今回の試行期間は、11月から3月末まででございます。

以上です。

2番（横山秀人君） では、今、現に行っているというところでありますね。その中で2月16日までに13団体がご利用されたと。そして、その管理人を置くことについて質問をしたときに、13団体のうち6団体が鍵の自主管理に不安を感じていると。そして、13団体のうち10団体が管理人がいてくれると心強い、そして安心して施設を利用できると回答があったと、今、答弁の中にございました。ではそれを受けて、令和5年度間もなくスタートしますが、令和5年度の取組内容をお聞かせください。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今のご質問にあったとおり感想等いただいておりますので、利用者の不安解消ということが大きいと思いますけれども、それからあそこの交流センター、結構県外の方なんかも使っていただいておりますので、そういった交流人口を増やすということも踏まえまして、休日夜間の鍵の開閉等について引き続き対応ができるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 再度確認しますけれども、令和5年度4月スタートから、今回の試行結果とこの利用されている方の感想等を踏まえ、その利用時間帯、置くということでの認識でよろしいでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） そういったご要望もありますので努力してまいりたいというふうに考えております。

2番（横山秀人君） ちょっと質問を変えまして、今、誰が管理人を行っているのかご説明をお願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今回の試行につきましては、村の振興公社のほうにお願いをいたしまして、その鍵の開け閉めとか、それからあとセコムの設定とか、それからあと終わった後の確認とかそういったことをやっていただいております。

以上です。

2番（横山秀人君） もちろんボランティアではなく費用をかけ、この試行期間、管理人を置いていると思うんですね。それは何のためかと言ったら、実際、村民がこのような利用方法だとどう思うかというためにわざわざ費用をかけて、この試行期間をやっているわけがあります。それが3月まで。また、現時点でもこのような回答が上がってきているといったときに、どうして令和5年4月1日からこの結果を受けて同じようにスタートしますよと、管理人を置きますよと言えないのか。いつまで検討するのか。再度、令和5年度のこの管理人についてご質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 今、試行期間については飯館村振興公社にその管理をお願いしたというのがありますが、振興公社本来はそういう余剰人員を持っているわけではございませんので、今回きこりの改修事業の中で、どうしても使えない部分があつて、人員的にも少し余剰とは言いませんけれども夜間については出せるのではないかとということで、公社との協議の中で人員を出したという経緯があります。ですから、4月1日からきこりについては春からのオープンを目指しておりますから、4月1日から公社の人員がまた使えるということではない、お願いできるということではありませんので、様々なその人員というのは考えなければならないというふうに思っております。先ほど、例えば飯櫃の地域防災センタ

一どうするんだという話なんかもありましたけれども、村の中には様々な施設があつて常駐の職員がいない施設もあります。それは相当数ありますので、そういうところを総合的に考えるべきだというのが私が指示をしていることでありまして、その検討という言葉で大変申し訳ありませんけれども、人が見つかったり、あるいはお願いする方ができたりということがない限りは、この場において4月1日からこうなりますということとは言えませんので、そのような回答を今課長がしたということでもあります。いずれにしても、ほかの施設も含めて愛着のある施設利用ということが村にとっては非常に大事でありますから、施設があるのにそれをそのまま使わないでいるということがないように、あるいはより交流人口の増加につながるような目的を立てて、しっかりとした対策を考えていきたいということの答弁にとどめさせていただきたいと思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） もちろん、村内の公共施設たくさんあるわけですけども、やっぱり交流センターふれ愛館というのは利用状況から見ても村の大事な交流施設であります。そこを村内の団体が交流の場に会議等に利用しているわけですけども、ちょっと冷静に考えてみますと、これもまた以前一般質問をして、アンケート取りました、こういう改善要望がありましたという流れの下、今回の試行期間に入っていると思っていました。この試行期間の中で検討して管理人を探すのか、いたほうがいいのか、それともいろんな利用団体の方からもっとヒアリング、聞き取りをして、じゃあ自分たちで回すから団体つくってほしいのか。いろんな対策、検討というのは、11月から3月のこの半年の間にできたわけです。それで、村民も今、13団体のうち10団体がとても安心して利用できるということを言っているわけですから、それが、「いや、今試行期間終わりましたから、いや、振興公社今度きこりが直りましたから人配置できません」と、「じゃあまた前に戻りますよ」と。じゃあ今度いつ。この検討をして、いつからこうやるんだと。この何ていうか、この試行期間の考え方がすごく甘いと思うんですね。目標があつて、検討スケジュールがあつて、そして試行をするわけですから、やっぱりきちんと年度内に検討をして、何とかどう対応できるのかというのを検討していかないと、せっかく今、安心して利用されている村民の団体が、「また戻るかよ」と。そんな気持ちになってしまいます。少なくとも利用している団体には、「実はこういう形で試行だった。今、その感想等を受けて、そして何月まできちんとした、この利用状況の改善を考えるから、この3か月間待ってくれ。前に戻るけれども」と、何のための試行で、何のためのアンケートか、分からなくなってしまうので、再度、何か今のお話を聞くと人が見つからなければ管理人を置かないような感じの回答だったので、再度村長の考えを伺います。

議長（佐藤一郎君） 横山秀人君に申し上げます。質問、答弁が堂々巡りをしているので、質問を変えるなり、答弁するなり、ご協力をお願いしたいと思います。また執行部もそのようにお願いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 目的と目標があつての試行なのに、なぜそれがというような話をいただきましたけれども、試行というのはその目標なり、目的なりが明らかに正しいのかどうかということを探る上での試行というものもありますので、何か着手をしたら必ずそれをや

っていくというようなそういうお約束をしなければならぬとすると、それは私の村政の中で、チャレンジという言葉を使いましたけれども、そういう試行が一切できなくなるというふうにお捉えいただいたほうがいいかと思います。そもそも行政においてははっきりやるということが決まらなければ、本来は着手をしないわけです。ですから回答の中でもやりませんという回答をさせていただきますけれども、私の場合はそうではなくて、一部着手をする中で、そのニーズをつかんだり、そのニーズに対応するものを検討したりということはできるのではないかということで試行をしているものが幾つかありますので、この試行期間は3月31日までとさせていただいていますから、その3月31日を待って、その結果を踏まえてというのが本来であります。その部分と予算の部分とはちょっと別の部分でありますので、人が見つからなければやらないのかというお話がありますが、そもそもそのニーズというものが果たして、議員がおただしのおりかどうかということも今精査をしている部分がございます。例えば、機械整備のセットなどに不安を感じているというのは、今までできていたけれども、しっかりと分かっていないところがあったという、そういうお言葉もあるというふうに聞いていますから、全員が人がいなければできなかったというようなそういう話ではないというふうに受け取っておるところです。

それから管理人がいてくれると心強いというのは、まさしくその言葉のとおりですけれども、だからといって今まで管理人がいなかったから何もできなかった、怖かったという、そういうお話に終始しているわけではないということですので、その辺の合間を見ながら試行期間の結果というものは分析されるべきだろうというふうに思っているところです。ですから、配置をするかどうかについては、予算の中で、執行の中でやらせていただきたいと思いますが、そのもののやり方といいますか、配置というか、新しい人を配置するかどうかというのがありますし、いろんなことがありますので、そこは今の段階ではまだ試行中だということで回答させていただいたところでもあります。

以上であります。

2番（横山秀人君）　じゃあ、この2点目について最後の質問にいたします。

今回たまたま、この期間中に会議室を、ホールでしたけれども借りました。寒い時期だったので自分が行く前に管理人さんが開けて暖房を入れていてくださいました。途中、人が入ってきて、もう玄関の見ることはできない、誰が入ってきたか分からなくても管理人さんが見てくれます。そして、途中、冷暖房のボタンが分からなくなりました。すぐ管理人さんに行って聞いて、すぐつけたと。今回の試行に至った経過、すごくすばらしいなと。試行を行うことがこんなにも変わるんだというのが、実際それを、そのサービスを受けて分かりました。先日、どうでしたかと聞かれたので、とてもよかったということでぜひ続けてほしいという、団体として要望を出しました。回答しました。であるので、なんか今回、この回答がなんか煮え切らないというか、検討します、検討しますということなんだけれども、実際これだけの回答があるわけですから、利用している団体としては4月からまた戻りますとかではなくて、次の試行を受けて次のスケジュールをきちんと提示した上で、当分その利用は、前のおりになるけれども、次検討するからねというところはきちんと説明した上で試行期間を終わっていただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） ご提案をいただいて、そういうことも踏まえながら、これまでの経緯も踏まえながらアンケート調査をしたり、試行したりということではありますが、それは議員がお踏まえのことと思います。なお、行政としては費用対効果ということが非常に大事でありますので、一番最初の議員のご質問、以前のときですね、お金の問題ではないんだという言葉もあったかと思いますが、行政というのは税金で動いておりますから、お金の問題は非常に大きい。そのお金をかけることに対する効果というものに対応するものかどうかということが非常に大事でありますので、その点も担当には検討させているということで、ニーズにお答えできるものはしたいというふうに私も思いますし、そういう方向でのものもたくさんやっておりますけれども、費用対効果というもう一つの大きな観点私が私としては必要だと思っておりますので、その辺についてはご理解を賜りたいと思うところであります。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時48分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

2番（横山秀人君） では、午前中に引き続きまして再質問を行ってまいります。

まず、質問項目の3項目め、地域活動団体サポートセンターの設置についてであります。

役場からの回答は、改めて設置の考えは現時点ではないということでありました。まず最初に、飯舘村内にNPOが何団体あって、どのような活動をされているか。こちらはご存じでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 何団体があって、どのような活動をされているかを細部にわたって把握しているものではございません。

2番（横山秀人君） 最後、把握してないということですか。はい、分かりました。

飯舘村第6次総合振興計画の中で、村民はもちろん、多くの方の力を借りて新しい村づくりを進めていこうという記載がございます。飯舘村役場だけではもちろんできないことは多々あります。そこを補うのがNPO等をはじめ、地域活動団体だと思うんですね。村のほうでは総合振興計画の中で一緒に頑張っていきましょうというお話をされているんですが、実際はそのような団体数も分からない。調べていない。そして地域活動サポートセンター等も今考えていないという回答であります。私を感じるに、あまりにも地域活動団体への関心がなさ過ぎるのではないかと。先ほどの心の復興事業に関しても、様々な団体が村民交流、健康サポート等をしております。いろいろお聞きしますと、様々な課題があって、もっとこのようになれば、もっと活動できるんだろうという話を聞くたびに、何でそういう情報共有の、また様々な課題解決の団体が飯舘村に、この避難12町村である飯舘にないのかなと、そう思っておりました。福島市の市民活動サポートセンターでたまたま勉強会をやっていたので参加して聞いてみますと、本当にこの民間の力を最大限に発揮す

るためにはどのような方策がいいのか、どのような支援がいいのかというのを検討されてきました。飯館村ではその地域活動サポートというのは何か災害のときのという認識をお持ちのようですけれども、この村づくりに対してはとても重要な位置を地域活動団体は占めると考えております。現時点で考える、考えていないではなくて、今年度検討するという回答をいただけないのか再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 復興のために村内で様々な団体が活動しているというふうなよく聞く話がありますが、その中で自主的にそういった活動をやる中で、例えば心の復興事業を行いたいとかそういった部分の相談があって、ぜひやっていただきたいというような部分については、そういった補助事業なりそういった部分でしっかりと一緒になって考えていただきたい、いきたいというようなことでお願いしているところであります。今議員からあった村が主体になってそういった組織の立ち上げなり、そういった部分を考えないのかというようなことであります、大きな自治体でそれだけ実際にマンパワーがあるような部分であれば、行政中心となってそういった組織の立ち上げとか、運営とか、そういったのも考えられることもあるのかなとは思いますが、なかなか本村のような小さな自治体で行政主体となって、主導となつての取組となると、なかなかマンパワーの不足があるのかなと。また、従来の行政機能が働かなくなつては困ると、住民サービスが著しく低下してしまうというような懸念も出てくるのかなと思つているところであります。そういった組織の立ち上げ、またその人たちの活動、営利、非営利を問わず民間主体といいましか、自主的にそういった組織が立ち上がつて、そういった中心になつてセンター的なものをつくり上げていただければ大変ありがたいのかなと思つているところであります、なかなか行政主体となつてというような部分は、今のところ難しいのかなというふうに考えているところであります。

2番（横山秀人君） もちろん、今ある行政の中に新たなサービスとしてではなくて、実際ほかの市町村のお話を聞きますと、その活動センターの運営自体もそのNPOさんとかに委託しているところもあるということで、今ゼロの状況でありますので、先ほど村長がおっしゃった試行という形もありますので、きっかけを段取りというか、最初の、じゃあみんなちょっと考えてみないかと、そういうのを役場音頭でしていただければ、じゃああととはみんな考えてみましょうと、じゃあ役場がこういう支援してねとか、うちはこういうふうにするよとこつていう形の話が次に進むのかなと。その民間が自主的に、じゃあほかの団体と組んで何々しましょうという、そこまではなかなか今うまくいっていないと思うんですね。ただ活動、この市民活動団体サポートセンターがあるところは、そこをハブとして、そこを中継としていろんな団体がつながっているようなので、ぜひ今後、この地域活動団体サポートセンターについて検討いただきたいと思つます。これについては要望で終わります。

続きまして、4つ目について再質問いたします。

新規就農者及び営農再開農家・農業法人等への支援についてであります。

まず、1点目が4-3です。農業経営の事業承継に関する点であります。実は、今回の相談者、農業を承継する際に税理士が入つて検討しなければならない事業承継でした。つ

まり簡単にそれを相続すればいいという問題ではないようです。ですので、この回答の中には経営面とか、営農面からの支援は必要だという認識であります。ぜひ税面からも、生前にしかできない対策もあるとお聞きしておりますので、ぜひこの検討項目の中に入れていただきたいと思います。まず、1点目です。

産業振興課長（三瓶 真君） 今ほどの議員のご質問の中に、まさにこれから継承するに当たって、ちょっと私どもも今思ってもみなかった視点が出されたのかなというふうに思っております。令和5年で今想定していたものは、そうしたその農業者の持つ財産ですね。これは施設設備であったり、あるいはその方の技術、ノウハウ、こんなものも含めて次の世代に、あるいは同じその形態の中での継承にどういうふうに引き継いでいくかということかなというふうに思っておったわけですが、その税制面でどのよう今お話でありますので、これについて行政としてちょっと何ができるのかというところは、今ちょっと気づかせていただいたところですので分かりませんが、もうちょっとそうした事業組立の際の視点として持って検討していきたいと思います。

2番（横山秀人君） もう1点、実はそのときに東電の賠償請求についても、この事業承継を注意しないと途中で中断してしまう、止まってしまう可能性があるというお話がございましたので、ぜひそちらの面も含めてご検討いただきたいと思います。

続きまして4-4、国に要望している水田活用直接支払交付金に関する課題の対策状況についてということでもあります。これについては、水張りの要件が緩和されたということで回答ございましたけれども、令和4年度から動いていると認識しています。飯館村民、飯館村の農家、農業法人にとって、令和3年度と比較して令和4年度はこの交付金についての収入が同じ程度なのか、それとも下がったのか、その状況を教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和4年度で、この交付金による影響がどうだったのかということでもあります。まず、今の水張りルールにつきましては、これは令和4年単年ですぐさまその対象にならないというのではなく、今後のその経過といいますか、今後5年間というところを見据えての制度でありますので、今すぐにこれによって交付から外れたというところはないかと思っております。また、そのほかのルールにつきましても、例えば飼料用米の関係においても、現在でもその契約の期間によって交付金の大小が今後決まってくるという仕組みがありますが、それもまだ1年目ということであれば、まだその影響は少ないのかなというふうに思っておりますし、牧草の多年生草と単年生草のその播種していない内容ですとその部分が安くなる、この制度につきましても今まだそれほど影響はないのかなというふうには思っております。ただ、令和4年度の今の影響のその実態につきましては、これからその各形態、いろいろ数字が出てくるものと思っておりますので、今現段階で私どものほうでどのように大小影響があったのかというところの把握までは至っていないというのが状況であります。

以上です。

2番（横山秀人君） この問題については、農業関係団体からも議会のほうに出向いていただいて要望がございました。ですので、議会としても、また引き続きどのような支援等がいいのか、役場産業振興課と打合せしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

ざいます。

では、続きまして4-5、飯舘村の農業全般に関する現在の課題も含め、令和5年度以降に予想される営農再開及び農業経営等に関する課題とその対策について再質問いたします。幾つか村として特に力を入れたい事業名がこちらのほうに記載されていますが、何点かその事業について詳細をお聞きしたいなと思います。低コスト化のための技術設備導入支援ということですが、これはリース事業、つまり今でいう100%リース事業で行うのか、それとも事業主体が農家となって4分の3とか、そういう補助費で行うのか聞かせてください。

産業振興課長（三瓶 真君） これから詳細な要綱等を決めてまいりますので、まだはっきりとこうだというものはありませんが、今の考えとしては100%はないのかなと。やはり何分の1かそういった、あるいは定額化、そうしたある程度上限や補助率を設けた中でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、木質バイオマス発電所の排熱を利用した未来志向型農業の展開と回答がございました。まず、この木質バイオマスの排熱ということなので、その排熱自体は、その所有者はその会社になるのかなという認識はあるんですけども、その排熱を利用したということは、その会社さんが何か行うときに村が支援をするのか。それとも、その排熱を農家の方、村内の農家とか農業法人さんが利用できるような形で進めていくのか。現在の考えを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマスの排熱利用についてであります。排熱利用について考えられますやり方としましては、そこで燃やした燃焼したものから出る熱をそのまま直接、何かパイプのようなもので活用するという方法と、あと今、検討しておりますのがその熱を蓄熱する物質、そうしたものが実は今、試験的にいろいろとやられているということがありましたので、そうしたものを使って距離的にちょっと離れたところに、例えば暖房もしくは冷房の補助燃料として、そんな形で使えないかというところを考えております。もちろん、これらの熱等につきましては、農業者あるいは農業法人、そうしたところで活用していただけるようにしたいというふうに思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。新たな農業としてとても期待しているところでありますのでよろしくお願いいたします。

あと、この項目について質問は、これだけの農業に関する新たな施策が出されているわけですけども、村の第6次総合振興計画の中でその事業を組み込むとか、多分当初はこのような計画はなかったと思うんですね。それを村の一大計画だということで村長は大事な事業だとおっしゃるんですけども、計画の中にちょっと見えてこないかなと今思っております。今、計画の算定、この改定時期だと話を聞いてますので、その中にこの農業政策、新たな農業等を入れる予定等がありますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 第6次総合振興計画の中で、後の議員のご質問にもありますが、実現させている計画もございます。これから今、答弁したような課題に対する支援事業というものにつきましても、今その見直しの改定というふうに行っているところであります。ちょっと具体的なその事業名というか、いわゆる事業タイトルですね、そうしたものが入っていくかといいますと、ちょっとそれは細か過ぎるのかなと思いますけれども、どういったその視点で、どういったその柱で、これを進めていくかというところはその中に入ってくるものなのかなというふうに思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） 長泥の堆肥製造施設とか、本当に新たに出てきた施策がいっぱいたくさんありますので、第6次総合振興計画の中でどこに位置づけるのか明確になったらいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あとはこっちについては最後の質問なんですけれども、この質問内容で令和5年度以降に予想される営農再開等に関する課題ということでお聞きしました。その中に、ちょっと最近聞こえてきた農家からの課題の記載がなかったものですから、ここで再度質問させていただきたいんですけれども。基盤整備の暗渠について、先日説明会があつてそこに参加した方複数人から、これもまた大きな問題だと。飯舘村の営農再開を進めるに当たって、例えば暗渠のパイプの太さ、小さいんじゃないかと。あとは、暗渠のパイプの下に敷き砂利がないんじゃないかと。あとは、暗渠のパイプの勾配が緩いのではないかと。様々な問題があり、ただ、県なのか国なのかちょっとすみません、私分らないんですけれども、回答者からは、いやもうこれ決まっていることだからという回答があつたと。今後、新たに営農を再開する農家にとってみれば、とても重要な問題であります。今後、この村民からの悩み等、課題等について、村としてどのように対処していくのか回答を求めます。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備の暗渠のご心配ということでございます。先日、いちばん館で説明会を開催させていただきました。その中身としては、まず暗渠とは何か、客土とは何かというところで、国、県から示されている標準図を基に、まずはこういうことですよというところで、みんなで共通認識をまずしましょうということで説明のほうをさせていただいたつもりでございます。それをもって、今度各行政区さんのほうに時間を取っていただいて、また詳しく事情等を確認をしながら進めていければなというふうに考えております。まず、いろいろその農地等によって条件等異なってくると思います。まず、ベースとしてはそういう標準的なものを取りあえず、皆で共通理解をした上でそれぞれの農地等の事情に応じて対応をしていくための、今後、情報収集というんですか、打合せ等をさせていただければなというふうに考えております。

2番（横山秀人君） 今のご説明の中で、共通理解という言葉があつたんですけれども、聞く限りだとその共通理解が得られていなかったのかなというふうに感じます。私も同席してなかったので間接的な感想になりますけれども。ですので、その共通理解自体がお互いに理解されていない状況ですので、これは今後も、これが本決まりじゃないんだよという認識の下、住民の声を十分に反映したその共通理解を求める標準の工事、工法を今

後検討できるのかどうか。つまり、聞き方が長くなってしまいましたけれども、この共通理解でもう行ってしまうのか。これが本決まりなのか。それともまだ皆さんの意見を聞いて、皆さんが営農しやすいような施工方法を検討する段階なのか。そちらのほうをお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 我々としても、当然その営農するに当たって、営農しやすい農地を求めていくということは当然なのかなと思っております。当然、その交付金を利用してのものでありますので、それぞれの農地の事情を把握した上で、こういう工法がいいねというような形で進めていければなというふうに考えております。

2番（横山秀人君） ですと、まだ柔軟に対応できるという認識でよろしいでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今は、多分設計の段階である程度、村内の基盤整備の設計についてはほとんど終わっているというふうな状況だと思います。今の内容につきましては、あくまでもその土地改良設計基準というものに基づいて設計をしております。そういう基準の中で、やっぱりそれ以上のものは交付金の中で該当にならないという部分がありますので、やはりその土地改良設計基準に基づいて設計をしていく、工事をしていくという形になりますが、ただその暗渠の部分と、またその遊水処理という部分は違いますので、そういう部分については現場に合わせながら、今度工事管理者ということで各行政区のほうにいらっしゃいますので、そういう方たちと打合せをしながら有効な土地改良事業という形に進めていきたいなというふうに思っています。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。ここでは、ぜひ村民の声を十分に反映してということで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、5点目、村税等の滞納対策についてであります。こちらの再質問については、まず令和3年度までの滞納額が880万円ほどであったと。令和4年度、新たに課税した分の滞納額が1,300万円ということでありました。ちなみに1,300万円、どのような税目で滞納があるのか概略で結構ですので教えていただけますでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 滞納額の質問であります。こちらの1,300万円につきましては現年度分でありまして、今個別に固定資産税幾らということについてはちょっと手元にありませんが、なお、これにつきましては催告等を送りまして令和4年度中に収納、納税されるように今、税務のほうで動いております。

以上です。

2番（横山秀人君） ちょっと別件で条例のほうで、債権条例に関する条例が出ていまして、幾つか調べてみますと税にも時効があると。あとは、税以外の例えば水道料とかも時効があると。この時効を止める方法等については、今現在、飯舘村役場ではどのような対応を取っていますでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 税の時効を止める方法につきましては、一番は分割でも少額でも納めてもらう。それからその滞納が今も残っている、いわゆる債務を承認するという行為ですけれども、そちらを取り交わすというのが基本的な考え方でありまして。それをしないと時効が過ぎていくという形になります。

2番（横山秀人君） 時効ということで最後は決まってしまうので、まずこちらについて

は不納欠損がないように対応いただきたいと思います。

あと、税については最後の質問です。私が税務職員だったときに、実はこれから入る収入が村役場のほうで把握できたときに、村からその方にお伺いして、今度こういうお金が入りますよねと。そのときは補助金でした。私が行ったのは補助金。補助金が入りますねと。じゃあそのそういう収入があるのであれば、その一部をお支払いいただきたいということで誓約書をもって、入金と同時に銀行に一緒に行って、そして役場のほうに振り込んでいただいたということがあります。今後、村のほうでも、例えばそのような事前にその方に入らる収入が分かった場合は、そういう誓約書等の対策を取れるのかどうか、取るのかどうか、回答をお願いします。

住民課長（山田敬行君） まず、滞納されている方にそういった税金として納めてもらうことができるものがあれば、そういった情報が入れば、もちろん税務としてはその情報を基にこういったお金が入るということで、税務としてその方と納税相談という形でさせていただいて、できる限り納めていただくということを今も現在も行っております。

2番（横山秀人君） なかなか大変な仕事であると思います。ただ、今やっておかないと後の相続人の方が何百万円も持ってこなくちゃいけないとかということになるかもしれない。ですので、ぜひつらいところではありますが、税法に基づいてしっかり徴収いただきたいと思います。

では、6項目め、復興・再生に向けた国への要望書等のお知らせについて再質問いたします。

村のほうでは、きつい言い方かもしれませんが、広報に1行で手渡したよと、文面を入れたじゃないかと、あとインターネットで公開しているじゃないかと、それでいいだろうという回答であります。これ飯館村、やっぱり役場、村、企業、様々な団体、一緒になって村づくりを、新しい村をつくっていいこうというときに、どうして村は村長名で提出する復興大臣ほか大臣宛ての要望書を印刷して村民に配らないのか。その理由が先ほど回答になかったものですから、再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国や東京電力に対する要望書、それから要求書について、全文を印刷の上、全戸に配付すべきという再度のご質問でございます。前の議会でも答弁申し上げている部分でもありますが、現在広報物として村民の皆様へ送付しているお知らせについては、住民福祉の向上の観点から多くの情報の中から村民が生活する上で必要な優先すべき情報を選別して送付しているところであり、広報物が多過ぎると生活に密着する必要な情報を選択できなかつたり、見過ごしてしまつたり、そういった村民の皆様が生活する上で本当に混乱を招く原因になってはいけないというふうなことでございます。また、先般の相馬地方管内の状況もちょっと調べさせていただいたところではありますが、やはり紙面による要望書を全戸配付しているという自治体はありませんで、ホームページ上での周知ということとどめていただいております。村としても要望書についてはこれまで同様、基本的に村のホームページに掲載することでお知らせをさせていただいて、お問合せにあった際には村のタブレット等でもこういった情報の検索の仕方とか、そういった勉強会も行っているところでもあります。こういった活用を

すれば見るができますよというふうな部分、そういったものを丁寧にお知らせをしながら気になる方について見ていただけるように続けてまいりたいというふうに思っているところがございます。

2番（横山秀人君） 私は、この要望書は村民と共有すべき最大限の重要な文書だと思っています。村長名で大臣に出す要望書です。年に1回か3回かぐらいだと思います。実際見ると、ホームページから印刷すると大きな文字で読みやすいように7ページ、表紙合わせて7ページになっています。多分これうまく整理すればA3裏表で皆さんに配付できるものであります。ほかの市町村がやっていないからよかったじゃないですか、飯館村が1番で。飯館村は要望書も共有するんだと、村挙げてつくっていくんだと、新しい村をと。それぐらいの気持ちを持って広報していかないと、インターネット見てください、そこから何か問合せがというのは全くこの要望書に関してはおかしい話です。これ前回と比べると変わった点があります、何点か。生きているんですね、要望書も。ですので、要望書を出したらすぐ村のほうに、村民に、全戸といっても2,500戸です。費用がそんなにかかると思えません。ぜひ皆さんにお知らせいただきたい。今からでも遅くないです。1月のことですので。村長、お考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） ご答弁を申し上げたとおり、今後もホームページということについては変わりはございませんけれども、実は要望書の内容を見たいという方のお話については、この議会の中でご指摘をいただいて、どれぐらいあるのかということを担当にも確認をしておりますが、多分議員がおっしゃるとおり、なかなかそういう形で村に直接問い合わせる人は難しいんじゃないかという臆測もありまして、具体的に要望書の国への要望の内容を問い合わせる方は具体的には把握をしないというのが村の役場の現状であります。ですので、ホームページを通じて、より広くの方々、村民だけじゃなくて全国あるいは世界の方々が見れる形で要望書を公表しているというのが村の現状であります。なお、その要望の内容をどういうふうに皆様にお伝えすべきかということは、前回も様々検討が必要だろうということを申し上げましたので、今のところ手法としてはホームページということを答弁させていただきました。

それから、その要望をしてもそれに対してすぐ回答があるわけでもないですし、一定程度承りましたというのが普通の国の対応なわけですから、私たちの行政としては要望した結果として何が得られているのか、あるいはそれによって政策がどういうふうになっているのかということ、今までは行政の形で皆様にお知らせをしてくれているのかなと思いますので、要望したからそれが即、何かになるというふうな誤解をもし抱くような形にならないように、私たちとしては配慮させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 何で改めて質問を出したかといいますと、前回のときは広報に概要が載っていたと思います。今回は概要さえも載っていない。それでもう一度今回出したんですけども、インターネットを見れる人は限られます。限定的です。ですので、きちんとした文字とした形で全戸に配付することが大事だし、今、村長が不安に思っていることはその文面書けばいいんです。今、これが決まったわけじゃないと。これから順次や

っていくんだと。ただ、今大臣に出している要望はこうだよと。認識していただかないと、村民と村が一緒になってやりましょうとはならないです。これについて、村長がまた考えが変わらないというのであれば、またいろんな村民の方にお聞きしながら、また次回以降に質問をいたしますが、検討する余地もないのでしょうか、お聞きします。

村長（杉岡 誠君） この答弁に関しては、要望書等については、これまで同様村のホームページに掲載することでの公表を継続してまいりますと申し上げておりますので、その他の手法について全く検討しないということではないというふうには思います。前回も様々な、例えば何ていうか、注釈といいますか、解説を加えての周知というものも必要かもしれないというふうに私は答弁をしておりますから、そういうことは内部的には検討させていただきたいと思っております。ただ、紙面、紙で一方的にお配りをするということについては、今回はするとは回答していないということでもありますので、お踏まえいただければ幸いと存じます。

以上であります。

2番（横山秀人君） 最後になりますので。議員になって5回目の一般質問であります。質問をするということは、もちろん村民の方に聞き取りしながら根拠を持って質問するわけです。それに対して、村のほうが本当にそれを酌み取っていただきまして、様々な政策に変わっているということを実感しています。本当にありがとうございます。ただ、まだまだ村民からの考える、村、要望するという点はまだまだありますので、引き続き一般質問でこのような形で課題共有としていきますので、今後もよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部は答弁ありますか。

これで横山秀人君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 第2回定例会一般質問をさせていただきます。

私たちは全て国民、村民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、人々の生存権を定めている憲法の下で生活をしています。しかしながら、実態としては税制からだけ見ても基礎控除が住民税43万円であり、月額に直せば3万5,800円であります。日当たりにすれば、3万5,000円ですから大変少ない基礎控除の中での生活です。これでは憲法にある生活からは程遠いのが現在のものであります。各種負担も原発事故被害者として現状では免除されていますが、元どおりになれば村民の生活は大変な負担が一気に覆いかぶさる負担が予想されます。一方で、自公政権は防衛戦略の基本的指針の展開と5年間で総額43兆円と公言し、資金不足3兆円の1兆円は東日本大震災の復興特別所得税などを充てるとしました。何たる福島県民を、原発事故で被害に遭った人たちを侮辱し、裏切る行為かと憤慨しているところであります。今の生活、物価高、コロナ生活での苦しみ、私たちの生活に軍事費のための増税は許される状況ではありません。平和な世界を築くには憲法9条のある国として徹底した平和外交に取り組むことであり、軍事拡大で他国との緊張を高め、さらなる軍事拡大の連鎖を生み出すアメリカ言いなりの防

衛戦略に対して、強く抗議をして一般質問に入ります。

この議会定例会に提案される村民のためになる予算については、後日の予算委員会での審議で提言発言いたしますが、定例会ごとの村民の声、願いを2項目9点について村行政執行に提案発言をいたします。

初めに、村民のための重点施策についてですが、村民の全ての人生、生き方を変えた原発事故から11年が過ぎ去るが、村民が主人公の行政執行の中での施策はどうであったのかきちんと検証すべきだというふうに何度か申し上げております。検証することの項目ごとに、11年の検証ですから、例えば新潟県がやった検証委員会での項目とか、いろんな分別あると思いますけれども、検証する気があるのであればきちんと検証すべきであります。

2つ目に、村民の生活実態把握と実態に基づく施策。これは短期的なもの、中期的なもの、長期的なものと思考して考えるのが本来の在り方であるし、具体的に計画があるのか伺っておきます。

3つ目は、元村長の後継者ではないと公言してきたが、この間の行政執行の何が違うのか。村民にとって分かりづらいというか、何をもって後継者でないことで、例えば危険で住めないという飯舘村に放射性物質がたくさん落ち、今も全村の84%にそのまま残されている。そういう危険物のある村において後継者でないと言った村長が、一体何をこの間やってきたのかも見えない。そういうことも含めて何が違うのかきちんとお伺いしたい。

4点目は、この先の人口、移住・定住、さらには雇用の場、インフラ整備など、村の人の動きと生活状況の見通しを示していただきたい。

大きい項目の2つ目は、原発事故被害についてであります。

先ほども言いましたけれども、村は放射性物質という自然界にない毒物が全村に大空から降り落とされた、大変危険で人々が動植物が住めないという実態があったから避難指示が出されております。そして先ほども言いましたように、84%何もしないまま放置されている飯舘村にとって、放射線防護の3原則から見た場合、村長としてどのように考えるのか所見を伺うものであります。

2つ目は、転入者・移住者・定住者を含む村の主人公である村民に対して、放射性物質や放射線などの実態を基本として説明・公示すべきであります。今もいろんな点でやられてはおりますけれどもまだまだ不十分であり、小さな村の執行体制なので自分らで全村の山を含め、いろんな場所の測定は難しいのかもしれませんが、やっぱり11年が過ぎ去ろうとするときに、どんな村にこの10年で変化し、現状はどんな状態にあるのかということを、そういう現実の実態をきちんとつかまないと今後の施策云々提案してくるのは、私は村民にとって、環境や安心安全な生活からとって、不十分であるというふうに感じていますのできちんとお答えを願いたい。

3つ目は、元村長は加害者の言いなりに年間20ミリシーベルト未満、除染基準は5ミリシーベルト未満、日本では本来は年間1ミリシーベルト未満であるので、そのとおりの環境が安心安全とした結果が現状であります。放射性物質の半減期頼りでよいのか。

新村長としてきちんと検証されて、村全体が東京や名古屋と比べても安心安全な環境なんだとなるように、11年過ぎ去ったから国、東電にもう言わなくていい部門ではありませんので、きちんと実態把握をされて東電に、国に示すべきであります。

4つ目は、村民が失ったものは補償・賠償されたのかという点であります。この11年間見てみましても村民の補償された、賠償されたもの、個人によっていろいろ差があります。というのは、賠償にいち早く動いた方は自分の車まで買っていただいた方もおりました。車の中の装備品、もちろんタイヤ。ところが、そういうことに気がつかない、なかなかそういうことを難しがつてやろうとしない被害村民の被害者にとっては、何もそういうものを賠償も補償もされないできている。私も東電本社に行ったときに、今まで補償したものはどんなものを補償しているのか示していただきたい。そのことによって私はこの部分は補償されてなかったな、このことは私は請求もしてなかったなというのが新たに分かるので、そうすればみんなが公正公平な賠償や補償をされていくのではないか。だから示していただきたいと何度か言いましたけれど、一向に加害者側は示してきませんので。つまり、きちんと対応された方がいっぱい補償や賠償されたのかなというふうに、簡単にまとめればそういうことになっているのかなと思いますので。そしてまた、東電や国が認めない補償や賠償、つまり自然の恵みやお互いさまの経済など経済活動での悔しさと損害を、村長は19年間役場に勤務する中で、いろんな村民のそういう自然の恵みやお互いさまの経済というのを見てきているのでね。それを中間指針にはどこにも載ってないしね。だからそういう点をきちんと、19年見てきた人で今村長になられた思いからして、十分分かっているのね、そのことはきちんと申し上げるべきだと。そういうことを申し上げれば、前の村長の後継者でない新たな請求なり、村民のために要求してくれているんだというふうに見えるわけですけどもね。そういう点も含めて、ぜひ要求していただきたい。

あと、最後になりますけれども、村全体の面積75%の森林活用しての森林所有者と森林労働者からの収入などをどのように見通しているのか。何かバイオマスやることで森林事業や林業で生きてきた村のことが、元に戻るような錯覚、そういうことではないというふうに思いますので、もちろんバイオマス活用での森林資源再生、全体をどのようにしていくのか示していただきたい。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1、村民のための重点施策の1点目、原発事故後のこれまでの施策の検証についてであります。

議員おただしの福島第一原子力発電所事故後の施策については、村の総合振興計画に替わる計画として、いいたてまでいな復興計画を策定することにより計画の第1版及び第2版では、村民一人一人の復興を目指し、戻る、戻らないの選択を支援。第3版及び第4版では、4つの重点施策と着実な前進。第5版では、避難環境の改善と既存環境の整備、拠点エリアの整備を進めてまいりました。

また現在は、村民の皆様とともに目指すべき将来像である、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを築き上げるために、令和3年度から令和7年度までの

第6次総合振興計画に基づき、村の再生、発展及び村民個々の生活の支援策などについて進めております。

なお、令和4年度は第6次総合振興計画の中間見直しに向けた作業を進めているところであり、計画の中間地点である令和5年度は村民の皆様のご意見をいただいた上で、中間見直し後の計画の公表、施行を図ってまいります。

次に、2点目の、村民生活の実態把握と実態に基づく具体的な施策についてお答えいたします。

議員おただしの村民生活の実態把握については、住民懇談会や行政区ヒアリングによる聞き取り、また、行政区長会でご意見をいただくなど、村民お一人お一人が必要としていることや、地域の課題等の把握に努めているところであります。

なお、現在、第6次総合振興計画の見直しを進める中で、村政方針で挙げている村民の今を支える及び村の将来への布石の2つの力点を基に、就業人口、交流人口などの昼間人口、いわゆる昼間の人口の拡充をはじめ、10年後を見据えた後期基本計画の検討を進めているところであります。

次に、3点目の、元村長の後継者でないと公言してきたが、この間の行政執行の何が違うのかについてお答えいたします。

村の行政は、その時代時代の課題やニーズに対応するため、歴代の村長をはじめ、役場職員はもちろん、地域の方々も協同して必要な施策に取り組んできた礎の上にあるものと考えております。その上で、私の責務はあらゆる苦難を乗り越えて、この村を築き上げてつないでこられた先人、先達の思いと、その営みの成果を次世代に持続可能な形をつないでいくことにあると考えております。そのために、私は今ある行政課題に的確に対応した、村民の今を支える施策を進めるとともに、今後も村の将来への布石として新たな視点を持って様々な取組を進めてまいります。

次に、4点目の、今後の村の人の動きと生活状況の見通しについてお答えいたします。

本村における最も重要な課題は少子化対策であり、とりわけ、出生数の減少については村内居住者、村外避難者ともに顕著であり、原発事故による被災自治体の状況は今後の我が国の姿の縮図とも言えると考えております。

村としては今後、帰還促進、移住・定住促進を目的とした復興事業を活用していく上でも、少子化対策の視点を持って村の再生・発展のための計画を立てていく必要があります。このため、現在行っている第6次総合振興計画の見直しを進める中で、住民基本台帳人口及び現住人口について、これまでの実績を踏まえた見通しに、移住・定住人口の目標を加え、今後の人口の見通しを立てることとしております。

また、令和5年度は定住人口の増加を図る施策のファーストステップとして、昼間人口、昼間の人口を増やすことを目標に企業誘致や産業創生を進めるほか、農林畜産業のさらなる振興、担い手の確保、商工業における雇用創出や観光の振興、交流・移住・定住の促進、保健・医療・福祉や買物環境などの充実、さらには学校教育や部活動の充実など、今後の人口減少カーブをできるだけ緩やかにするための施策について取り組んでいくこととしております。

次に、ご質問 2-1 点目、放射線防護の 3 原則から見た場合の所見についてお答えいたします。

環境省が公表している ICRP 国際放射線防護委員会の定める放射線防護の 3 原則は、正当化、防護の最適化、線量限度の適用であります。村では外部被ばくを低減するための 3 原則である、時間、遮蔽、距離を認識することが有用であると考えております。これはいかなる被ばく低減策も放射線源がどこにあるかを一定程度特定することが前提となっておりますが、除染が行われ、また、定期的・継続的なモニタリングにより放射線が高い場所がある程度特定できる現在においては、この 3 原則を認識した対策がより有用であると考えられるためです。なお、各種の測定により得られた空間線量率や食品放射能等の数値情報を認知することも大切であるため、村ではモニタリングポストのほか、広報やホームページにて公表しているところであります。

次に、2 点目の村民に対して放射線など実態を基本として説明・公示すべきとのご質問にお答えいたします。

移住サポートセンターでは、移住・定住等の相談を受けた際、放射線リスクコミュニケーション関連資料を配付しているところであります。また、移住サポートセンター職員自身もリスクコミュニケーション研修を受講済みであり、引き続き丁寧な放射線に関する正しい情報の発信に努めてまいります。なお、移住される方を含めて村民の皆様には、お住まいの環境やその他生活環境において、放射線量が気になる場合は、産業振興課を窓口として個人線量計の無償貸与を行うなど、生活される上での不安解消に努めているところであります。

次に 3 点目の、村全体が安心安全な環境となるよう、国、東電に示すべきとのご質問にお答えいたします。

村内における空間線量率が比較的高いところにつきましては、物理的半減期や風雨等による自然減少を待つだけではなく、他と比較し高いところが分かった場合には、可能な限り、線量の低減が図られるように環境省に追加除染を要請してまいります。また、未除染の山林についても、これまで同様に相馬地方市町村会等を通じ、引き続き国に森林の効果的な除染方法の確立、全ての森林を対象とした放射性物質に対する早急な対応や要望をしてまいります。

次に、4 点目の、村民が失ったものに対する悔しさと経済における損害賠償の要求についてであります。

原発事故による損害賠償については、村といたしましては、村全体、村民全体に関わる事案については、東電及び国に対する要望・要請を引き続き行ってまいります。また、個別の具体案件につきましては、東京電力相談窓口や国で設置している各種相談窓口へつなぎ、村民が納得できる賠償が受けられるよう引き続き支援してまいります。

次に、5 点目の、森林所有者と森林労働者の収入などをどのように見通しているのかとのご質問にお答えいたします。

村では、平成 29 年度より、ふくしま森林再生事業による森林の再生、林業の活性化に取り組んでおり、令和 3 年度までの実績では、面積で 88.49 ヘクタール、計画策定等を除

く森林施業分で約2億6,200万円程度の事業を実施しております。これにより、詳細な数字までは把握しておりませんが、森林施業に関わる労働者の雇用が一定程度進んでいると考えております。また、山林所有者に対しても、伐採・販売した木材の量に応じた収入があるものと考えております。なお、当該事業には今後も取り組む予定であること及び木質バイオマス発電事業は当面20年間継続する予定ですので、長期的な森林整備と附帯する産業の創出、それに伴う村内の経済活動の活性化、林業の活性化など多大な波及効果を見込みつつ、森林資源の再生を図ってまいります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） それでは、1点目から再質問をいたします。

私は、村民があつて選ばれた議員として村民のために仕事をしている者として、村づくりは村民の生活、生き方が基本ではないかというふうに常に毎日そういうふうに考えておりますので、この答弁を見た限りは村、村民の生活の変化、対応はどのように検証したのかが見えませんし、村民がどんな苦しみやどんな生き方をしてきたのかも見えてきません。そういう検証をしないで建物を建てたところは災害でどこか直したとかという話ではないし、第1版、第2版では復興を目指す、戻る、戻らない選択を支援したんだと言っていますが何だか分かりません。第3版、第4版、4つの重点施策、村民の暮らしをどうしようとしちゃったのか。経済、生活がどうしようとしちゃったのか。その検証も見えません。そして、令和3年度から令和7年度までの第6次総合振興計画は今後のというか、今中間ですのでそのことはいいんですけども、私のほうの検証してほしいのは村民の生活、生き方がどんな人生にこの10年、11年になったのかということです。基本だと思うんです。役場の方々だって90%近くもう通勤公務員になったわけです。村に住まない。年度によって、6年間そうであったし、その後戻ってきた方もおりますけれども、そういう変化だって何にも見えてこないですよ、今日の答弁では。だからいろんな意味で検証をきちんとすべきだと言っているんです。人づくり、村民の村づくりは村民が主人公であります。その点からの検証、自然界の状態の検証をする気ありますか、ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 議員おただしのその検証という言葉が、どういった意味合いを持つのかということは庁内的にもいろいろと考えたり私も考えたりはしているんですけども、行政が行ってきたことについて要約をすると、私が答弁した当初の内容になるのかなというふうに思っているところです。なお、今第6次総を中間見直しの準備を進めておりますが、今もって、村民の今を支える事業については、ほぼほぼ復興計画の第1版、あるいは第5版に基づいて実施をしているというのがございますので、その中で検討された部分が村民の今という形になっているんですけども、ただ私の目線で、医療関係とか、生活、買物環境等々様々不十分なところがありますので、そういったところに新しい手を入れさせていただいているというところでもあります。ですので、なかなかその村政の中で一括してある時点で検討したことが実現するまでにはどうしても時間がかかっていると、時間がかかる中で村民の生活、村民の人生はどんどん進んでいくというのが現状ですので、私としてはやはりそこの計画に基づく構想に向かって動くことも非常に

大事でありますけれども、今を支えるというところをしっかりと見ながら、やっていくことが大事だということを常々といいますか、今年度の予算あるいは新年度の予算にも反映しながら、今後の村政を執行していきたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 村全体の自然環境や人々の暮らしや生き方は検証する気ないような答弁なんですけど、それはそれで本当にやる気はないのかどうか、もう1回伺うとともに、今村長が答弁されたことは今度の第6次総合計画によって村民個々の生活の支援策などについてやっていくという、それはもちろん村民にとっての施策をやるのは当たり前ですけども、ただ検証をきちんとしないといけない。メリット・デメリットがどうであったのか、放射性物質の対応等、検証はしないのか。これ危険で住めないと言われて6年過ぎて、危険で住めないところではなくなったから避難解除したんだというふうに国は言うわけですけども、その結果、じゃあ11年目にしてどれだけが、村民が安心安全に生活できるなりわいを持って経済的に生きられる場所になってくるのか。事業を立ててやったから、建物を建てたから云々の話じゃなくて、その点では、今、村長が言いましたけれども、住民の皆さんからのご意見をいただいて見直しもしていくと言っていますから、できるだけ多くの村民のこういう願いを要望するためのその具体的な対応は、じゃあ横山議員への答弁でありましたけれども、ヒアリングとかいろいろやっているからそれで十分なんだみたいな話ありますけれども、アンケート調査もいろいろ工夫するんですけども。だからこの見直しするためのものというのは、どんなことを具体的にするのか。村民の生活や生き方に対しての検証というのはやらないで、この第1版、第2版、第3版、第4版でこうやったから、第5版でこうだからということで検証は終わりということですか。

村長（杉岡 誠君） 検証ということですね、行政計画においては非常に大事な部分かなというふうに思いますが、ちょっと復興計画については少し意味合いが違うのかなというふうに私としては捉えているところです。というのは、やはり国というのは自治体が復興のために必要とする方向性を示したときに、そこがどこまで達成できているのか、達成できていないのかという目線を持ちながら、実は様々な要望活動にもつないでいるというのがありますので、確かにやってきたことのその成果がどこまで出たのかという検証は常々必要だとは思いますがけれども、計画そのものでの見直しといいますか、その辺についてはかなり慎重にしなければならないだろうなというふうに思っています。ですので、今は現村政の中で足りない部分、不足する部分、あるいは様々な取組をもっと必要な部分、あるいは産業、なりわいという大きな部分、そういうところに力を入れて、今年度は特に子育て環境を支援する施策を大きくつくりながら皆様方に次世代、将来性を見ながら、若い子たち、小さい子供たちが育つその村の中で、村民の子たちと出会う中で、高齢者の方々も元気をもらうような、そんな村づくりの中にやっていきたいなと思いますので、当年度の予算の中に反映をさせていただくという部分であります。

なお、計画の中間見直しについては、昨年までと申しますか、このコロナの中で一つ直接会って話す、皆さんが集まっていたということ非常に制限をされてきたし、村

としても控えるような形を取ってきましたので、その辺が新年度に向かっては、このコロナの動態によっては随分変えられるのではないかなと期待をしたり、私としてもやりたいことがありますので、できる限り住民の方々と直接対応できるような場所を設けたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 確かに、コロナと同時期になってしまった。3年間といたしますか、ありますので、私はやっぱり新しい村長にはもう基本的に自然界がどれだけ駄目にされたか。それが半減期を経て、除染をやって、どんな変化されて、今は村の自然環境ってどのぐらいになってきて、その中で人の動き、仮設アパートから自分の家を建てたりして変化してきているわけですよ。コミュニケーション、コミュニティもそういう流れでいろいろ変わってきているわけですよ。だからそういう全体の、この飯舘村の村民の11年の生き方、暮らし方、自然環境含めてどうであったかというのを基本として捉えないと、何か誰かがどこかの、特に前の村長のときは東京都とかどこか分からない人たちが来て、全部いろんな提案をつくって、みんな村民はもう避難先で自分の生き方、人生そのものが奪われて大変な中、来ていろんな意見出せなんて言われたってね。結局いろんな状況の流れはそういうことで来たわけですから、これ2項目に関係しますけれども、この村の将来への布石というのは何なのか。建物を建てたから、制度が改善したから、事業成果として道路とか災害対策をやったから布石なのか、何が布石か分かりませんが、そういうものをつくろうとして、それで10年後の視野って、10年後というのは2036年を指しているのか、6次総終わった後の10年なのか分かりませんが、その点を確認しながら、質問します。

村長（杉岡 誠君） ちょっとご質問の趣旨と私の答弁が間違ったらご指摘賜りたいというふうに思いますが、例えば放射性物質の変化、人の変化をどう捉えるのかということであり、放射性物質は除染後ウェザリング効果、あるいは農用地については農業活動によって低減されたり、あるいは農地の土に固着をされたりという中で、いろいろと試算がしづらい状況がある程度できています。ただ一方、山林のように除染されていないところについては、森林の中での還元がずっと続いているという国の研究もありますので様々な動態がある。その中で森林整備ということを進めていくと、人の手が入ることによって、間伐を進めたりすることによって、一定程度放射性物質が還元の循環を変えていくという流れができるのではないかとことも期待されますので、これまでの動きというものの検証が必要かなというふうに思いますが、これから私が村の将来の布石としてやっている部分は、一定程度の予測に立ってやっている部分がございます。それから人の変化という部分で言うと、この村を引っ張ってきた方々が、今、12年間たってお年を召されて、それでも元気だったり、あるいはいろんな思いがあっという間にしゃるといって、実は村内の高齢化率が高いという言葉にそれはつながっているんだと思っています。高齢化ということが決して悪いことではなくて、皆様が元気で長生きをするということ、みんなずっと願ってきたわけですから、その姿がある。ただ、その方々に全てをおんぶにだっこいたしますか、そういう状態ではとて

もならないということで私の世代を含めて、次の世代も自分たちがこの飯舘村をさらに築き上げていくんだ、そういう思いを立てていくことが大事だということで、村の将来の布石の中には、この村に可能性を感じていただく、そういうこと取組もあるだろうということで様々工夫をさせていただいているというところでもあります。施策一つ一つ説明すればもっと長くなってしまいますので、村民の今を支えるという部分と村の将来の布石というこの2つの大きな力点、視点というものを見せることが10年後にもつながるだろうというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は14時45分とします。

（午後2時25分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後2時45分）

8番（佐藤八郎君） 先ほど、1-2から2-1までぐらい答弁もらったんですけども、1-3からやり直したいと思っておりますので。答弁の中で、先人、先達の思いと、営みの成果をという形で、これ大事なことでなんでこれはこれでいいんですけども。あの原発事故前の村づくりで各行政区からそれなりの人たちが選ばれてきて、そういう会議の中で総合計画をつくったり、あとは村づくり、各村内にある既存の団体との定例化した村づくりのためのいろんな調査なり会議をやってきて、村というのを村民挙げてつくってきたのが飯舘村で、原発事故前まではすばらしい村づくりをやってたと。全国的にも先進地扱いされておりましたので、もう11年過ぎ去る中で事故前に固執する必要はないんですけども、そういう観点は必要かと。今そういう力量ある森林組合さんとか、農協とか、そういう方々とやっぱり同じテーブルで、この村をどういうふうにやっていくかという定例化したそういう懇談の場といいますか、公的な定例会でも何でも持ちながら、やっぱり一緒になった、意思統一された村づくりに進むべき、そういうことで村の将来への布石にやっぱりなっていくと思っておりますので、その点はいかがですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました震災前の総合振興計画、その中では20行政区それぞれ地域ごとにいろんな施策を考えながらすばらしいことをやってきたというふうなお話でありました。現在もみがきあげ事業、そういった部分で地区のほうで計画を立てて進めていただいているところでもあります。それぞれの行政区の避難状況やら、子供たち、それから老人会、婦人会、そういった部分の体制が違っているというようなことと、まだまだ村内に戻っている人も少ないというような中で、それぞれの地区で工夫しながら進めていただいております。そういった部分も進めていただきながら、またその方たちの行政区ヒアリング等での思いなども酌み取りながら、今のこの総合計画づくりの中には組み込んでいきたいなというふうなことで検討しているところでもあります。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後 2 時 4 8 分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後 2 時 4 9 分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいま議員のほうからおただしのあった部分、元の村づくり推進協議会、そういった観点かと思えます。今後そういった部分も協議していけるように検討してまいりたいと思えます。ご理解をいただきたいと思えます。

8 番（佐藤八郎君） 休憩時間中に行政用語の検討ってあまりよくないなって皆さん言っていますので、検討するとすればいつ頃までこんな形でやりたいという、答弁するか、検討したまま終わる場合もあります。努力してください。

あと、次に 1－4 に入りますけれども、本村における最も重要な課題はと、何かこの答弁だけ最も重要な課題となっているんですけれども、新しい子育て支援施策などを改めてやるということなのか。今の国家予算の絡みで出産育児一時金や出産補助で応援交付金とか、拡充される措置に対応するためにこれを言っているのか分かりませんが、重要な課題とする世論を反映した答弁なんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 重点施策というような部分で、村で一番重要な部分は少子化問題、さらにはそういった部分、人口減少ですか、絡めた部分であります。雇用の創出、それから若者担い手をきちんと育成していく、どんどん増やしていくというような部分が大事なかなというようなことで、その一つでも少子化問題も重要な課題かなというようなことであります。今ほどありましたそういった部分を具体的に施策で進めていくのかというようなことであります。令和 5 年度の当初予算でも盛り込んでおりますが、そういった部分をしっかり考えながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

8 番（佐藤八郎君） 昼間人口を増やしていくためには、やっぱり企業誘致、産業創生というのを進めるということですね。あと今、盛んに農林畜産業、基幹産業の施策をやっていますけれども、やっぱり全体に、震災前じゃなくてその後の今の状況の中で何ができるかという部分で、そういうのは大事だと思いますので。

それで、インフラ整備ですけれども、前から私思うんですけれども、インフラ整備ってどこまでのこととお思いですか。生活者にとって、村民にとって。あとはこの人口減少を確保、できるだけ緩やかにするための施策って、これ増加カーブをじゃなくて、減少カーブを緩やかに一気に減らないようにするカーブなのか。どういうふうに理解したらいいのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今あった人口減少カーブというような話でございます。全国的にも、また福島県内について、あと福島圏域、そういった部分を含め、またさらには被災地域特有の部分もありますが、なかなか人口の減少というのはこの少子化の部分も含めて抑えられないというようなことでの認識を、他の自治体でも持っているところでございます。村もそういった部分では減少を食い止めるというようなことはなかなか

難しい部分ではありますが、極端に減らないというふうな工夫、そしてそれをある一定のところで止めていきたいというふうな施策を進めていかなければならないというふうな意味でございます。

以上でございます。

村長（杉岡 誠君） インフラ整備とはどこまでなのかという話です。住民ニーズに基づくという部分ではありますが、通称インフラ整備というのは社会基盤整備ということとイコールになることがありますので、様々町場とか都市部と見比べると、飯舘村足りないところがあるので、これもこれもという話があるかもしれませんが、実は今世の中ではそういうハード整備だけではなくて、いわゆるインターネットもそうですけれどもサービスという部分での間をつなぐということが非常に発展してきているかなというふうに思っています。例えば、固定店舗、商店等々の話はもろもろありまして、そういうことについては今も一生懸命取り組んでおりますけれども、なお、やはりこれから高齢化がさらに進んで、お宅の中から例えば自分で車で出てくることも相当難しくなる方々も増えるだろうという予測を立てる中で、訪問販売ということを昨年から進めて、さらに見守りを兼ねたという形でいろんな連携をさせていただいていることがありますので、どこかに何かができる、あるいは道路整備ができるというインフラ整備もありますけれども、人口動態ということをしっかり見ながら、その間をつなぐような広域の村の中にそれぞれが生きがいを持とうとしながら、生きがいを見つけながら住む方々が住み続けられるような、そんな村政の中の施策というものがあるだろうというふうに思いますので、インフラ整備は、ほかの他の議員の方のお話もありましたので、政策上必要なものはやりますけれども、なお、今を支える意味ではもう少し違った形もあるんじゃないかなということを含めてこれからやらせていただきたいと思います。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） インフラ整備の考え方ですけれども、売るものなり対応できる事業者が、経営的にやれる要素って限られるから、そうすると村に来てやるというのは非常に限られているんだと思うんです、今の中でね。営業としてやっていく、なりわいとしてやる事業者が限られている。そうすると限られるとすれば住んでの方が電話1本なり連絡取ったり、今も多少やっていますけれども、それがもっと機敏に小まめにできるようにどうするかという部分で、例えば農協なんか宅配やったり、今いちいさんとの提携で販売やっていますけれども、そうすると医療関係ですよ。診療所で間に合う体の方と、違うところに行かなくちゃならない方というわけですけども、それもどの程度、もっと気軽に、手軽にというか、社協だけでやれるのか。農協なんか月に1回組合宅訪問している。だから役場もある一定の部分で各コミュニティ担当の職員がいるので、そういう家庭訪問をすとか。まして、南相馬であったような、ああいう強盗事件みたいなのが飯舘では起きないという保証はないんだけど、防犯も難しいんですけども、いろいろ踏まえるとやっぱり役場の方々が前みたいに、震災事故前みたいに村に住んでいないから、村に戻って暮らしている人と語り合うとか、出会う場もないわけですよ。だからそういう点を補うのにはどうするかという、職員がもっと汗を出して、それなりに

行くとか、あとそういう話合いの場を持つとか、どこか社協とかそういうところに丸投げするんじゃないかと、公務員自身ももっと出るようなことというのは考えられないのかな。昔いろんな自治体があって、いろんな自治体のやり方あって、夜でも何でも職員さんは印鑑証明でも住民票でも取ってやると。取ってやると言ったらその日は受付するだけなんですけれども、次の日にそれを手続して帰ってもらう。だから1日半ぐらい、2日間かかるんですけれども、手元に行くまではね。そんな行政サービスもやっていたところもあった。今はITの時代で、そんなことしなくても済む時代になったのかもしれないけれども。いろんな工夫をしたらもっと村民と役場職員とのコミュニケーションが取れるんじゃないかなと。コミュニティ担当は各行政区に5人ぐらいずついるけれども、見たこともない、聞いたこともない、広報で、総会に出た人は分かるんですよ。でも1世帯1人だからな、出てもね。そういう何か工夫がないのかなって、今だからだよ。もうちょっとこれいろんなことで発展していけば、またそういうものをなくしてもいいのかもしれないけれども、今だから必要なことってないのかなと常に考えていますけれども、皆さんの能力の範囲でいい案を出してもらえればと思います。それは要望です。

次に、2のほうに入りますけれども、放射線防護の3原則なり日本の放射線の防護の外部被ばく線量の部分からすれば、年間1ミリシーベルト未満というのが原則、そこに近づけていくんだというのがずっと答弁されていますけれども、どうしてもICRPの云々ということになりますけれども、ただ大事なのは飯舘村が、いや、村長の答弁にあった低減するための3原則というのはもちろんこれは最も大事ですすぐできることなので、それはそれで私はいいとは思いますが、例えば2011年の飯舘の状況を見たら、除染済みの地域で33か所、単純平均しただけでも1万744ベクレルね。あと未除染の場所だと13か所で4万2,667ベクレルとか、未除染で採取した13か所の単純平均とかいろいろ数値あるし、あとは役場で発表した、2020年の6月に産業振興課でやったあいの沢の14か所平均だって毎時0.84マイクロシーベルト。自然体験の森の土壌の濃度4か所平均値3,620ベクレルとか、あいの沢の空間線量で最大1.14マイクロシーベルト。あとは自然体験の森の濃度が5,860ベクレルとか。こういう実態、実測をきちっとつかんで、今どんな状況にあるかというのを、私大事だと思うんです。後で森林資源活用でも原子力安全研究協会が委託されてやったときだって、樹皮の最大は4万2,000ベクレルとか、それで炭の最大も1万5,000ベクレルあったとか、菌床基材の最大は5,200ベクレルあったとか、原子力安全協会が出したデータなんかもあるし、それと比較して今は飯舘の状況はどうなっているのか。村にいる時間といない時間があるからという問題じゃなくて、戻って住んでいる方は24時間そこにいるわけですから、そういうのをきちんとつかむ必要がある。確かに動いている人は長い時間いないとか、遮蔽されている、距離を取るとかというのはありますけれども、なかなかそれが守れる人、守れない人、ましてや山、森林作業なんか始まったら、業者が始まったら個人的にもやる人も出てくるかもしれません。だからそういう意味では、1ミリシーベルト未満というのを、どういうふうにかえるのかと。国に対して、村で言う外部被ばく低減するための3原則だけでいいという

流れじゃなくて、自然界にあるものをやっぱり、これ答弁の中にもあるんだけど、対策が一定程度特定することが前提ということだね。じゃあ誰が特定するんだって、村独自にじゃあ森林全体を測定したりなんなりする力、測定力というのはどれだけあるんでしょうか。聞いておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 放射線の現状の把握と申しますか、そうした内容かと思われま
す。なかなか飯舘村全体、さらに事細かくということになりますと、村だけの力では限界があるのかなというふうに思っております。今の飯舘村独自といたしましては、ご承知のように広報いいたてお知らせ版に掲載のあるように、この事故発災後、定点で継続的にモニタリングを継続しているほか、答弁にもありますようにモニタリングポストを設置して、その一帯の空間線量を把握すると。そしてそれをホームページ等で公表するというようなことをやっているわけでありまして。また、今ほどのご質問にありましたように、資源の活用とかそういうものを見据えての試験的なFS調査といたしまして、山林資源を活用した場合にどうなるのか。あるいは、国でモデル除染を行ったあいの沢等についての結果、その点あたりが今、把握している状況というふうになるかと思っております。村が今後どれだけその状況を把握できるのかという部分につきましては、基本的には、今申し上げたような内容の把握ということになるかと思っておりますが、なお、そのほかにも原子力安全研究機構であるとか、JAEAであるとか、そうした関係機関でも独自に調査している結果がございます。ほかにも、航空機モニタリングにおいて山のその状況を、そんなに細かくはないかもしれませんが把握しているデータなどもあるかと思っておりますので、そうしたものを総合的に活用しながら、その線量の状況を把握していくということができるとかなというふうに思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 村長の方針で、所見として放射線防護の3原則から見た場合、例えばセシウム137が30年、だからいろいろやったって30年は物質がある限り、これ以上下がらない。年間1ミリシーベルト未満の生活環境、安心安全な生活につながらないというふうに私なんかは思うので、村長の言う、村で言う外部被ばくしないための3原則というのはもう基本原則だと思いますけれども、このままで特定の場所がない限りは再除染とか云々になっていかないでしょう、これ山も含めて。除染という大事業は国はやるかはしていないんでしょうから。例えば、歩いて野山を隅から隅まで私らが自分で測って、どの程度の数値であればその山全体を除染するか。そういうことにはなっていないんでしょう。高くたって何だって。高く出た数値のところだけはやるって言っているようなんですけれども。放射性物質ってそういうものなのかどうか、村長どうですか。あるからそれ取れば解決するということで、まだあるから取ればいいって、こうなっていくんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） さきのご質問の答弁とちょっとかぶってしまうかもしれませんが、基本的にその線量の把握というものについては、ミクロの部分とマクロの部分があるかなというふうに思っています。いわゆるその航空機モニタリングとか、モニタリングのロードマップとか、そういったものは全体的なグラデーションを見るためのものであって、

それをもってその詳細な数字ではないというのはもう議員もご承知のことと思います。村内に置かれているモニタリングポストも、一定のグラデーションを見るための、比較をすべきものなので、絶対数値というよりは比較だと思っております。ですから、急激に例えば上がったたり下がったりということになれば、何かがあったんだろうということを検知するのがそもそものモニタリングポストの目的ですので、非常に小さい数字までの精度がどこまで達成できるかというのは別の問題だと思っております。個人の生活に関わる部分は、むしろその個人線量計を持って、その自分の生活態度がどの程度被ばくをすることなのかということを経験することが実は、例えば研究者の世界では当たり前になっておりますので、これを一般の村民の方も含めて全員というわけにはいきませんので、希望のある方にはということで産業振興課でお貸しをしているというのが現状です。そちらがマクロの対応ということでもあります。そういったことを含めて、山林の話に言及がありましたからあれですけれども、国としては山林そのものの全体の除染計画はないというふうに言っているかと思っております。要は、道路境界とか、宅地の境界からの一定程度の距離については除染という形が森林も取られておりますけれども、山林そのもの全体というようなことは国としては全然方針を持っていない。ですので、1回目の答弁の中とか、あるいは後段のほうにあるかもしれませんが、相馬地方の市町村会を通じた要望、あるいは県の町村会等を通じた要望の中に、山林対策、森林対策、放射性物質対策は継続して要望しているというのが現状かというふうに思っておりますので、議員がおただしのように、どこかをぽっと取れば全てが済むというような状況ではなくて、それはグラデーションのどこかの色を少し薄くする程度なのかもしれませんが、その後またウェザリングがあると状況が変わってくるということなので、本来の面的なものがないと、全体的な線量低減にはならないというのが世界的な一般的な常識かなというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎議員に申し上げます。質問は簡単明瞭にお願いします。

8番（佐藤八郎君） 簡単明瞭に言って村長答えているからいいんですけども。面的なんですよ、やっぱり。それは村長正しく理解しているのでもいいんですけども、ただ面的だからこそホットスポット的な、家の周りで測るときは50センチ角ぐらい取って、はい、低くなりましたなんてホットスポットの除染やっていたけれども。だから、ごまかしなんですよ。そういう意味ではね。だからそれはそれで。今、村長答弁したので後の問題で相馬地方の要望の中でですけども、先ほど何年か前の実測値を私示しましたけれども、ああいうものを要望書に、飯舘の山々そういう部分はこんな状態なんだというのを実測値をつけて要望を出しているのか、単なる箇条書の文書で出しているのか分かりませんが、住んでいる村民は実測値を毎日体で受けて暮らしているんですよ。だからそれを真っすぐに伝えてもらわないと、要望、本来の村民が住み続ける村の、自然界の本来の実態には値しないのではないかと思うんですけども。その点は今どんな要望をしているのかと。村全体の線量値、土壌、動植物などの実態を示して要望書につけて出しているのか。私は出すべきだと思っておりますけれども、いかがですか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、要望の中の実態といいますか、どのような要望をしているかという部分についてであります。今、議員言われるように、その実測値までを要望の中には掲載をしておりません。相馬市町村会の中の飯舘村を含む広域的な要望ということもありまして、文言での要望になっております。ちょっと全体は省きますが、主なところといたしましては、「1日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした放射性物質に対する早急な対応をされるよう強く要望いたします」という内容であります。これは線量の問題もございしますが、私どもが今、除染に踏み切れない問題の大きなところに、その斜面の除染の方法が確立されていないというのが今の理由というふうに認識しておりますので、まずはそこを改善していただいて、除染に取り組んでいただけるようという視点で要望をしているものでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今日時間ないので、除染の方法について議論はしませんけれども、幾らでもあるんです。国が認めてお金出すかどうかには決まっているんです。国はやらないから、方法はないと言っているだけで、こんな方法はいっぱい、科学者、学者の中で発表されてあるんです。実際、飯舘村で私も一緒になって体験していますけれども、ちゃんと下がっています。山でも斜面でも。だから、それは今日議論の、そういうことじゃないからやめますけれども、それだけはしてってください。

あと、2-2番に移りますけれども、先ほどもありましたけれども広報とかホームページでという話で行くと、それに対応できる人は限られる。紙ベースというのものもあるんだけれども、例えば村外から飯舘を通して見る方は道の駅とか、前にも言いましたけれども、提案しましたけれども、今データの的に村に、比曾、長泥、巖平、村全体にあるモニタリングポストの数値、現在値が出せるなんていうのは簡単にできる話なので、ああいうところに出して、現状値をきちんと公開していくということを私は当然やるべきだと。そうすると、県職員でも何でも回ったときには、ああ、村全体ではこうあるんだというふうに分かるわけですから、長泥に行って測らないと、比曾に行って測らないと分かんない、それ行くのも大事ですけれども、全体をきちんと見えるような。そして、何年たってこのぐらいなんだということを分かっていたかというのを、現状を分かっていたかというのはいやっぱり大事だなというふうに思うので、その努力はされるかどうか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどご提案いただきました情報を知ってもらうのが大事なんだろうというふうな話でございまして。ちょっとどういった方法がいいのかなかなか考えもまとまりませんので、今後検討させていただければと思います。

8番（佐藤八郎君） あと移住・定住者含めて放射線リスクコミュニケーション関連資料を配付するという事なので、この配付資料は村独自作成の実態や経過が分かるものになっているのでしょうか。例えば、あいの沢の何年前はこういうことで、どこの土壌は何年前はこういう状況だという実態がきちんと分かる関連資料なんですか、この配付している資料は。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で作成といいますか、これは放射線リスクコミュニケー

ション相談支援センターのほうで、昨年作成してもらったものを活用させていただいているということですが、飯館村の情報ということで簡単なものを、村全体の部分を配付させていただいております。また、あいの沢とかそういった個別の施設のような部分、そういった部分については、あいの沢であればあいの沢を活用する方に、あいの沢に行ったときにお示しをするなり、そういった具体的なお知らせをしているというようなことで、基本的に移住センター窓口のほうでは村全体のもので、あとは心配な方についてそれぞれ担当課などを通じて情報をお伝えしたり、生活する上での注意点とかそういった部分についてのお知らせなどを説明させていただいているところでございます。

8番（佐藤八郎君） 2-3のほうですけれども、先ほども言いましたけれども、村内における空間線量率が比較的高いところにつきましては物理的半減期、風雨等によると答弁あります。他と比較したところが分かった場合にはということで、図られるように環境省に追加除染を要請すると。これ分かるための方法って何かと言ったらこれ、村としてそういうものはないと言うから。ないんだとすれば、環境省令関係で言ってきたことを見たら言うことはない。要請することもない。自分らで実測値なり実態をつかまない限り、環境省に追加除染要請してまいる必要はないんじゃないですか。自分たちで除染に関して、ここは先ほどの答弁からすれば、そういうことはないんだと言ったから、私は例えば山林と言いましたけれども、村全体の放射性物質、今除染しない84%残っていますけれども、残っている場所がどんな状態だかというものを自分たちで分かる範囲で、国、東電からお金、予算をもらって要請して、期間を、それで実測を測って、その上にさらに追加除染要請してまいるということにはならないんじゃないですか。この答弁大丈夫なんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 確かに放射線量のその比較的高いところを発見する方法が、このままではないのではないかとというようなことでありますけれども、まず一義的に山林につきましては、これまでもありますように、今のところ国としてはそこを除染するという姿勢を出しておりませんので、要望していくということが今取れる対策かなというふうに思っております。それ以外にお答えした内容で今想定をしておりますが、やはりその生活圏内の中で比較的高いところの対象かなというふうに想定をしたところであります。その中で除染を宅地、生活圏に行ったときに関しましては、その宅地周りの放射線量をガンマカメラで測定をして、その中で線量が比較的高いところについてはフォローアップ除染、追加除染をするという手法を取ってまいりました。そして現状では、先ほどもちょっと出ましたが個人線量計を持っていただきながら、そこで行動記録を同時に管理していただくことで、いつ、どこでその高い線量を受けたかということ判断の基に、その高いんじゃないかというところをその計測器を持って測って確かめてみる。また、村内のその生活圏の中に残置された何らかの物体、そうしたものがどうも高いなどという声があれば、そこに行って職員がそれを測って、また環境省のほうにつなぐ。こうしたような方法で、一遍に測れるところとしては大分少ないんではありますけれども、細かい対応になりますけれども、そうした不安に対応する方法で今、追加除染というものを要求して、少しでも被ばくを減らすという取組を行っているところであります。

ので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 私も体験しているのでそれは分かるんですけども、ただ、要請していくには要請する根拠がなくては駄目なんで、先ほども言いましたけれども、相馬地方の要望の中に、要望書に書き込むことはないでしょうけれども、追加、現地実態書というのは作って、今の実態はこうなんですと、何年前こうだったけどこういう状況に今なっているんですという実態を、要望書と一緒に国に、環境省なり、提出先にお知らせをするというのは当たり前の話だって私は思うんです。それは丁寧なやり方でないかなと思うんです。文書に書くんじゃなくて、実態書は別につけて、付録ではないですけども大事な実態書をつけて、こういう状況にあるんですと分かってもらうことをぜひやっていただきたい。今のところですけども、仮々置場の放射性物質の汚染物、この間の搬出実態、現状で残っている量とか、これ来年度約16万立米の輸送計画があるというふうに提案理由で申していますので、この流れ。仮々置場取った後、除染をしているのか。どういう処理をしていらっしゃるのか。あと、残っている量はどのぐらい今あるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 1日目の報告の中で、来年度の運搬計画についてご報告をいたしました。16万立米ということであります。ちょっと今日は詳細な資料を持っておりませんが、恐らくその数値が大体今残っている、再生だとかそういったものの関係でちょっと詳細な数字が今ないんですけども、来年のその環境省の輸送計画の中では、残ったその除染で出た廃棄物を全て運送するというような計画というふうに伺っております。

あと、さらにその仮々置場の後の農地の部分でありますけれども、ここについては除染ではなくて、現況回復工事ということになります。除染で当然いろいろと路盤が、耕作土が荒らされましたので、そこを従来どおりの農地に復元して返すというような作業を行っているところであります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎議員に申し上げます。ただいまの質問は通告外です。質問を変えてください。

8 番（佐藤八郎君） 放射線量についての話なので、仮々置場の今、除染じゃなくて別な工事だというふうに言いましたので、放射線量値そのものは置場以外の周りの田畑の線量値と同等、同じ程度のものかどうかというところでの処理なのかどうなんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 仮々置場の運搬後の状況につきましては、環境省において追加の放射線計測を行っているものと承知しております。今ちょっと詳細な数字はお持ちしておりませんので、申し訳ありません。ほかの農地と同等かどうかというところはちょっと確認が必要かと思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） では、4番目については、東電さんが何で認めないのかちょっと分からないんですけども、村長だって課長だって村に住んでいた、事故前に住んでいた方は誰だって分かるよ。賠償しなくちゃならない、補償する部分だって誰だって理解できる

ものなのに、何で東電、国が認めないのか不思議なんですけれども。私は不思議だと思
うんですけれども、村長はどうですか。補償してもらえないのが当たり前だと思います
か。

村長（杉岡 誠君） おただしの部分が具体的なものが何かというのがちょっと分かりませ
ないので、賠償されないものがあるというのは承知をしておりますが、それがどう思うか
というふうにお聞きいただいても、ちょっと今お答えできないことがないかなというふう
に思うところであります。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしの細かい内容の部分、補償、賠償の内容の部
分です。それで各世帯に賠償請求の際に行って届いている資料ではありますが、
その中で避難生活等による生活費の、精神的苦痛に対する損害の中の生活等による生活
費の増加費用ということで、細かいとか大まかな部分で記載されている部分があり
ます。一つに日用の着るものの部分、あとは生活用品等の消耗品、例えば食費、酒、た
ばこ、ガソリン、新聞とかそういったものであります。それからご質問にあります、こ
の日頃使っていた、食べていた山菜、それから木材、それからストーブのまきとかそう
いった部分であります。それは水道光熱費というようなことで、通常そういったもの
を使わない方であればガス料金とか、灯油、電気、水道、そんなものに入っているとい
うようなことで、これらここにあるものについては全て避難等によって込められた精神
的苦痛に対する損害その中に含まれていると説明がされているというような状況でござ
います。

8番（佐藤八郎君） 役場の理解と私らが東電から聞いている理解、違うのでこれはやめます
けれども。あと賠償について、中間指針の見直しを受けて1月末に出されました。新聞
でも大きく問いただされまして、飯舘村居住制限区域は280万円ということで、絵も示さ
れて、額も示されていますけれども、これは具体的に村にはどういう、今の段階で説明
あって、飯舘の村民はどういう方がどの程度の賠償になっていくのか。説明あったのな
ら示していただきたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村に対しての説明というようなことでありますが、基本的
に新聞等、報道等で示されている部分の説明であります。具体的な申請段階、そういっ
た部分については後日直接ご家庭のほうに順次配付されて、受付をすとかそういった
流れになっているというようなことで、今後の進め方について少し時間を要しますが順
次進めていくというふうな内容の説明を送っているところであります。

8番（佐藤八郎君） 森林資源75%の村なので、森林についてですけれども、バイオマス調
査報告書、三菱総研から頂いたいろいろ問題、1ミリシーベルトには全く触れない。特
別措置法の現状の被ばく関連もない。バークの放射能濃度の空間線量率、これも平均値
であるということで、先ほどもバークの樹皮の最大は4万2,000ベクレルと言いましたけ
れども、現実には今は分かりませんよ。これは2020年の原子力安全協会の発表ですから。
こういうことを考えていくと非常にこの、そういう資源、バイオマスの燃料にするもの
についてもそういうことだし、土壌についてもそうだし、やっぱり2020年に産業振興課

で線量報告測って報告を議会にしているのです、やっぱりきちんと現状を把握されてやらないと、これバイオ関係の作業雇用された労働者の健康だって心配だし。粉じんいろいろ出るわけですから。村長の言うこの3原則も山の作業やると守らなきゃならなくなるから、それなりの防護をしないと。だからそういう意味では、きちんとされてほしいというのと、あとは里山の再生。林業の活性化の加速。これ提案理由でかなりいろんな対策、交付金事業の対象で地域の拡大、提案理由で示していますけれども、具体的に今までの成果とこれからの取組というのが流れとしてどんな格好になって、今二枚橋で里山だか事業をやって、道路から見る限り大分間伐がされて、あんな形で村がどンドン山がなっていくのか。どんな流れで私たち村民から見えるのか、分かるのか示していただきたい。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、質問の1点目であります、労働者の安全というところがあります。森林施業の部分につきましては、それぞれ空間線量、幾つ以下というようなその基準が示されておりますので、今の施業に当たってもまず事前に入るべき山林を計測をして、きちんとその数字を下回っているということを確認した上で、さらにその管理を徹底しながら作業しておりますので、今後もそうした放射線防護対策をしっかりとやっていただきながら、このふくしま森林再生事業活用も含めた森林施業をやっていただくことを進めてまいりたいと思います。

あと、里山の再生、森林施業の今後、あと実績ということでもありますけれども、実績につきましては、先ほど答弁の中で申し上げたように、令和3年度までの実績では面積で88.49ヘクタール、森林施業に係る費用としましては約2億6,200万円ほどかけてその事業を実施していると。その見える形という点では、今まさにありましたように二枚橋で作業をされておる状況が一番人目につくかなというふうには思いますが、あのような形で、これもまた基準があるんですけども、その基準にのっとった間伐、あるいはその更新伐という形の皆伐に近いやり方で木を切っていく、さらには防火管理といいまして、次の育成する木を管理していくというようなやり方があります。ただ、その場所につきましては、今ほどの労働の安全の観点からも、まずは線量の低いところから順にやっていくというようなことで計画をしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 時間ですけれども、今、国の農林漁業の予算を全部分析して見ているんですけども、あと復興予算関係の予算分析、県の予算の分析、いろいろして村に合うものをきちんと生かしていただきたい。要望しておきます。

以上です。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後3時39分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和5年3月6日

令和5年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和5年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和5年3月6日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年3月6日 午前10時00分				
	閉議	令和5年3月6日 午前11時16分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	7番 渡邊 計		8番 佐藤八郎			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条のよ り規定した 出席者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農事委員 会長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	○	選挙管理 委員会 書記 会長	村山 宏行	○
	選挙管理 委員会 会長	伊東 利	○	代表監査 委員	高野 孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月6日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 渡邊 計君、8番 佐藤 八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。1番 佐藤真弘君。

1番（佐藤真弘君） 議席番号1番 佐藤真弘です。

令和5年3月第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

4年目に入るコロナ禍に、気候変動による災害の多発、トルコ、シリアの大地震では5万人を超える死者が出ています。不安定な国際情勢、経済、食料への不安、そして人口減少の加速化、生活スタイルは一変してデジタル化がスピードアップするなど、私たちはかつて経験したことのない世界にいます。震災から間もなく12年が経過します。ようやくここまで来たというのが飯舘村の現状ではないでしょうか。

私から3項目質問させていただきます。

1項目めは、いいたて希望の里学園でのふるさと学習の取組についてであります。

本来、飯舘村に住んで通学していれば、やらなくても済む事業ですが、村外から多くの生徒が通学している現状において非常に大事な事業となりますので、その取組について伺います。

2項目めは、飯舘村第6次総合振興計画の進捗状況について。振興計画に示されている重点事業の福祉と産業について取組の現状を伺います。

3項目めは、令和5年度予算編成方針について、基本方針の③情報通信技術のICTによる新しい村づくりについて具体的に何をするのか伺います。

以上、3項目についてよろしく願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 佐藤真弘議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1、いいたて希望の里学園におけるふるさと学習の取組についてお答えいたします。

いいたて希望の里学園は、義務教育学校の教育課程の特例として、独自の教科「いいたて学」を設定しております。いいたて学では学年ごとにテーマを設定して、体験学習や調べ学習を行っており、赤蜻祭など様々な機会を捉えて発信しております。今年度は第6次

総合振興計画に掲載された、しみじみマスタープロジェクトに取り組んでおり、このような取組は村への理解が深まり、さらに関係する地域住民とのつながりにも資するものと考えております。

次に、ご質問2、飯舘村第6次総合振興計画の進捗状況についてお答えいたします。

まず、福祉分野についてであります。計画には出番をつくる仕掛けづくりを柱とし、高齢者支援をはじめ、5つの施策を位置づけております。コロナ禍により人が集まることで制限される中で、「つながっぺ」や地域サロンの開催支援、訪問診療や看護による医療の確保などに取り組んでいるところであります。

また、お助け合い事業では、できる人ができない人へ支援するといった自助、共助の体制を整えております。さらに、高齢者等の交通の確保として、生活支援ワゴンや介護サービス事業所等への送迎、買物支援、生活支援相談員等による見守りなど、安心して暮らせる環境づくりに努めているところであります。

次に、産業分野では、一人一人の関わり合いで力を合わせ拡大させる、までいブランドを柱とし、農業基盤を整える、将来に希望を持てる環境づくりと多様な関わりによる働き手・担い手の確保、までいブランドの拡大、産業の発展、森林の保全の5つの施策を位置づけております。

進捗している事業としては、計画に沿った農地集積やスマート農業などの新技術導入、生きがい農業ステップアップ支援事業などがあり、担い手の確保対策である次世代向けの実習の開催や農業体験、就農体験などは、ハード・ソフト両面での検討、準備を進めているところです。なお、一部事業については令和5年度予算に計上しており、今後、計画推進に努めてまいります。

次に、ご質問3、令和5年度予算編成方針についてお答えいたします。

農山漁村振興交付金による情報通信環境整備対策は、ICT、いわゆる情報通信技術を活用し、農業水利施設やため池などの農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図り、地域活性化やスマート農業の導入に必要な情報通信環境の整備を目的とするものであります。

おただしの情報通信技術ICTによる新しい村づくりについての具体的な例ですが、例えば、用排水路水門の自動管理や自動トラクターなど、スマート農業の可能性を幅広く検討しているほか、その過程において設置することとなる無線基地局やアクセスポイントと、村内に敷設済みで地上デジタル放送再送信事業等で活用している光ファイバー網との連携による不通話地域の解消策などを検討しているところであります。

引き続き、農業農村地域活性化を基軸とした住民福祉サービス向上のために、ICT技術の利活用を検討してまいります。

以上であります。

1番（佐藤眞弘君） それでは再質問させていただきます。

ふるさと学習、いいたて学に取り組むに当たって、何か工夫した点などがあればお願いしたいと思います。というのは、ふるさと学習って非常に大変な教科だと思うんです。というのは、教える先生方が飯舘ふるさとのことを、飯舘村のことを知らないわけですから、

それを子供たちに教えるということで、これを定着するためにどういった学習をしているのか再度お聞きします。

教育長（遠藤 哲君） 議員おただしのふるさと学習いいたて学についてですが、指導の工夫ということで、ご指摘のとおり教員はほぼ村外の教員ですので、その点一番工夫しているとか心がけておりますのが、地域人材の活用による村民との交流ということです。例えば、現在行っている「しみじみマスタープロジェクト」でいいますと、凍み餅作りをしているわけですが、栽培から調理に至るまでそれぞれ専門の村民の方々を外部講師にお招きして教えていただいている。それから田植踊りであるとか、名前は変わりましたが花塚太鼓であるとか、こういったものの講師についても外部講師、村民の方々にお願いしているということにしております。こういったことで、やはり地域とのつながりや村への愛着、こういったものがより強いものになっているのではないかなというふうに思っています。

あと、工夫ということについては、例えば掲示ですね。学校行ってみるとお気づきかもしれませんが、教室前、それから共有スペース等にいいたて学を取組、あるいは成果等が掲示してあります。それによってその学年同士のその進捗状況の共有、あるいは来校者への広報、PR、こういったものがなされておるといことです。あと、学年によっては、ここにもあります、こういったパンフレットなんかを作っているなんていう学年もあるようです。それから広報活動ということでホームページのほうにアップしておまして、広くいいたて学を取組を広報、PRしているということ。あと、最後もう1点ですが、ICT機器、具体的に言いますとコンピューター、タブレット、電子黒板等を使っておまして、1人1台配付されたタブレットについてはこれで調べ学習をしたり、あるいは記録をしたり、編集をしたりということに使っておりますし、電子黒板については当然発表をする、あるいはファシリテーション討論、こういったものを使っている。さらに、いいたて学との関わりでいいますと、例えば臨時休業中に田植踊りの動画を撮りまして、それを各自家でその動画を見ながら練習をしたなんていう、そういったこともありました。

以上、何点か工夫ということについてお話ししました。

以上です。

1 番（佐藤眞弘君） ふるさと学習、これからも継続してやっていただくようお願いしたいと思えます。特に地域の人材、地元の方たくさんいろんな技術を持った方いらっしゃいますので、そういった方の活用をお願いしたいというふうに思えます。

それでは、2項目めの質問をさせていただきます。

6次総の福祉分野の関係で、地域サロンの開催等、訪問診療がされておりますけれども、これの実績についてお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず地域サロンでございますが、各行政区のほうで今現在設置されていますサロンが8行政区ということになっております。本来であれば全行政区がそういうふうな動きができれば非常にいいのかなというふうに思うところではありますが、なかなかまだあそこまで至っていないところもありますので、そこについては村、健康福祉課、包括支援センターのほうで支援しながら進めている状況でございます。

まず、サロンについては8行政区で、実績につきましては会員数が今213人ということ

で進めているというふうなことであります。

それから、訪問診療の部分でございます。今年度から本田先生がこちら村のほうに移住されまして、訪問診療を進めていただいているというようなところであります。今までの実績としましては、4月から2月までの訪問件数、訪問診療件数が658件ということで報告を受けているところであります。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） それでは、2項目めの産業についてお伺いたします。

スマート農業、これから取り組むということのお話がありましたが、南相馬の小高区で紅梅夢ファームというところがICT、人工知能、先端技術を活用したスマート農業を既に導入しております。米、大豆、ナノハナの生産、加工、販売を行っている。スマート農業は農作業における労力の軽減を目的として、農業経験の少ない若者にもシステムとして栽培技術を継承することができるのがメリットです。農業の人材不足解消にも貢献すると期待が集まっている。同社では20代の若者、若手社員を中心に無人自動運転ができるロボットトラクター、高精度な農薬散布ができる農業ドローン、水管理の省力化を図る水管理システムなどを導入して収益性の向上、それから品質の安定化、作業合理化を進めているというようなことを既にもうやっているということです。飯館村、まだそこまでは行っていないんでしょうけれども、これからこういったことに取り組む計画があるかどうかお聞きします。

産業振興課長（三瓶 眞君） 飯館村におけるスマート農業のこれからの計画ということでありまして、今、令和4年度まで実施したところといたしましては、自分の農地から離れていてもそうした生産物、あるいはその家畜の状況が分かるような、遠隔での監視が可能となるモデル実証として取り組んでいる例や、あとは今ほども少し出ましたが、農薬の散布や肥料の散布のために、そのドローンを活用した農業というところに取り組んでいらっしゃる方々もいらっしゃいますし、村としても支援をしているということになります。

今後であります、こうした取組をさらに発展させていくと同時に、今、これも出しましたが、無人での機械の運用といいますか、そんなものの可能性でありましたり、あとはICTを活用したその通信といいますか、そんなものを有効に活用したシステム、そういった形で農家のニーズを聞き取りながらこれから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

ICT、情報通信技術を活用したいろんな施策をこれから次年度の予算でやっていくという話がありました。非常に進んでいる会津若松のICTの取組、ここは会津大学がありますので、そういった先端技術が取り入れやすいというのもあるんでしょうけれども非常に進んでいまして、例えばスマートフォンを使って自宅から医師の診察を受けるオンライン診療とか、それからICTの拠点施設、スマートシティA i C Tの完成とか、教育、福祉、文化、そういったものを情報を集めたスマートシティA i C Tという、そういった先端技術を連動させた市民サービス。それからデジタル技術を進める自治体を国が支援するデジタル田園都市国家構想交付金を使って食・農、観光、決済、ヘルスケア、防災、行政、

こういった6つの分野で新たなサービスを図る、そういったサービスをもう全て実施しているというようなどころありますので、もっと具体的に我々の身近でどんなICT技術を利用したサービスができるのか、検討をさらに進めていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部から答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 今、佐藤議員のほうから具体的な事例といいますか、事例も含めてご提言いただきましたので、情報収集等は図ってまいりたいというふうに思っております。なお、村の場合は高齢化率が高いというふうに言われる中で、担い手を確保するという意味での農地集積とか新規就農もこれからしっかり力を入れていくという部分がありますので、ICT技術だけが先行してということよりも担い手がしっかりいる中で、あるいはそういう方々を呼び込むというような施策の中でICTのスマート農業というものも、国の施策の中で非常に強く打ち出されておりますので、今後検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

続いて、5番 佐藤健太君の発言を許します。

5番（佐藤健太君） おはようございます。議席番号5番 佐藤健太でございます。

令和5年3月の定例会において、6項目、各1点ずつの質問をさせていただきます。早速質問に入りたいと思います。

1番、村政運営について。

各分野ごとに課題は非常に様々であると思っておりますけれども、これまでと今の村の課題をどのように分析をして、次年度にどのような目標と対策を講じていくのかというところを伺います。

2点目です。企業版ふるさと納税について。

これ昨年も一般質問をしたところでありますけれども、企業版ふるさと納税の現在の進捗がどうなっているかを伺います。

3つ目です。公共施設の利活用について。

もりの駅まごころと子育て支援センターの現状、状態、状況、そういったところを今後の利活用について伺います。

4つ目です。ラオス人民民主共和国との交流について。

平成21年から交流を続けてきて、東日本大震災の際も寄附を寄せてくださったり、東京オリンピック・パラリンピック2020でホストタウンとしてパラ水泳選手の合宿を受けるなど、交流を続けてきたラオス人民民主共和国でございますが、この国との現在の交流、そして今後の交流をどのように考えているのかを伺います。

続きまして、5番目です。村の花・木・鳥について。

こちらも過去に一般質問をさせていただきましたけれども、飯舘村の花・木・鳥に関する調査や今後の保存、対策について何か検討が行われたのか進捗を伺います。

6番、村の特産物について。

飯舘牛の復活に向けて進捗と今後の課題、そして現状を伺います。

村長（杉岡 誠君） 5番 佐藤健太議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1、村政運営についてお答えいたします。

喫緊の課題であります人口減少対策についてであります。村内の現状としては、子育て世代や働き世代の20代、30代、40代の方の村内居住者数は、令和5年2月1日現在で266人であり、村内居住者数1,502人の約18%にとどまっております。また、うち移住の方が村内の20代から40代の約30%を占めております。

こうした現状を踏まえて、特に20代から40代の子育て、働き世代の移住者の確保については、令和3年度から村の獲得したい移住者のターゲット層を子供を持つ世帯であること、就農者や起業者など就業意欲があること、若い世代であること、行政区活動など地元と協力して地域活動に参加することの4つに絞り、それらを優先事項として令和4年度に立ち上げた、いいたて移住サポートセンターでもこの方針にのっとった相談業務を行っているところであります。

令和5年度についても、村民の今を支えながら村の将来への布石となる将来を見据えた各種事業を展開してまいります。

なお、令和5年度は、令和4年度からの継続事業である交流・移住・定住等促進事業、空き家・空き地バンク登録推進事業に取り組むほか新規に、赤ちゃん誕生祝金事業、出産・子育て支援事業、子育て応援支援金、不妊治療費助成事業、子ども家庭総合支援拠点運営事業を設けることなどにより、総合的な妊娠・出産・子育て支援を実施してまいります。

また、就農における支援内容として、新規就農者技術習得管理施設の建設や、未来へつなぐ農業支援事業に新たに取り組むほか、企業誘致、産業創出等に努めることにより、就業人口の増加を図ってまいります。

次に、ご質問2、企業版ふるさと納税についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、金銭の寄附によるもの及び人材派遣型によるものの2つの方法があり、人材派遣型では、地方公共団体としてのメリットとしては、1点目に、専門的な知識・ノウハウを有する人材がプロジェクトに従事することで地方創生の取組をより一層充実・強化できること。2点目に、実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができること。3点目に、関係人口の創出・拡大が期待できることが挙げられます。

村では、企業版ふるさと納税に取り組むことについて、令和2年度に制度が大幅に見直された後、令和4年3月に飯舘村地域再生計画の認定を受けて、これまでこの人材活用型の検討を進めてきたところであり、今年度中に様々なご案内ができるよう準備を進めているところであります。

次に、ご質問3、公共施設の利活用についてお答えいたします。

まず、もりの駅まごころについては、令和4年5月からNPO法人もりの駅まごころ運営協議会に施設の管理・運営を委託し6月から活動を開始しております。また、月に5回程度、利用者の方々が研修会や加工品の製造を行っており、村民による特産品開発の場となっているところであります。なお、令和4年10月より、届出だけで製造販売ができる業種である農産物の簡易な加工、果物等のジャムやソースの製造、乾燥野菜、精穀・製粉業

の認可を受け活動しているほか、このたび申請・検査が必要となる菓子製造業、麺製造業、総菜製造業、漬物製造業について、2月21日の保健所の検査合格を経て営業許可を得ることができたところであります。

今後、より一層、施設の利活用の幅を広げ、村民による特産品開発等に活用されることを期待しているところです。

次に、子育て支援センターについては、平成23年度にスタートすることで準備を進めてまいりましたが、震災による全村避難により、子育て支援センターとして改修したものの、その後は未利用となっております。現在は、いつでも利用できるよう清掃等しながら管理しております。村内に居住している子供も少ない状況でありますので、今後、子育ての相談を受けたり、子供や保護者の交流施設として活用できないか模索しているところでもあります。

次に、ご質問4、ラオス人民民主共和国との交流についてお答えいたします。

平成21年度から学校建設を中心としたラオス交流計画を進め、平成24年2月にラオス人民民主共和国のドンニャイ村に新中学校が完成いたしました。

また、東京オリンピック・パラリンピック2020でホストタウンとして村全体で支援してきたことなどから交流事業の一定の成果は見られ、当初の目的は達成できたものと考えております。今後もこれまでのラオス人民民主共和国とのつながりを大切にしていまいります。

次に、ご質問5、村の花・木・鳥についてお答えいたします。

本件につきましては、令和4年6月議会定例会において議員よりご質問いただきました。村ではその後、県などに問合せをするなどし、調査の手法、予算等について調査を行いました。その結果、村全体を調査するとした場合、調査にはかなりの時間、労力を要すること、また調査を行う人員をどう確保するか、財源をどう確保のかなど多岐にわたっての問題があり、費用対効果の観点から、現時点での実施はかなり難しいという判断をしております。

次に、ご質問6、飯舘牛の復活に向けての進捗と今後の課題と現状についてお答えいたします。

村では、飯舘牛ブランド復活のためには、生産、流通、販売の体制を確立する必要があると考えております。このため、現在は生産面での安定を目指し、出荷可能な牛の頭数増加を図るため、既存の畜産農家の経営安定に関する支援等を行っておりますが、飼料高騰のほか、畜産を取り巻く情勢が現状厳しくなっていることなどから、まだ十分な数は確保されておられません。

一方で、販売面では飯舘産牛として昨年5月21日には道の駅でキャンペーンが行われたり、加工用牛肉として県内業者と取引が始まるなど、少しずつ「飯舘」の名のついた牛肉が消費者に届き始めているところであります。

なお今後も、生産、流通、販売の体制の確立を目指した検討や取組を進め、流通販売についても関係者との協議を検討してまいります。

以上であります。

5 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

まず1点目から、村政運営についてということで再質問させていただきます。

村政運営の中で将来を見据えた各種事業を展開をしていくということで回答いただきましたけれども、次年度において5つの基本方針、4つの指標、2つの力点が示されていますけれども、4つの指標の中に10年後を見据えるという項目がありました。こちら飯舘村の10年後、どのような村になっているか。どういった想定を持ってこの10年後という形を取っているのか、お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 10年後を見据えるといった場合は、こういう村であってほしいという、そういうビジョンといいますか、イメージというものも大事かと思いますが、現状がどのように変わっていくかという推測、臆測といいますか、しっかりとした数字に基づく推計が本当は必要だろうというふうに思っております。ですので、他の議員の方々へのご質問の中の答弁にも申し上げておりますが、今、6次総の見直しの中で人口の推計に関してそれを盛り込むということで今進めているところです。例えば、今高齢化率が非常に高いというふうに言われておりますけれども、その方々がさらに元気で生き生きと暮らせる村づくりというのが、村民の今を支えるという言葉の大きな部分になりますから、できるだけ皆さんが元気にというふうに考えますけれども、これは一定程度寿命というものはやっぱりありますので、その高齢世代の人口動態は大きく変わっていくだろうということが、10年というスパンで考えればある程度あるというふうに思います。ただ、一方で若い世代がなかなか村の中に少ないというのは非常に大きい部分がありますから、そこをではどこまで増やしたらいいのかという大きな目標をきちっと立てて取り組むことが行政としての必須だというふうに思いますから、そういう将来人口の動態を見ながら村として施策を打つべきもの、将来への布石としてなすべきもの、あるいは村に可能性を感じるような、そういう村政を運営することで若い方々が昼間人口も含めて増えるのではないかと、そんなことを考えながら今施策を進めているところでもありますので、10年後が華々しい将来として皆様に見ていただければいいですけれども、私の中では、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと、これを村が一方的につくるのではなくて、村民の方々、あるいはこれから村民になろう、あるいは村と関わろうというふるさとの担い手と呼ばれる方々と共に築き上げていくのが、私がメッセージとして皆様に申し上げていることでもありますので、ご理解を賜ればありがたいと思います。

以上であります。

5 番（佐藤健太君） まさに今、村長がおっしゃったように、村としてやっぱり現実的な数字をしっかりと見せた上で、じゃあ10年後、どこまでやるべきなのかというところは非常に大事だと思います。ただ、同時にやはり10年後、やっぱりこうなっていきたいよねというところも同時に見せていかないと、希望がなかなか持ちづらいという部分もあると思いますので、その辺の両輪をしっかりと見せていきながら、ここに向かって、こういった形で10年間進めていくんだよというところをもう少し見えるようにしていかないと、やっぱり年々目標をしっかりとここまで今年達成しましょう、今年ここまで達成しましょうというところ

ろを目標として持って、10年間、結果的にここまで来ましたよね、それでどうでしたかというところも含めてやっていけるようにしないと、なかなか毎年毎年目標が見えづらい、自分たちがどこに向かって行っているんだらうかというところが見えていない部分がありますので、その辺をはっきり示していただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） おっしゃるとおり、将来像やっぱりこういう村であるべきだということをしつかり示せることが本来は大事だなというふうに思います。例えば、今進めている中であるのは、農業の就農人口が震災前1,200件余り、兼業農家さん含めていた中で、今村の中でなりわい農業に取り組んでいる方が120件、それ以外に生きがい農業の方が300件程度ですか、いらっしゃるといことでありますが、そのなりわい農業の120件、全員ではありませんが、多分その収支関係を見れば農業の規模が非常に大きくなってきておりますので、震災前の収益状況とは随分違うんだらうなというふうに思います。私マスコミの前で1,000万プレーヤー、2,000万プレーヤーという言葉を使ったことがあります、可処分所得はそこまであるかどうかは別としても、収入ベースで考えればもう数千万単位、下手すると1億円に近いような収入ということも夢ではないという状況ができてきていますので、そういうですね、ああ、農業の中でも、畜産業の中でも、こういうことができるんだと、では自分の将来像として、子供たちが将来の中に農業・畜産を自分の選択肢の中に一つ入れられるような、そんな夢のあるような魅力のある農業・畜産づくりというものを実は大きく今進めているところでもあります。それ以外に、ゼロカーボン宣言ということをしておりますが、ただ、その宣言をするだけじゃなくて、今世の中でSDGsという言葉も、以前、議員からもご提言をいただきましたが、そういう精神をきっちり生かしながら、村だからこそできる、もともと村民が持っているものを無駄にしないという、そういう魂の中で新しいその価値を発信していくということが次世代に対してのそのメッセージとして非常に大きいのではないかとということで進めておりますので、その成果としてあるべき未来については、議員おただしのとおりどこかの段階で、いろいろな方々のご意見もいただきながら、皆さんが共通で目指していくべき未来像というものは、つくっていききたいなというふうに思うところであります。

以上であります。

5番（佐藤健太君） 今まさに村長がおっしゃったようなことを多分皆さん聞きたいんだと思うんですね。もっともっとそういう前向きなところも、ぜひ発信をしていただきたいなというふうに思います。そうやって村の魅力を知って、可能性を感じて、また新たな世代が村に入ってくる、そんなことを期待したいなというふうに思います。

続けて行きます。4つの指標の中にあります、今ちょっと話もありましたけれども、選ばれる村になるための最低案件というか、そういったことが記載されておりましたけれども、そういった部分を備えるということで、その最低要件とはどういった内容なのかちょっとお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 選ばれる村という言葉は、多分議会の中ではあまり私は申し上げていないかもしれませんが、マスコミに対する回答としては扱ったことがあるかなと思います。

それは、例えば帰還促進という言葉がありますが、村に帰ってくるということだけを目標にして、国はいろんな事業をやってきたし、村もやってきたのかもしれないけれども、今一定程度、12年がたとうとする中で、今度は帰るとい言葉よりも、改めて選んで住む、住み直すということがそれぞれあるんだろうと。だから、移住・定住とい言葉があるので、移住者の方ばかりを求めているように見えるかもしれませんが、実際村民の方々でも、いや、改めて村やっぱりよかったな、ここに住みたいな、ここでなりわいを起こしたいな、そういう方々に対する支援策を実は村は大きくつくって、その結果、令和4年度中10件以上多分ご相談があったりして、新しい意欲というのが生まれているかと思ひます。そういうことで、その選ばれるとい言葉を私マスコミの前で使ったことがあると思ひますので、村の村政そのものがいろんな方々に可能性を感じていただいて、ああ、こんなこともできるんじゃないか、あんなことも相談してみたら意外と将来が見えるんじゃないか、そういう可能性を皆さんに感じていただきたいといことで、選ばれる村を目指しつつとい村政を執行させていただいているといことだと思ひます。

以上であります。

5番（佐藤健太君） 今これ、恐らく選ばれる村とい部分の最低要件といことで、その思ひとい部分と、あと具体的にやっぱりその住む場所であったり、そういった部分も含めたのかなといふうに感じてはいますけれども、現在住む場所なんかもやっぱりなかなか拡充してこないとい部分もあって、この辺に対してどう備えていくのかとい部分も村の大きな課題ではないかなといふうに思っていますし、やっぱり募集をしても住む場所がない、働く場所もなかなか見つけづらいとい部分で、結構そういった課題も今現在あるんじゃないのかなといふうに感じてはいますので、そういった部分に関しても最低限ここまでは村としてサポートできるようなものがあるとい部分を用意していかなくやいけなないんじゃないかなといふうに思っていますので、この辺、今後の課題なんじゃないかなと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、この5つの基本方針、4つの指標、2つの力点とい中の2つの力点の中に、デジタルトランスフォーメーションへの投資と回収とい項目も含まれていたわけですが、これ具体的にどのようなものを想像したらいいのかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） デジタルトランスフォーメーションとい、国が進める中でICTとか、ITとかとい言葉は昔からありましたけれども、情報化、情報化とい中で、単純にそのツールとして情報通信技術を使うだけじゃなくて、自分たちがそれを使いこなす世の中になっていくべきだろうと。より便利に、よりスマートにとい言葉があるかどうかは分かりませんが、そういうことを目指したのがデジタルトランスフォーメーションとい言葉だと思ひます。投資と回収とい言葉がありますが、行政といのは、私は特に投資と回収とい言葉を使っているんですが、一方的にお金をかけて物珍しいことをただやればいいといことではなくて、その成果として求めるものをしっかり定めながら、回収とい言葉がちょっと村民の方とか住民の方にはなじみがないし、何なんだといふうに思ひかもしれませんが、結果としてそれが住民の方の幸せにつながっているとい状況が、実は回収なんだろうといふうに思ひております。やっぱり投資とい、結果として何かお

金を取り上げるとかそういうことではなくて、民間とは違いますので、投資をした結果それが住民の幸せにつながって、村の将来にもつながっていくというそういう回収ができれば、そういうことを目線に置きながらしっかり取り組むということが、私の中でのデジタルトランスフォーメーションの中での投資と回収という言葉の意味であります。

以上であります。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。これ次年度の予算編成方針の中の一節だったわけですが、次年度150億円以上の予算が計上される予定でございますので、こちらも含めてしっかりとその結果の出るようなものになればいいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

質問を変えます。現在の課題として、役場の中で特定の部署であったり、人に業務がたまってしまうだったり、滞ってしまうだったり、そういったことが起きている部署はありますか。

総務課長（村山宏行君） 役場内の業務ということで、偏りはないのかというご質問ですが、基本的に他の自治体よりも人数が少ない中でやっているというところがありますので、どうしても年度中、業務が集中するそういった時期がございます。ただ、全体のほうを平均化していくと、いわゆる労基法にうたわれているような異常な事態にはなっていないかなというふうに考えております。

5番（佐藤健太君） 役場は大変忙しいというふうに思いますけれども、組織も人の体も同じで、血液等々が回らなくなれば臓器が不全を起こします。そうなっていくとどんどん具合が悪くなって行って、組織が死んでいってしまうという部分もありますので、そういった部分でどこかに業務がたまってしまうたり、そういった部分がないよう、誰かがチェックをしていかなきゃいけないんだろうなと思いますけれども、これは村としては誰かそういったチェック機能というか、そういった部分はあるのかどうかということをお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 庁内的には、職員安全衛生委員会という組織を設けて、その中で健康管理、また必ず産業医を経由しながらメンタルヘルスのチェックであるとか、それから職場環境のチェック、そういったことも毎年スケジュールによって行っているというところでございます。

5番（佐藤健太君） それはチェックをして、改善にもしっかりつなげていけるような組織になっていますか。

総務課長（村山宏行君） この組織自体は、村長がトップということですので、そこで出された課題については人事面、それから職場内の環境ですと予算的などところ、そこもしっかり裏づけをしながら改善を図りながら進めているというところでございます。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。住民をサポートする側の体制が、具合が悪くなってしまうと住民側も非常に困ってしまいますので、村長にはもう一度しっかりと職員の皆さんとコミュニケーションを取ってチェックをしていただいて、次年度の人事につなげていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、先ほどの答弁の中にありますけれども、村の将来への布石としてというこ

とで、ここ数年コロナウイルス感染症の拡大のために、我々議員もそうですけれども、なかなか職員の皆さんも研修に行けていないのではないかなというふうに思っています。今後コロナウイルスも5類に引下げということで、様々な制限が緩和をされてくると思いますので、ここは予算を少しでも割いても積極的に視察研修等々行っていくべきじゃないかなというふうに思います。広く国内外、先進的な取組を学んで様々なアイデアだったり、感性だったり、そういった部分を養って、どうしても固着してしまいがちな考え方を柔軟にしていかなければ、今この飯舘の難しい難局を打開していくことはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、この辺どう考えるかお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 研修でございますが、基本的には毎年予算を取りながら行っているというところでございます。コロナウイルスということで、昨年、一昨年と一応予算は取ってはいたんですが、なかなか行く機会にならない。それから受入れ先の問題ということもありまして予算を下げざるを得なかったというところもございます。来年度予算につきましては、きちんと従来よりも拡大をしながら研修費を取っておりますし、また、そういった先進地事例、そういったところもしっかり見てくるように職員の教育には力を入れてまいるという考えでおります。

5番（佐藤健太君） きっとその業務等々も多くて、なかなか時間が取れないという職員もいらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、この時間が取れないという部分がもしあるとすればということで質問をします。職員でなければできないという、業務以外のものという部分をどんどんアウトソーシングをしていって、フットワークを軽い体制の構築をしていかないと、本当にさっき言ったように業務がたまってしまう場面とか、そういった部分が出てきて、本当に職員の能力を生かし切れない、それで疲弊してしまうということがあるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺どういうふうに見えているか、村長お聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 職員の状況でありますけれども、基本的に百六十数名ということで全体はおります。そのうち正職員、こちらは六十数名ということになりますので、いわゆる100名近くの方々そちらに応援をいただいて、会計年度任用職員であるとか、それから任期付職員という形で村のほうで雇用をさせていただいているというところであります。当然そういった方々も同じ役場の職員ということで業務をしっかりこなして、現在の役場が成り立っているところでございますので、そういった方々の能力、非常に高い方もいらっしゃいますし、また、そういった役場の基本的な業務、そういったところのシェアというのもしっかりやるようにということで、今、進めているところでございますので、議員おただしのように、やはり1人の職員に集中することがないように、また、そういったノウハウを持っているのであれば、そういったノウハウをほかの職員にも回して全体のレベルアップを図りながら進めたいというふうに考えているところでございます。

5番（佐藤健太君） 現に、村の広報なんかアウトソーシングして非常によくなっておりますし、その代わりにユーチューブの発信であったり、そういった部分が取組として村の職員がチャレンジできて、よりその情報が表に出るようになったということもあります

ので、ぜひ外部の事業所であっても、どんどん使える部分があれば、どんどん生かして
いていただきたいなというふうに思っています。

そして、もう一つの村の課題として、声がちょこちょこ最近聞こえていますけれども、
役場の雰囲気はどうも暗いというようなお声を度々私いただくように最近なってしま
いました。特に、2階の役場の雰囲気が若干暗いんじゃないかというふうな話も聞こえて
おりまして、業者の方だったりそういった方が飯館の役場に来ると、「ほかの役場と比
べると結構保守的なんですね」というふうなお言葉なんかもいただいて、「そうなんで
すか」なんて言いながらちょっと回答はしていたんですけども、デスクの配置の問題
なのか、アクリル板等々が設置されているのか、またまた職員との距離がちょっと離れ
ているという部分もあって、なかなかコミュニケーションが取りづらい状況があるのか、
そういった部分もあって、居酒屋のようにわっしょいわっしょいしろというわけではな
いですが、2階にも結構お客さんがいらっしゃると思いますので、その辺何か対
策というか、そういった部分を講じられるのかどうか、また若い世代を迎え入れていく
村という部分もありますので、非常にやっぱりイメージ、印象というのは大事ですので、
この辺何か対策を講じるべきではないかなというふうに思いますが、いかがお考えでし
ょうか。

総務課長（村山宏行君） 2階が暗いというお話、ちょっと非常に気をつけなきゃならないな
というふうに思ったところでありますが、確かにコロナウイルス感染症、こちらの部分
では村としては高齢者が多いというところがありますので、かなり慎重に対応したとい
うところがございます。そういった部分で、やはり窓口と住民との距離がちょっと開い
たかなというような、そんなイメージを持たれる方が増えたのかなというふうに思っ
ております。議員のおただし、肝に銘じまして、今後より開かれた村政、そういったこ
とが見えるように職員のほうと協議してまいりたいと思います。

5番（佐藤健太君） コロナウイルスも少しずつ終息を見せてまいりますので、ぜひその明る
い村づくりという部分も含めて、職場づくりを考えていていただきたいなというふう
に思います。そういった環境ができてくると、よりアイデアなんかも出やすくなります
し、職員同士のコミュニケーションも非常に円滑になってくると思いますので、そう
いった部分もちょっと気をつけていただきながら、村政運営に邁進していただきたい
というふうに思います。

続きまして、2つ目の項目の企業版ふるさと納税についてというところであります。

進捗お聞かせいただきました。大変準備お疲れさまです。これ実際、実は時間があまり
ないなというふうに思っていて、令和6年までの、この後延長されるかどうかというの
はまた分かりませんが、令和6年までということですので、ぜひこの辺しっかりと
活用していただきたいなというふうに思います。

そして村の税収という部分、この企業版ふるさと納税もそうですけれども、村の税収を
今後どのように上げていくかという、そういった考えなんかがもしあればお聞かせく
ださい。

総務課長（村山宏行君） 税収の件でございますけれども、基本的に産業自体がしっかり根づ

かないと税収のほうにはつながらないかなというふうに思っております。当然、税のほうですね、滞納対策等もきちんとしながらということではございますが、まずは村民の基盤ですね。生活の基盤であるなりわい、そういったところをしっかりと築いていくようにする、それが一番ということと考えております。

5番（佐藤健太君） 様々な企業支援等々、ご準備いただいております。新規創業とか等々、新しく入ってくる分野であったり、新しく立ち上げる分野に対しての予算なんかは結構あるんですけども、やっぱり村内企業、これまで継続してきた企業、そういった部分の成長という部分に対しても、村としてもサポートしていただきながらしっかりと税収を上げていっていただきたいなというふうに思っていますので、こちらはそのまま質問を終わります。

続きまして、公共施設の利活用についてということで、飯舘村子育て支援センター設置要綱がございます。この設置要綱、実はまだ大森の住所のままです。こちら確認して変更等々が必要じゃないかなというふうに思いますけれども、こちらいかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 子育て支援センターの設置要綱でございましたが、福島市にあづま脳神経外科病院の敷地のところに設置しました。それで2年ほど前に解体をして更地に戻したというふうな経過がございます。本来そのときに、その設置要綱については廃止すべきだったのですが、ちょっと見逃してしましましてそのままになっているというふうな現状であります。ですので、今回ちょっとそういった部分が発覚しましたので、それについては適正に整理をしたいというふうに考えているところであります。

5番（佐藤健太君） そして、もりの駅まごころ改修が終わりまして、ようやく動き出せるころまで来たのかなというふうに思っています。加工場ということで非常に有効に使える施設なんじゃないかなというふうに思っています。私、コロナの前に韓国に研修に行かせていただいたときに、この6次化商品をどういうふうに加工して作っているのかというところを見させてもらってきたんですけども、パッケージだったりラベル、もう本当ある程度決まった形ではあるんですけども、こういった部分が行政がサポートをして、用意をして、住民の皆さんとかその加工所の生産者の皆さんたちに使ってもらおうというようなこともしていました。そういったサポートもあれば、様々なパッケージング代とかに、なかなか凝ったパッケージにしたい方はまた別ですけども、取りあえず作ってみたいとか、いろいろこう試してみたいという人は、こういった部分の制度がもしあれば生かせるんじゃないかなというふうに思いますけれども、こういった部分、村としてはぜひ検討してみてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。パッケージ、ラベル等ではございますが、基本的にもりの駅まごころ運営協議会の名前で今後商品を販売していく場合にはそういったラベルが必要になってくるというようなことでありまして、統一したそういったものがあればなおいいのかなというふうに思っております。担当のほうもそういった部分、協力しながら進めたいと思っておりますが、それに特化した事

業というのはまだ今検討していないところではありますが、今後そういった部分を担当のほうから一緒になって考えていくようなことができないか進めさせていただければと思っております。

5番（佐藤健太君） ぜひ積極的にそういった部分も含めてサポートしていただいて、よりその飯館の産品が表に広く発信できるようにしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、5番、村の花・木・鳥についてお伺いをします。

調査をした結果ということでお答えをいただきましたけれども、この調査、村内全域調査をしていくに当たって具体的にどのくらいの時間と労力がかかるものなのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 具体的な時間と労力ということではありますが、あくまでも一例として今調査をした段階であります。県のほうでも様々な生態調査を行っておりますので、参考にとどの程度ということでお伺いをいたしました。それによりますと、例えばその1種類の生物、これを調査する場合に、例えば1つの市町村当たりで行きますと、大体400万円から500万円ぐらいということになっておりますし、あとは同じく1種類の生き物でありますけれども、県内の中で、例えば場所をある程度決めてそれで調査をするということになりますと1,000万円近い事業費がかかるということでありまして、いずれもその専門機関、あるいはそうした調査機関のほうにお願いをしてやっているというようなことを知りました。さらにそのほかのインターネット上とかの情報、環境省などでもやっておりますので調べてみますと、かなりその調査に当たっては専門家の方々関わってやっていたらっしゃるんですけども、その方々を年間通じて、ちょっと委託をしながらやっているということで、期間として恐らく1年間近くかけてそういった調査をやっているというようなことかなというのが、現時点での調査の状況であります。

以上です。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

それでは、この費用対効果って部分が記載されていますけれども、費用対効果という部分はこういった観点で、誰がどのように調査をして今報告をいただいたのか。その判断は誰がしたのかということも含めてお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 費用対効果のところでございますが、ちょっと今の調査段階で申し上げたような金額がかかってくるということでありまして、これに対するその財源ということでは、恐らく村の単独でこの部分を賄わなければならないんだろうというふうに捉えております。村の花と木と鳥ということでありまして、ご承知のようにそれぞれ今、指定がありまして、一つの村のシンボルという形になっております。当然、震災後その状況が変わってきているという中で、いずれその今の現状がどうなっているのかという部分についての把握というものも必要があるのかなというふうには思うところではあります。この原子力災害でかなり大幅に状況が変わってきている。これは生息の状況もそうですし、あとは山林ですと、この手入れが進まなかった期間に病気なども大分進行してしましまして、今その同じ木の状況がどうなっているか分からないというものはあるんですが、ただそのタイミング等として、今その様々な事業に取り組んでいる

中でそうした調査の部分を、それだけのお金をかけて今その実施する必要という観点で、いろいろと考えたときにもう少し、何ていうんですか、ここに関する調査については時間を置いて、またある程度今の村の復興発展というものを、再興というものが進んできたときに、また村民の方から、例えばそろそろ鳥とか、山とか、そういうもので、「何だか最近震災後、飯舘村でこういう鳥の声を聞くようになったね」とか、そんなような雰囲気がある程度感じた段階でそれをやるというのも一つの判断なのかなということもありまして、ちょっと現実にはそうしたものについては、お金の面もあって難しいというふうに私どもでは判断をしたということでもあります。

以上です。

5番（佐藤健太君） 費用対効果という部分、難しい部分があるのかなというふうに思いますけれども、やっぱりその村の花であったり、木であったり、鳥、これは震災前からずっとそういった部分で村にとって大事なものでありますし、震災から今でも結構な状況が変わってきていると。ここからさらに10年後を見据えたとしても、10年間どんどんどん環境が変わってくるという部分もありますので、その辺でやっぱり早いうちから今の状況把握をして、この先例えばヤマユリがなくなってしまったりとか、アカマツが枯れてしまう、なくなってしまったりとか、そういった部分がないよう、その全体を一遍に把握しろというのではなくて、スポットで区切っても構わないと思いますので、そういった部分で少しずつ調査を進めていく、そういった取組をしているんだということも含めて、何か前に進むようなことが必要じゃないかなというふうに思いますし、さっき言った鳥とかも、今どういった鳥がいるのかという部分もある程度把握をしておいて、結構写真を撮りに来られる方も多いですよね。「こんな鳥がいたよ」って、「この鳥何」って聞かれたときに、「こんな鳥いたんだ」みたいなご夫婦で、私自身もなかなかお答えができなかった部分で、村にはこういう鳥もいますよというふうにPRもできると思いますし、そういった観点においてやはりいろんな昼間人口というか交流人口も含めて、そういったその村の一つの花であったり、木であったり、鳥という部分をコンテンツにしても人を迎え入れることができると思いますので、そういった部分での調査という観点での予算の取り方なんかもあるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺ぜひその検討を続けていただきたいなというふうに思います。この辺に関していかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 私どもで今想定しておりましたのは、村の全域という形で調査するにはどうした手法があり、どうした財源があるかとか、お金がどのぐらいかかるのか、そんなことで調査をしてまいったわけでありましてけれども、今議員のご発言にあるような、例えば人を呼び込むためのものとか、あるいはその場所を限定してとか、ちょっとそういう視点については現段階でまだ検討をしていなかったということがあります。こうした調査を進める中で、実は野生動植物アドバイザーという方が県内にはいらっしやって、そういう方から話を聞いてみるのもいいんじゃないかなどというちょっとアドバイスをいただいておりますので、次の段階としてはそういう方々にそうした相談をしながら、もし何かできる方法があればということで進めてみたいと思います。

以上です。

5 番（佐藤健太君） ぜひ、なかなかこの予算がなくてできないというところで終わってしまわないで、どうしたらできるのか、どうしたら予算をかけずに何とかできるのかという部分を含めて、さらに検討していくべきじゃないかなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、村の特産品についてでございます。

現在、飯舘牛という部分で、なかなかこの飯舘牛という名前で表に出てこないという部分もありますけれども、これは商標自体は残っているのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘牛ではありますが、そのブランドの登録という点では、今その商標登録ではないというふうにちょっと確認をしております。また、もし飯舘牛というふうにやる場合には、新たな登録が必要かなという認識であります。ちょっとすみません。今はっきりとしたところ確認できていないんですが、マークが残っていてというようなこともちょっとありますが、その登録としてのその正確性というところは確認が必要かと思ひます。

5 番（佐藤健太君） ありがとうございます。何か今、飯舘牛という名前、ブランドが一体どうなっているのかという部分が、なかなか見えない状況になってしまっているのかなという感じはして、その飯舘牛という部分の名前、もしそのまま今後も生かしていくとなれば、再取得という部分も含めてやらなければならないし、例えばA4以上というそういう規格、そういった部分も含めて、今求められている、売れる肉なんかはどういった部分なのかという部分を、もちろん検討しながらブランド化していかなければならないと思ひますけれども、そういった部分でこの商標という部分、再取得に向けて動いていくべきなんじゃないかなというふうに私は思ひますけれども、今後このブランド牛、飯舘牛という牛、これをどういうふうに村は捉えて次のステップに進もうとしているのか、そういった部分もしあればお聞かせいただきたいと思ひます。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘牛のそのブランドではありますが、おさらいをいたしますと、定義としては以前は飯舘村内で肥育された肉用牛、これは黒毛和種に限るところでありまして、肉質の等級は1等級から5等級まであるわけでありまして、高いほうから5、4、3等級のもの。さらにその歩留等級といいまして、その間に肉にしたときに肉が取れる割合ですけれども、これについてはA等級というような定義がありました。今の議員のほうからありましたように、今後全く飯舘牛が同じこの定義でいいのかというところは議論の余地があるかというふうに思ひております。その脂身の多い、いわゆる脂がおいしい、そういうお肉というものももちろん今でも好まれる傾向にあるわけでありまして、一方で、ヘルシーといいますか、健康志向のほうに振った、そうした肉についても実はひそかに人気が高まっているという部分もあり、さらにはその生産者目線で見た場合に、そうしたものもその飯舘牛ブランドに取り入れることでさらなる収入につながると思いますか、その商品の価値が高まるということもありますので、ここについてはやはり一考の余地はあるだろうというふうに考へております。

今後の進め方ということでありますけれども、まずは何と言ひてもその安定供給を目指

した飼育頭数、こちらのほうの確保を図らなければなりませんし、そのためにはやはり畜産農家の経営安定というものを進めなければならないということで、まず一番にはその全ての基盤となる生産数の安定供給といいますか、生産数の増加と安定供給というものに力を入れてまいりたいというふうに思っています。ただ、もう一つは、せっかく育てた牛ですけれども、ちょっと現状ですと震災の頃とはかなり飯舘村の状況も変わっております、以前はJAも地元であり、その流通とか販売についても、さらには振興公社での牛の生産というものもあって、一環的に飯舘村の中で生産販売できましたので、それによってその飯舘牛ブランドというものが成り立っていたという背景もあることにはあります。それが今、全然変わってしまいましたから、そうした流通をどうしていくか、さらにその販売をするときに、基本飯舘牛で売るときにはその牛等の部位を全て売るということになってきますので、やっぱり人気のある肉の部位とそうじゃない部分も含めて、無駄のないようにそこをしっかりと販売していかなければならないという課題もありますので、まずはそうした生産基盤の安定を目指しながら、今の流通や販売につきましては、私もそれほど詳細に詳しいわけではありませんので、JAさんはじめ関係機関と協力をしながら進め方を協議してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

5番（佐藤健太君） ぜひ、様々な課題があると思いますけれども、村の大事なブランド牛があります。このブランド復活させるために頭数なんか、出荷頭数等も一つのボーダーがあると思いますけれども、大体それがどのくらいの牛が村内にいて、出荷を毎年できるという部分が一つのそのラインでブランド再生という部分に向かえるのか、その辺の数という部分は村として把握して持って、目標としているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 申し訳ありませんが、ちょっと今そうした最低のボーダーラインといいますか、そのあたりについては私のほうでは把握をしております。そこについても、そうした販売戦略も見据えた中で、そうした関係機関との協議の中で、じゃあ目標を何頭にするんだというようなことを定めてまいりたいと考えています。

以上です。

5番（佐藤健太君） 具体的な数字を持ちながら年々積み上げていかないと、なかなか先が見えないという部分もありますので、ぜひ目標を持って、このブランド再生していくのであればこの頭数が必要だよねというところもみんなで共有をしながら、まずそこに向けて、さらにはその肉質だったり、販売流通ルート、そういった部分も含めて様々な人たちのお力をお借りしながら確立に向けて、再生に向けて動いていきたいなというふうに思いますので、共に進んでいきたいというふうに思っています。まさにこの飯舘牛、村の誇りでありますので、どんな形であれしっかりと再生をしていくべきというふうに思いますので、そういった部分を期待を申し上げて私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） 執行部から答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） ブランドと共にとということで、力強いお言葉をいただいてありがとうございます。

ございました。戦略という話、今担当課長のほうで申し上げましたが、震災前と同じように東京市場を含めて、そういうところに飯館牛として売っていくという戦略の場合と、あるいはその地域の福島県内とか、身近な方々が手に取れる肉としてということだと、また戦略が変わってきますので、それによって相当頭数、目標等は変わってくるのかなと。一例申し上げれば、震災前、振興公社で大体400頭近く肥育を持っていたと思いますが、毎月12トンぐらいの出荷をすることによって東京市場なんかは定常的に肉が入ってくるということで、箱根駅伝等でも使っていただくような流れまで来たというのが震災前の流れですけれども、それはA4、A5ランクを求める市場に合わせた肥育をしてきたからということなので、今課長が申し上げたように、例えば赤身の肉、若い方々含め赤身のほうがいいという世相になってきたとすると、今市場の中ではその赤身の肉は決して高いわけではないので、そこをその生産農家さんが、どんなに食べたいという人がいたとしても安く買われたんでは意味がないというようなこともあるでしょうから、そういうところが戦略という意味で、様々な部署、農協さん含めてそこをそのと協議が必要なんだなというふうに思っているところです。

安定供給ということを簡単に言いますが、今飯館牛という名前が村の中で使えない理由というのは、また別なところにいろんなことがありますので、その辺を一つ一つほぐしながら何ができるかということ、あるいはそれをやっていただける担い手とか、協働していただける方としっかり連携を図っていくということがブランドの再生につながると思いますので、総合的にやっていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時16分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月6日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和5年3月14日

令和5年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和5年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和5年3月14日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年3月14日 午前10時00分				
	閉会	令和5年3月14日 午前11時18分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	9番 高橋孝雄		1番 佐藤真弘			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員 書記会長	村山 宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月14日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 6号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第 4 議案第 7号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 8号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第 9号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第10号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第11号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第12号 令和5年度飯舘村一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 飯舘村個人情報保護法施行条例
- 日程第16 議案第19号 飯舘村議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第17 議案第20号 飯舘村個人情報保護審査会条例
- 日程第18 議案第21号 飯舘村債権管理条例
- 日程第19 議案第22号 飯舘村長泥公園設置条例
- 日程第20 議案第23号 長泥コミュニティーセンター設置条例
- 日程第21 議案第24号 飯舘村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第25号 飯舘村奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第26号 飯舘村民家園ふるさと設置条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第27号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第28号 令和元年災第911号小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第26 議案第29号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第27 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 閉会中の継続調査の件
- 日程第30 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第31 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び村長提出追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から人事案件2件の追加議案が送付されております。

次に、予算審査特別委員長より令和5年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月10日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 高橋孝雄君、1番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第30号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯館村小宮字沼平7番地2、渡邊守男さんを固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものです。

議案第31号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯館村八木沢字下八木沢128番地、山田よし子さんを固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、議案第6号 令和4年度飯館村一般会計補正予算（第12号）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、議案第6号令和4年度飯館村一般会計補正予算（第12号）を

議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 資料ナンバー2の29ページ、16款2項1目の不動産売買収入、これで1,099万9,000円上がっておりますけれども、これの売却時の平米単価、それと購入時の値段、それと残っている土地の面積を伺います。

総務課長（村山宏行君） ご質問のありました財産収入の部分でございますね。こちらについては土地売収入ということでございます。中身につきましては、川俣の学校用地、こちらを取得しておりましたが、一部を売払いをしましたので、これについての収入ということで計上させていただきました。土地ですが、面積は1,505平米売却ということでございます。当時の部分からすると、もともとあそこが工場用地でありました、その後整地をしてということもありますし、それから登記関係のほう、その分の金額も上乘せをしております。平米単価でいきますと、7,300円ほどということになります。

残りの面積なんですけど、学校用地全体としましては、6,391平米ほどでございました。1,505平米を売却しましたので、4,886平米が残っているというところでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 購入時は幾らで購入されたんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 取得金額が、4,154万2,995円でございます。

7番（渡邊 計君） では次、33ページ、20款5項4目2節の総務費雑入でありますけど、その5番目に、東京電力損害賠償金というわけで6億円ほど入っておりますが、あと残っている賠償されるべき物件はどのくらいあるのか、それと目安で結構ですので大体どのくらいになるのか。

それと、この賠償金が43ページの一番上に積立金ということで、公共施設等整備基金元金ということになっておりますが、ここに積み立てる理由をお答えください。

総務課長（村山宏行君） まず、33ページ諸収入の雑入のところの東京電力損害賠償が6億円ということでの計上でございます。東京電力の財物賠償でありますけれども、今回、一部ということで6億円ということで計上をさせていただきました。6億円を超えるということで台帳上はあるんですけども、確定している分、確実な分だけをまずは計上させていただいたというところでございます。内訳を申し上げますと、今回は土地の分、土地につきましては、2億389万5,746円でございます。291件、この部分でございます。それから建物でありますけど、今回建物で確定をしている部分が、役場庁舎2件となっておりますので庁舎とそれから車庫の分だというふうに認識しますが、この分でございます、これで2億4,100万円ほど。それから、村民の森あいの沢、こちらが25件、3,000万円ほどでございます。この25件という数字なんですけど、古いバンガローとか小さいものもありましてそこまで全部合わせての25件ということなので、細かなものが積み重なったということでございます。それから宿泊体験館きこり、こちらが1億7,000万円ほどというところでございます。きこりについては、本館ほかで4件ということでの賠償にはなっております。

残りどのくらいかということなんですけど、こちらについては、さきの予算の委員会でも

ご説明いたしました。残り今100件ぐらいは、公共施設の建物補償、大小合わせてでございますがあるものというふうに考えております。金額についてはまだ未確定が多いものですから、そこまではちょっとつかんではおりません。以上でございます。

それから歳出のほうで、6億円の計上ということでございますけれども、今回財物賠償ということで入りましたので、まずは、公共施設の維持管理ということでそちらのほうの基金にまずは積ませていただくということで、今回計上させていただいたものでございます。ただ基金でございますので、一応公共施設の維持管理を目的としてということで積ませてはいただきましたが、この分につきましては、議会との協議で、今後変更もあり得るかというふうに考えております。

7番（渡邊 計君） 6億円の賠償というのは、村に落ちてきていますけれども、村の建物ということでありますが、村のものというのは、役場だけじゃなく村民全体の財産であると思っております。ということであれば、この整備基金だけになぜ積み立てたのかと、陽はまた昇る基金とかそういうものに、半分半分に分けて積み立てて、例えば今商工会や村民からも声が上がっていますがプレミアム付商品券、もっとやってほしいという声が大分上がっておりますが、そういうものに活用してはいかがだったかなと私は考えるわけではあります。村長はどのように考えておられるのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今総務課長がお話ししたとおり、財物賠償ということで受けた賠償ですので、まずは公共施設のほうの基金にということであります。当議会においても、村が持っている公共施設の維持管理について今後の負担が非常に心配だというようなご質問を多々いただいておりますから、そこを勘案してまずは公共施設ということで、積立てをさせていただく予算を計上しているというところでありまして。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 公共施設維持管理とかというのは全て一般財源から出ているものですか、それとも国県の補助があるものですか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には一般財源というふうに認識しております。ただ今回、様々な補助事業メニューがありますから、その中で該当するものについてはなるべく公共施設の補修であるとか改修、そちらのほうに使わせていただいていたという経過がございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 財源、いろいろ基金はあると思うんですが、この場では結構です、後で財源とかどんな種類があるのか、どのくらいの積立金があるのか、後で結構ですので、書類で上げていただきたいなと思います。ただ、今村長からのお答えの中で、村民の希望とかそういうものに使うという答えが聞けなかったというのは非常に残念であります。ぜひ維持管理費とか補修費じゃなく、半分は村民のために使っていただきたいなと要望して質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 33ページの、渡邊議員と同じ部分ですけれども、他市町村の東電に対しての損害賠償請求中のものと飯舘村の損害賠償の請求、どれだけ違うのか。前から何回

か請求内訳書は仕上がっているのかということ聞いていますけれども、その部分は、明確にはできないのでしょうか。今ほど総務課長が、金額未確定な部分もあるということなので、はっきりしていない部分もあるというふうには知りましたが。前々から、非常に他市町村に比べて、賠償請求額が、飯館は少ないというふうに私自身は思っているんですけども、その点ではどうでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 渡邊議員のご説明では申し上げましたが、村としましては、財物賠償を進めてはいるわけですが、基本的に台帳上間違いがないという部分で確認いただいたものから随時ということで、上げられてきております。今回の土地に関しましても、登記簿と、それから台帳の内容、そちらが完全に一致しているものということで、そちらを優先にまずは上がっているというところでございます。多少は他市町村とは状況も違いますので、その比較等はしてございません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 先ほど渡邊議員からもあったように村民の財産、村民のものの公共施設なので、行政が比較しないのであれば、私も議会が他市町村と比較して何が請求足りないのか、十分なのか、十分チェックしたいので、その部分での内訳書、未確定なものは未確定でいいですけども、出していただけるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には村の財産ということでございますので、台帳等も提示することは可能でございます。ただ膨大な資料ということでございますので、若干お時間はいただくかもしれませんが、提出できるようにいたします。

8番（佐藤八郎君） 53ページに、国民健康保険特別会計に繰出金ということでありますけれども、この繰り出しが国保運営での財政状況の中ではどのようになっているのか、運営基金そのものはどれだけあって、健全に運営できるものなのか、確認しております。

住民課長（山田敬行君） 資料53ページの国民健康保険特別会計の繰出金のご質問であります。この部分につきましては、決算を見込んで事業精査をした中で、一般会計から特別会計へ繰り出す繰出金の精算の部分ということであります。今現在、国民健康保険につきましては、減免ということ、上位所得以外が続いております。こちらにつきましても、将来的には、令和11年度には統一した県全体の統合に向けて今、県内全体で事務レベルで協議がされております。将来的にはその部分で、村の部分と、県の全体の中の財政運営、その辺が統一的な考え方が示されると見込んでいるところであります。

8番（佐藤八郎君） 広域運営になってくるという流れの中で、そうしますと全体としての部分で、いつ頃それはきちんと確定されて、村民の健康、また保険適用の関係できちんとされるのか、伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 今の県のほうから示されている資料でいきますと、令和11年度に保険税の統合を基本的に進めると、その前段の5年前には準備期間ということでありまして、令和6年度からその辺が示されるということ資料の中で、会議の中で示されていますので、令和5年、いわゆる来年度からそういった協議が、全体が進んでくるものと、今のところは考えています。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 広域の中でそういうふうに進んでいった場合に、飯舘村としてのその部分への繰り出しとか負担とか、そういうのが発生していくんでしょうけれども、その基準は決まっているんですか。

住民課長（山田敬行君） 県内全体での基準といえますか、そういったものにつきましては、今後具体的に協議が進むものと思われますので、いろいろ高齢化率とか医療費指数とか、あと徴収率とか、そういったものが示された中で、保険税が定まってくるというふうに考えております。

8 番（佐藤八郎君） 65ページの営農再開支援事業補助金、大分残額という補正でありますけれども、全体として何が事業として補助減額というふうになったのか、今後のために伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 営農再開支援事業の減額の主な理由であります、一番大きいものは電気牧柵等の購入事業であります。当初の予算では、獣害防止のための電気牧柵、これを360キロメートル分、また柵ですね、ワイヤーメッシュにつきまして120キロメートル分を見込んでいたわけですが、営農者の方の営農期間が翌年にずれたなどというような理由もあり、また、当初の中で不足のないように、余裕を持って見ていたというところもありまして、実績としては電気牧柵のところ85キロメートルほどの見込み、あとワイヤーメッシュについても55キロメートルほどの見込みということで今整理をいたしましたので、これに係る減額部分が合わせて1億9,000万円ほどありますので、これが一番大きな理由ということになります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 移住者も含め村に戻る方も含め、今後牧柵やそういうものに対応する補助を受けたいという方、現れるとは思いますが、当面の部分で間に合うので、ここでは減額だということですか。

産業振興課長（三瓶 真君） この事業につきましては、単年単年で予算を計上しております、今減額するのは令和4年度対象の事業分のみであります。議員おただしの、今後の希望者につきましては、またこの営農再開支援事業、今のところ令和7年まで継続ということで見込まれておりますので、令和5年度にも予算を計上しておりますが、毎年必要分を確保をしてみたいと考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） それでは、69ページのイノシシの管理業務ということになりますけれども、説明ではイノシシの頭数が少なかったという説明だったのかなと思うんですが、実態として活動状況にいろいろ問題あって少なかったのか、イノシシなど駆除するもの、そのものが少なかったのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） イノシシの埋却の減額の理由については議員のご認識のとおりというふうに思います。そして、質問の、原因でありますけれども、今本村のみならず、福島県内、特に被災12市町村の数字を見ますと、押しなべてイノシシがかなり減ってきているというような状況にあります。捕獲隊の活動としては、これまでどおり活動していただいているわけですが、イノシシの数が、原因も専門家でも不明のようであ

りますけれども、減っていることによりまして、捕獲頭数が減っているというふうに認識をしております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 先ほど東京電力損害賠償、これは6億4,000万円と言いましたか。6億円だけの収入、6億円だけの積立て、6億4,000万円と言いませんでしたか。

総務課長（村山宏行君） 先ほど申しあげました内訳、多分6億円を超えていると思いますが、今回確実なものということで6億円を計上させていただいて予算化をしたというところでございます。当然、東京電力のほうからは、若干これよりも多く、多分入ってくるだろうという見込みは立つわけですが、今回確実なところということで、6億円を計上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

9 番（高橋孝雄君） ナンバー2の33ページ、先ほど渡邊議員から、それから八郎議員からも話が出ましたけれども、村の固定資産、賠償の対象になるものがかなりあると思うんです。確かに東電では、最後まで完全に賠償すると言っておりますが、今回も6,000億円も7,000億円もの赤字を出しているわけです。ですから、完全にもらえるということは確かにあると思うんですけれども、しかし早いにこしたことはないから、村の請求は早めに出して、そしてもらうものはきちっともらっていただきたい、それだけです。よろしく。

総務課長（村山宏行君） 請求のほう確認できたものから随時進めてまいります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2 番（横山秀人君） 今回の補正予算について、3点質問いたします。

まず33ページ、東京電力損害賠償金についてであります。こちらに6億円の計上がございますが、実際この東京電力の賠償金が適正なのかどうか、それを判断する組織が村にあるのか、1点確認します。

総務課長（村山宏行君） 適正な部分なのかということではありますが、この部分での審査機関というのは村にはございません。

2 番（横山秀人君） 実際、村民の中でも、地目と現況が合わなくて、現況に合わせて再度追加買収をしたら該当したという事例もございます。また、納得いかなければADRに申請、そして弁護士に申請という形で、適正な賠償額を、村民の方求めています。村も、きちんこの賠償金が適正なのか、また追加でできるものはないのか、村の権利であります、代表して行政として請求するわけですので、きちんとした確認組織、そして請求組織の設立を求めます。まずこれについて回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 正しく賠償請求をされるということは、議員おただしのおりというふうに認識しております。村でも基本的にはそうした、いわゆる相場ですよね、面積とそれから要は建物、建築年数からして、賠償金額が妥当なのかどうか、そこの判断は、一つ一つ丁寧に行ってまいりたいというふうには思っております。ただ、その審査機関とかそういったところまでは考えておりません。また、そういった明らかにこれは低く見積もられているのではないか、あるいは不当ではないかというようなところがありましたら、弁護士なりに相談するなり、そういった形でしっかりとした賠償請求につな

げたいと思っております。

2番（横山秀人君） では続きまして43ページ、中段にあります飲料水安全確保対策工事、約2,600万円の減額補正であります。こちら、当初説明の中では長泥の井戸の減額だということでした。帰村する際に、もちろん飲料水はとても大事なものであります。それが、今回減額という形が出たその理由をお聞かせください。

建設課長（高橋栄二君） こちら長泥地区における飲料水安全確保対策工事でございますが、予算では6件を見込んでおりましたが、実際に掘削された方が4件ということと、さらには深さ80メートルで計上していたんですが、浅い段階で水が出てきたということも加わっての減額でございます。

2番（横山秀人君） 再度確認しますけれども、では要望していた人が、何か事情があって年度内に間に合わないとか、そういう事例はございますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 実は井戸があって、その井戸が使えるというような案件もございました。

2番（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて3点目、最後質問いたします。89ページの一番下の段、普通財産の取得費であります。今回、川俣町の土地の一部が販売されたということで、川俣仮設小学校のところの全土地について、土地を購入するという予算であります。これは決算審査特別委員会のほうで、土地開発基金にこの小学校用地があったので、それを普通財産に移すべきだというお話をしたことを、このような形できちんと対応されているのかなと思います。土地開発基金にはまだ40万平米を超える土地が残っておりますので、今後どのような方針で普通財産化するのか、その方針を伺います。

総務課長（村山宏行君） 土地開発基金の状況ということでございますが、議員おただしのとおり、41ヘクタールの財産があるということになってございます。土地開発基金、そもそもは村の予算の計上を間に合わないときに、用地賠償あるいは今回のように緊急時の学校の用地が取得が必要だったというような、緊急に対応するためということで、土地の購入のための基金を用意しているものでございます。当然この中で内訳であります。あいの沢の部分であったり、それから道路拡幅の用地であったりということで、財産のほうは台帳というのが整理されております。ご指摘のように、基本的には村の一般財源のほうにして、しっかりその部分を基金のほうに金額を戻していくということが必要ということで考えますので、今後計画的に、基金のほうへ戻すような取組を進めてまいります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第7号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤一郎君) 日程第4、議案第7号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第8号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)

議長(佐藤一郎君) 日程第5、議案第8号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 1点、質問いたします。125ページの公課費の消費税の約600万円の減額であります。ちょっと額が大きかったものですから、この消費税の積算誤りとか何かあったのか、ご回答をお願いします。

建設課長(高橋栄二君) 消費税の額の計算によって納付額の確定をしまして、当初は不足にならないように多めに取っていたというところがございます。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第9号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)

議長(佐藤一郎君) 日程第6、議案第9号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第10号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第5号)

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第10号令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第11号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤一郎君) 日程第8、議案第11号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第12号 令和5年度飯舘村一般会計予算

日程第10、議案第13号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第 1 1、議案第 1 4 号 令和 5 年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第 1 2、議案第 1 5 号 令和 5 年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第 1 3、議案第 1 6 号 令和 5 年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第 1 4、議案第 1 7 号 令和 5 年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤一郎君） 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第 9、議案第 12 号令和 5 年度飯舘村一般会計予算について、日程第 10、議案第 13 号令和 5 年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第 11、議案第 14 号令和 5 年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、日程第 12、議案第 15 号令和 5 年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、日程第 13、議案第 16 号令和 5 年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第 14、議案第 17 号令和 5 年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐藤健太君） ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託をされました議案第 12 号から議案第 17 号までの令和 5 年度飯舘村一般会計予算外 5 つの特別会計予算、計 6 議案について、提出された予算書等に基づき、3 月 7 日から 3 月 10 日の 4 日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等により事務事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和 5 年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、特別会計当初予算の概要書等の資料を基に、事業計画執行に対する基本方針等について村長はじめ各担当課課長等にたどりました。

審査の観点は、原発事故により全村避難から 12 年が経過し、一部を除き避難指示解除となって 6 年目の状況下において、1 つにはいまだ避難状況が続く中で村民福祉向上のための事業内容であるか否か、2 つには村に戻り安心かつ安全な生活環境確保ができるような事業内容であるか否か、3 つには村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか否か等について審査を行いました。

質疑では、村民の健康管理をはじめ日常生活の安心・安全、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた新規事業など多くの事務事業についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計それぞれに村民が安心かつ安全な生活が営めるよう、事業執行段階において村民一人一人に寄り添った丁寧な事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえて採決を行った結果、議案第 12 号令和 5 年度飯舘村一般会計予算、議案第 13 号令和 5 年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第 14 号令和 5 年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算、議案第 15 号令和 5 年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算、議案第 16 号令和 5 年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第 17 号令和 5 年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算の 6 議案について、本委員会は採決の結果、一般会計予算並びにほかの 5 つの特別会計全てにおいて全会一致で可決すべきものと決定をしたので、飯舘村議会規則第 77 条の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告をいたしました。

なお、委員会での審議の詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会であり
ますので、後ほど会議録により確認くださいますようお願いを申し上げ、審査の経過と
結果のみの報告とさせていただきます。

以上で令和5年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤一郎君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第12号から議案第17号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号令和5年度飯舘村一般会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定
することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されま
した。

これから議案第13号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決
定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されま
した。

これから議案第14号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決
定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されま
した。

これから議案第15号令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について採決しま
す。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決
定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されま
した。

これから議案第16号令和5年度飯舘村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第18号 飯館村個人情報保護法施行条例

議長(佐藤一郎君) 日程第15、議案第18号飯館村個人情報保護法施行条例を議題とします。これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第19号 飯館村議会の個人情報の保護に関する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第16、議案第19号飯館村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第20号 飯館村個人情報保護審査会条例

議長(佐藤一郎君) 日程第17、議案第20号飯館村個人情報保護審査会条例を議題とします。これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第21号 飯舘村債権管理条例

議長(佐藤一郎君) 日程第18、議案第21号飯舘村債権管理条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 議案説明資料のナンバー4の4ページ、こちらのほうに飯舘村が持つ債権の分類ということで、詳細が記載されております。ここに記載のない基金からの貸付けについて、どの債権に該当するのか、まず確認いたします。1つ目の基金が、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、約360万円ほどの貸付金がございます。2点目が、水田農業確立対策推進貸付基金、こちらが540万円ほどの貸付金残がございます。こちらについてはどの債権に該当するか、お教えてください。

産業振興課長(三瓶 真君) ただいまご質問のありました基金につきましては、この中でいう私債権に該当いたします。

以上です。

2番(横山秀人君) 他市町村のホームページで公開されている資料を見ますと、時効により債権が自動消滅してしまう債権と、あとは時効の援用により債権が消滅してしまう債権と、時効によって、せっかく村が請求できる権利を放棄してしまうこともありますので、自己管理等きちんと行っていただき、不納欠損等がよくなるような対策等をお願いいたします。

以上です。

議長(佐藤一郎君) 執行部の答弁はありますか。

産業振興課長(三瓶 真君) まさに今議員からありましたように、時効の考え方については、先ほどの私債権ですと民法の定めによるものというふうに理解をしております。この事業に関するところは、ご承知の部分もあるかもしれませんが、いずれも震災前というようなことでかなり時間がたっておりますけれども、今ほどお話ししました民法上の規定に照らし合わせて、そのところをこれから精査をいたしまして、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第22号 飯館村長泥公園設置条例

議長(佐藤一郎君) 日程第19、議案第22号飯館村長泥公園設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 議案が提出された後に、役場担当課のほうに依頼いたしまして、3月1日現地を確認しに伺いました。そこで気づいた点が、公園の安全面であります。実際、行ってみて分かったことなんですが、公園の出入口が丁字路、一方が土手等があつて見づらいいということで、こちらのほうにカーブミラー等が必要ではないかと。あと、今回この条例の内容を見ますと、24時間365日開放の公園と思うんですが、そうしますと、防犯灯がない、よって夜足元等が見えない。特にここは平らなところではありませんでしたので、結構急な段差がございますので、やはり夜の明かりというのも大事じゃないかなと不安がございました。あと、きちっとフェンスで区切られているんですが、フェンスを越えてすぐのところには井戸が2つございました。こちらについても蓋を固定するなどのリスク対策が必要ではないかと思っております。現時点で、避難指示解除後について、この条例設置公園として、それについては問題ないと思っておりますが、ただ、安全対策を取らないうちに、避難指示解除したから、そこを開園するということは、やはり管理者として村はまだまだ検討すべきだと思うんですが、こちらについて見解を伺います。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) ただいま横山議員からご指摘があつた点、特に安全管理面、これは我々も十分配慮しなければならないというふうに考えているところであります。今いただいた内容の部分、現地を再度確認しながら、公園を供用開始までに、まだ期間もあるということもありますので、しっかり対応できるように検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

2番(横山秀人君) 避難指示解除日が、どうしてもある程度この条例の施行日ということであるんですけども、安全対策については、多分時間がかかる部分もあるのかなと思っております。ですので、この設置条例は、その解除日によいんですけども、実際安全対策を議会とも含めて確認した上で、開園日をそれよりは遅らすとか、実際安全対策を確認した上で開園という形で対応は取れるのか、伺います。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 実際に現場で使える状況になるか、ある一定の期間安全面の部分を配慮しながら進入させないことも可能なのかというようなご質問かと思っておりますが、それは対応は可能かとは思っております。きちんとそういった部分に対応しながら、敷地内に入出りできるような形を取っていきたいと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 条例の条文をずっと読みますと、利用の制限ずっと多々あるんですけども、誰が立ち会ってこの行為なりなんなりを見るのか、申請なりどういうふうにやっていくのか、どんな話をされているのか。条例制定理由書のほうに、交流人口増加による地域活性化に寄与するということで、この公園あるようですけども、内容を読んでいますと、あまり自由にはならないのか、具体的にどんな流れでここが制定理由に値していくのか、ちょっと理解に苦しむ。現場を見た者としては、今横山議員からあったことは当然であるし、ここで公園自体の使い悪さだけがをしたり、そういうときにはどういうふうになるのか、それは利用した方の自分の問題だというふうになっていくのか。非常に危険極まりない状況でないかなと、現場を見た者としては思うんですけども、いかがですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました利用の制限等の部分でございます。基本的に一般的に誰でも自由に出入りできるというようなことで、一般的な使い方をしていただく分には問題ないかとは思っております。ただ営利目的で何か活用したりとか、暴力的な組織とか、そういった部分については、当然制限しなければならないというようなことで、制限項目を設けているところであります。24時間村が管理するというような体制には、それは無理な部分であります。そういった情報等が入り次第、確認をしながらそういった制限等を設けて、きちっと注意をしまいたいということで、制限での部分であります。

けが等については、一般的な公園もそうだと思いますが、基本的に現場の状況、危険な状況というふうには認識はしていないところであります。通常の使い方をしていただく分には問題ないのかなとは思っておりますが、けが等は基本的には自己管理で十分注意していただきたいというふうには考えているところではあります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第23号 長泥コミュニティーセンター設置条例

議長（佐藤一郎君） 日程第20、議案第23号長泥コミュニティーセンター設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第24号 飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第21、議案第24号飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第25号 飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第22、議案第25号飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) ではこちらについて質問いたします。議案説明資料のナンバー4の14ページ、条例改正理由書等のところに、計算式等ございます。この条例が、令和5年の4月1日から施行された場合に、今現在返済途中の方で村に勤めている方、つまり4月1日から、申請すれば、これに対象となる該当者はいらっしゃいますでしょうか。

教育課長(高橋政彦君) 委員のご質問にあります対象者については現在おりません。

2番(横山秀人君) そうしますと、今借りている方、またこれから借りられる方について、スタートという形での認識でよろしいでしょうか。

教育課長(高橋政彦君) 議員の認識のとおりです。

2番(横山秀人君) 同じ資料の16ページの条例改正後の文面の中に、今回、第8条の4項ということで追加されていますが、こちらは免除することができる条文ということは、これは必ず申請をしなければならないということなのであれば、今後、どのような広報をどう行っていく予定か、お聞かせください。

教育課長（高橋政彦君） ただいまのご質問にありました免除できるという項目ですが、基本的には申請をしていただくということになります。免除の部分なんですけど、就労をした場合ということなので就労の確認が必要になります。ですので、想定としましては、免除額の確定をさせていただいて、最後に1年間の就労を確認した後に償還払いという方法が現実的かなというふうに考えています。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第26号 飯館村民家園ふるさと設置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第23、議案第26号飯館村民家園ふるさと設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） こちらについて質問いたします。今現在1人1日100円ということですが、今回基本料と、また施設利用料という形に分けた理由をまずお聞きかせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 民家園につきましては、ただいま振興公社のほうに指定管理ということで管理をお願いしているところであります。そういった中で、適切な運営をするというような経営の部分もありますが、その中で、ある程度収入というか計画をもって設定していただきたいという部分もありまして、今回の改正に至ったというようなことであります。

2番（横山秀人君） この民家園ふるさと設置条例の中の第13条の中で、利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとございます。この確認なんですけれども、今指定管理料ということで支払っているわけですが、収入であるということは、幾ら収入があっても指定管理料の減額等には関係ないよと、つまり営業努力によって、民家園を貸せば貸すほど、振興公社のほうに収入が増えるという認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 指定管理料につきましては都度、毎年度協議をしながら決定している部分もありますので、その都度、そういった業務実績を見ながら協議になってくるのかなとは思っているところであります。ただこの料金、利用をすごくいっぱいたくさんしていただいたというようなことで、こちらのほうで収入が増えたということで、その年度すぐに指定管理料をどうのこうのという話にはならないというようなこと

でございます。

2番（横山秀人君） 最後の質問です。確認ですが、そうしますと指定管理者の収入になるということであれば、これは税込みという形の考え方でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 料金設定、基本的に税込み額と認識しておりました。税込みで考えてあります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 基本的なことを伺います。会議とか集会での利用、例えば10人で8時間利用した場合を見ると、大人ですけれども3,000円プラス5,000円、8,000円というふうになるんだかどうか伺っておくのと。あと他施設との関連では、この料金体系が正当なのか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時10分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいま佐藤議員のほうから出ました金額、つまり基本料金に加えてというようなことの施設利用になりますので、その範囲内で設定というふうなことになるということであります。

ほかの施設との比較という部分であります。基本的にあいの沢で今まであったバンガローと、そういった部分の料金と基本的には合わせるような形という考えで設定をしているところであります。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 4時間以上は8時間以内なんですか、宿泊はないんでしょうから、夜9時までなんでしょうか。どこかに書いてあるのかどうか分かりませんが。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 4時間以上ということで1回当たりの使用が、それが5,000円上限ということで設定しているところであります。基本的に民家園は宿泊はしない施設ということになっておりますので、時間がいくら長引いたとしてもこういう料金というふうなことでありまして、宿泊はできませんということになっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 何時まで使えるのかという質問がありました。夜9時まででも大丈夫なのかということでありましたが、夜9時まで使っていただいても結構ですということになります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時12分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時12分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 説明不足がありましたので、再度答弁をさせていただきます。基本的に条例の中で、午前8時半から午後5時までということにしておりますが、村長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができるということで、その都度状況に応じまして、延長して使用することも可能だということにしておりますので、先ほどの9時までとかいう対応についても可能だということでご理解いただければと思います。以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第27号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第24、議案第27号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第28号 令和元年災第911号小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第25、議案第28号令和元年災第911号小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第29号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第26、議案第29号佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(佐藤一郎君) 日程第27、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第28、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(佐藤一郎君) 日程第28、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第29、閉会中の継続調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第29、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長並びに産業厚生常任委員長から、会議規則第73条第2項並びに第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、両委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第30、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第30、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎日程第31、議員派遣の件

議長(佐藤一郎君) 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時18分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘